

平成27年第390回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

平成27年 9 月 4 日 開 会

平成27年 9 月 14日 閉 会

矢 吹 町 議 会

平成27年第390回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	7
会期外付託案件調査報告	8
町政報告	10
報告第6号の上程、説明、質疑	14
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案の上程、説明（議案第49号、議案第51号～議案第57号、認定第1号～認定第8号）	16
散会の宣告	21

第 2 号 (9月7日)

議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
職務のため出席した者の職氏名	24
開議の宣告	25
一般質問	25
大 木 義 正 君	25
薄 葉 好 弘 君	35
佐 藤 幸 市 君	44

藤 井 精 七 君	4 7
熊 田 宏 君	5 4
散会の宣告	6 4

第 3 号 (9月8日)

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
職務のため出席した者の職氏名	6 6
開議の宣告	6 7
一般質問	6 7
鈴 木 隆 司 君	6 7
安 井 敬 博 君	7 7
加 藤 宏 樹 君	8 5
青 山 英 樹 君	9 5
総括質疑	1 0 4
議案・請願・陳情の付託	1 0 6
散会の宣告	1 0 6

第 4 号 (9月14日)

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
職務のため出席した者の職氏名	1 0 8
開議の宣告	1 0 9
議事日程の報告	1 0 9
議案第49号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 9
陳情第4号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 2
議案第51号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第52号～議案第57号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 1
日程の追加	1 2 8

議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
閉会中の継続調査の申し出について	1 3 2
議員の派遣について	1 3 2
閉会の宣告	1 3 2
署名議員	1 3 5

平成 2 7 年 9 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

平成27年第390回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成27年9月4日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 報告第6号

日程第 6 議案第50号

日程第 7 議案の上程

議案第49号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画経営課長 阿 部 正 人 君	総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君
税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君	町民生活課長 氏 家 康 孝 君
保健福祉課長 泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君
都市建設課長 福 田 和 也 君	上下水道課長 小 針 良 光 君
教 育 次 長 兼 学校教育課長 佐 藤 豊 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 白 坂 惠 悟 君
生涯学習課長 兼 中 央 公 民 館 長 梅 原 喜 美 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	----------------------

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第390回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 竹 元 孝 夫 君

8番 大 木 義 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第390回矢吹町議会定例会が、本日9月4日に招集になりましたので、それに先立ちまして9月2日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案については企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等については議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日9月4日から9月14日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は18件であります。そのうち報告1件、工事請負契約の変更による一般議案の1件については、全体審議といたします。次に、条例の一部改正による議案1件及び8月28日までに受理いたしました請願1件、陳情2件については、その所管する常任委員会に付託して審議することにいたします。

また、7件の補正予算案及び平成26年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置構成して、審議することにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。

初日である本日の会議では、監査委員、組合議会、常任委員会などの諸報告及び町政報告を行います。続いて、報告1件、工事請負契約の変更議案1件について、全体審議として採決いたします。

日程第7では、議案第49号から第57号まで、認定第1号から第8号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の9月5日、3日目の6日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の7日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の8日火曜日も午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、請願、陳情の付託をいたします。

6日目の9日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。午後1時から、各予算決算特別委員会を開催いたします。

7日目の10日木曜日、そして8日目の11日金曜日は、水曜日に引き続きそれぞれ午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

9日目の12日、10日目の13日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の14日月曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議採決を行い、本定例会は終了となります。

会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開かせていただき、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時から「いやさか」さんにおいて、町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月14日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月4日から9月14日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料についてご説明いたします。

本定例会の議案書、決算書、一般会計・特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審

査及び経営健全化審査意見書、矢吹町・泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、財政的援助団体等監査結果報告書、例月出納検査結果報告書、事務報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写し、請願、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第5号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書につきましては、6月23日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成26年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成26年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成26年度第14回5月分及び平成27年度第2回5月分の出納については6月25日に、平成27年度第3回6月分の出納は7月23日に、平成27年度第4回7月分出納は8月25日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成27年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月24日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、町の指定管理施設「矢吹町図書館」「矢吹町文化センター」「矢吹町ふるさとの森芸術村」を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督について、平成27年7月8日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成26年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査の日ですが、平成27年7月31日、8月3日、4日、5日、6日、7日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成26年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおり、平成26年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、諸書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、平成26年度政策大綱に基づき、第5次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、東日本大震災の影響も大きな要因ではありますが、唯一の自主財源である町税が前年比2.8%増しているものの、依存財源の中心となる地方交付税については、9.5%の減額を示しており、一般財源全体でも前年比4.5%の減額となっており、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営を望みます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率が14.6%となっており、単年度で比較すると前年に比べわずかに減少傾向にあることは、財政運営の弾力性という観点から好ましい状況にあると評価しますが、依然として高い数値を示しているため、今後も適切な財政運営を期待いたします。

さらに、将来負担比率が137.2%となっており、前年と比べて4.4%減少し、引き続き再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたい。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成26年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成27年7月24日に行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページ記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書4ページに記載しましたが、平成26年度決算では、東日本大震災からの復旧も完了したが、

住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、震災以前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みと他会計繰入金など営業外収益も減額となり、一方で電気料金等の値上げや老朽化する配水設備の修繕など営業費用の増額から、純損失となっております。

なお、当年度純損失については、前年度から繰り越された利益剰余金により全額補填し、残りの未処理剰余金についても全額翌年度に繰り越す予定であるが、これまでも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率も昨年をわずかに下回ったものの、濁り水も少ない安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、使用者としての負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたい。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

あわせて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をごらんいただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成26年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（諸根重男君） 次に、私から平成27年8月7日に開催されました平成27年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告いたします。

初めに、定例会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、白河市議会議員一般選挙の執行に関係し組合議会の議長の選挙が行われ、議長に高橋光雄白河市議会議員が選任されました。

定例会での提出議案についてであります。本定例議会に提案されました議案は4件、そして報告が2件であります。

最初に、議案第6号 動産の取得についてであります。本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可

決されました。

次に、議案第7号 動産の取得についてであります。本案は、災害対応特殊救急自動車2台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 動産の取得についてであります。本案は、高度救命用資器材2式の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、救命用資器材は、さきに提出のあった議案第7号による救急自動車取得に伴う内部に搭載される救命用器材の購入でありまして、本案についても、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 決算の認定についてであります。本案は、平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。

平成26年度水道用水供給事業会計の損益計算書によれば、収益的収入総額11億4,695万273円に対し、収益的支出総額が10億3,126万3,402円で、収支差引きの結果、1億1,568万6,871円の純利益による決算となりました。

なお、当年度純利益額に、その他未処分利益剰余金変動額8,856万6,311円を加算した当年度未処分利益剰余金2億425万3,182円のうち、8,856万6,311円を資本金への組み入れとし、残りの1億1,568万6,871円は、減債積立金に積み立てるものであります。原案のとおり認定されました。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

次に、報告第1号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、地方自治法施行令の規定により、平成26年度組合一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越明許費繰越計算書により平成27年度に繰り越したもので、その報告があったものであります。

最後に、報告第2号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計資金不足比率についてであります。本件は、平成26年度の資金不足の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけ、その報告があったものであります。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（諸根重男君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会から報告させていただきます。

第388回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

文教厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

1 番から 6 番までは記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、調査経過。

神栖市は、茨城県の東南端に位置し、東側は太平洋に、南側・西側は利根川を経て千葉県に、北西側は鹿嶋市及び潮来市に接した南北に長い形状をしています。

神栖市の北東部一帯は、鹿島港及び鹿島臨海工業地帯が整備され、製造品出荷額は茨城県第 1 位、温暖な気候を生かしたピーマンは、ブランド品として高い評価を受け全国第 1 位の生産量を誇っています。

また、南部は波崎漁港を中心に漁業が盛んで水産加工品などが特産品となっており、商業を含めた各産業がバランスよく形成されています。

市の面積は、146.94 平方キロメートルであり、東側は臨海工業地帯、西側に農業地帯が広がっています。市を南北に走る国道 124 号に接する溝口地区には市役所など公共機関が集中し、大野原、知手地区が商業の核となっています。

市の人口は、9 万 4,531 人、世帯数は 3 万 8,714 世帯であり、平成 17 年 8 月 1 日に神栖町と波崎町が合併し、市制を施行してからことしで 10 周年を迎えます。

最初に、神栖中央公園を訪問し、同施設内にある備蓄倉庫の会議室にて公園の概要について説明を受けました。

神栖中央公園は、市のシンボルとして、市民の日常的な憩いと健康づくりの場となるとともに、中心市街地にふさわしいにぎわいの場を創出するために設置された公園であるとの説明がありました。また、災害時には地域防災の拠点として、災害時の救援・救護活動の前線基地、復旧・復興のための資材や生活物資輸送の中継基地となる防災機能を備えた総合公園という位置づけをもって整備されたということでした。

公園の敷地面積は、19 ヘクタールという広大な敷地であり、もともとは国有地であったものを平成 21 年度に払い下げを受け、平成 22 年度から工事に着手したとのことでありました。また、総事業費は用地費、工事費、設計委託料も含め 49 億 8,000 万円で、内訳は国からの補助金及び交付金等が 37 億 5,000 万円であり、市の負担が 12 億 3,000 万円との説明がありました。

公園施設は、調整池を兼ねた多目的広場、芝生広場、大型複合遊具などが設置されておりました。また、防災機能については、2 階建てで備蓄スペースが 975 平米の備蓄倉庫、100 立方メートルの耐震性貯水槽、80 立方メートルの耐震性貯留槽、マンホールふたを外すとトイレになる防災トイレ 56 基、かまど機能を備えたかまどベンチ、自家用発電機、自衛隊の大型機にも対応したヘリポートなどが備えられており、災害時には約 6 万人が避難することが可能ということでした。

平常時は、子供たちが楽しく遊べるドライ噴水などもあって市民の憩いの場として利用されています。驚いたことは、公園の計画が東日本大震災以前に策定されていたことです。完成したのは大震災の後ではありますが、神栖市の防災への意識の高さを感じました。また、震災前と震災後での公園施設の整備内容に変更があったかどうか確認したところ、1 点だけ変更があり、津波の被害の心配があるため当初計画より 1.5 メートルほど公園敷地が高くなるように造成工事を実施したとの説明がありました。

さらに、施設の説明ということで屋外での説明をいただきました。備蓄倉庫の説明を受け、毛布や食料品、

乳児用の粉ミルク、飲料水等の備蓄状況を見させていただきました。また、耐震性貯水槽、防災トイレ、かまどベンチ、最後に、津波避難のための「ふれあいの丘」という名前の標高15メートルの丘を見させていただきました。津波発生時には、2,000人の避難が可能であるとの説明がありました。そして、震災時には避難所、通常時は体育館として使用するアリーナを建築する予定であるとの説明がありました。

最後に、神栖市において震災後に行った防災への取り組みについては、茨城県と神栖市で昨年総合防災訓練を行ったこと。さらには、市内には余り高い建物がないため、津波発生時には3階以上の建物に市民が駆け上がり避難できるための協定を結んだとのことでありました。また、各学校には、外から屋上に駆け上がる階段を設置するとともに、屋上に手すりを設置したとの説明がありました。

矢吹町においても、防災への取り組みはもちろんのこと、未来を見据えたまちづくりを進めていくべきと、改めて実感いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（諸根重男君） 次に、会期規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第390回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第390回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建設を予定しております。

中畑公民館脇の中畑地区4戸については、昨年12月に工事を着手し本年7月末に工事完了、8月12日より入居を開始しております。

円谷呉服店跡地の中町第一地区14戸については、本年2月に工事を着手し、現在、木工事、建て方工事を施工中であります。

薫、商工会館跡地の中町第二地区23戸については、本年3月に工事を着手し、現在、基礎配筋工事を施工中であります。

山口靴店跡地の中町第三地区11戸については、本年8月から工事を着手し、現在、造成工事を施工中であります。

なお、平成28年3月末までには、町内52戸全ての完成を目指し、事業推進するとともに、進捗状況にあわせた入居説明会及び内覧会等を随時実施し、入居開始に向けた準備を進めてまいります。

屋内外運動場「未来くるやぶき」の利用状況につきましては、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と運動能力の向上を図るため、3月28日に駅東口にオープンし、来場者も順調に推移しております。

来場者につきましては、7月31日現在、屋内遊び場の個人利用者1万6,633名、団体利用654名、にこにこ広場やフットサルコート等1,662名、合計1万8,949名となっております。

今後は、さらに利用者数の増加を図るため、町民の皆さんへの周知を図るとともに、近隣市町村の幼稚園や保育園等へもPRを行ってまいります。

次に、除染関係についてであります。堰の上仮置き場につきましては、平成26年12月に着手しました仮置き場接続道路舗装工事が6月末で完成し、現在、仮置き場内の全12ステージのうち、残り2ステージの造成工事と4ステージの保管業務を鋭意施工中であります。

矢吹地区の住宅除染につきましては、既に発注しております北町から新町までの337カ所の除染及び5月上旬に追加発注しました大池、善郷内、小松、曙町、八幡町、東郷、一本木、田町地区177カ所の除染、合計514カ所中、8月19日時点で122カ所の除染が完了し、今後392カ所の除染を実施してまいります。

また、中畑1次地区である西長峰、東長峰、松房、松倉、上敷面、諏訪清水地区の住宅除染につきましては、現地調査及び地権者との取り決め等を実施しており、今後85カ所の除染を実施してまいります。

さらに、8月には中畑2次地区の弥栄、文京町、大久保、根宿、中畑、中畑南、鍋内、寺内西、寺内南、寺内東、寺内、平鉢、住吉、上の前、前久保及び三神地区117カ所の住宅除染を発注いたしました。

なお、これら住宅除染事業及び仮置き場造成・管理事業については、平成28年3月までに完了する予定となっております。

道路の除染につきましては、町道のモニタリング測定調査が7月に完了し、基準値を超えている箇所については、道路側溝などのホットスポット除染を実施してまいります。

公園の除染につきましては、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所のホットスポット除染を行うため、詳細調査を実施し、順次除染作業を発注してまいります。

4ページをごらんください。

次に、子ども交流事業についてであります。日本三大開拓地子ども交流事業につきましては、今年度は宮崎県川南町を会場に、7月31日から8月3日までの4日間、宮崎県川南町・青森県十和田市・矢吹町の小学生を対象に行われました。矢吹町からは小学6年生が20名、十和田市、川南町からは小学校5、6年生が合わせて40名、合計60名が参加いたしました。

今回の交流事業では、宮崎科学技術館見学やトロントン夜市という夜祭見学、開拓の原点となった切原ダム見学、宮崎県警音楽隊演奏鑑賞、サーフィンやキャンプファイヤーなどの体験を通して、参加者同士の熱い交流が深められました。

そして、開拓についての勉強会や講話を伺う機会が得られたことにより、先人の業績や開拓者精神について深く学んできました。

この4日間は、子供たちにとって開拓の歴史について認識を深めるとともに、思い出に残る体験になったのではないかと思います。

なお、来年度は、青森県十和田市を会場に開催される予定となっております。

三鷹市・矢吹町子ども交流会につきましては、8月18日から21日までの3泊4日の日程で、長野県川上村及び三鷹市で行われました。

矢吹町からは35名、三鷹市からは47名の児童が参加し、その他シニアリーダーや指導者、看護師を含め総勢143名により交流が図られました。

キャンプ期間中、子供たちは自然の中での集団活動を通じて、仲間づくりや野外活動の知識や技術を学び、充実した4日間の体験と交流会を通じた友情の輪が大きく広がりました。

次に、消防団活動についてであります。第31回矢吹町消防団消防操法競技会が、7月26日に矢吹中学校校庭を会場に開催されました。

ポンプ車の部に第1分団第5部、第2分団A班、第3分団第1部の3チームが、小型ポンプの部に第2分団B班、第2分団C班、第3分団第8部の3チームが出場いたしました。各チームは、7月13日の操法講習会から2週間にわたり毎晩練習を重ね、大会当日は炎天下の中、練習の成果を披露いたしました。

結果は、ポンプ車の部は第1分団第5部が、小型ポンプの部は第3分団第8部が優勝いたしました。ことしは、支部大会・県大会等の上位大会がない中、各出場チームは2週間に及ぶ夜間練習に励み、出場した消防団員の健闘をたたえるとともに、協力いただきましたご家族・関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

また、今後も団員の消防技術向上を図るべく、各種講習や訓練のさらなる充実化を図ってまいります。

次に、やぶき観光案内所についてであります。J R矢吹駅西口のコミュニティルームを改装し、町外から訪れた方々への観光案内や電車を待ち合わせる方々へ憩いの場を提供する「やぶき観光案内所」がオープンし、6月25日、同所において、議員の皆様、矢吹町商工会長等多くのご来賓のご参集のもと開所式が行われ、テーブルカットや内覧会が催されました。

この観光案内所は、木目調の内装や調度品及び観葉植物に囲まれ落ちついた雰囲気があり、子供向け図書コーナーも併設されております。また、不定期ではありますが美術・芸術作品の展示会や物販イベント等を実施することにより、駅利用者ばかりでなく、町内外の多くの方々が集う場として同施設が積極的に利用されるよう、さまざまな取り組みを実施してまいります。

次に、学力向上対策事業についてであります。児童・生徒の学力向上対策として小学6年生と中学3年生を対象とした夏期講習会を夏休み期間中に開催いたしました。

小学生は、昨年より期間を1日ふやした7月21日から24日の4日間の日程で、4小学校から141名の児童が参加し、矢吹中学校を会場に基礎、定着、発展の習熟度別の3コース編成により、国語、算数の講習会を実施いたしました。

中学生は、8月17日から21日の5日間の日程で、生徒146名が参加し、習熟度別3コースのクラス編成により、国語、数学、英語の講習会を実施しました。

また、8月20日には、昨年に引き続き矢吹中学校出身の東京大学の学生から、後輩生徒に対し、高校受験に向けた励ましの言葉を贈っていただきました。

なお、参加率については、小学校97.5%、中学校82.1%であり、小学生に対し行ったアンケート調査では84%の児童から「大変勉強になった」との回答がありました。その他の感想では、「わからなかったこともきちんとできた」「中学校に行って実際の教室で勉強ができ、とてもうれしかった」「他の学校の友達ができた」等の記述もあり、4小学校の6年生同士の交流会を兼ねて行うことができました。

今後も学力向上対策について検討を図り、確かな学力とたくましい児童・生徒の育成に努めてまいります。

次に、矢吹小学校大規模改修事業についてであります。安全・安心な学習環境の整備を図るため、スーパーエコスクール実証事業及び長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用した矢吹小学校大規模改修事業を鋭意施行中であります。

西校舎2階、3階部分の一部改修が完了した教室等について、平成27年6月25日に部分検査を実施し、現在、理科室、音楽室、図工室等の特別教室及び2年生及び6年生の教室等として児童が新しい教室を使用しております。

また、7月9日、10日には保護者の皆さんの協力を得て、教室、職員室、放送室及び印刷室等の移動を行い、移動後にあいた教室及び中央階段については、7月21日から改修工事等に着手しております。

児童の安全確保及び授業環境への配慮を最優先とし、平成27年10月末の完成を目指し進めてまいります。

次に、夏の町内イベントについてであります。第24回「真夏の夜の鼓動」につきましては、町の夏の風物詩としてことしも天候に恵まれ、昨年に引き続き大池公園を舞台に開催されました。

第1部として、ご当地アイドルのステージや空手の演武、よさこい踊り、フラダンスが披露され、また第2部の太鼓フェスティバルとして町内外8団体による勇壮な太鼓の演奏と、町民の皆さん手づくりの灯籠が大池の水面を美しく照らしました。

ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

第32回中畑清旗争奪ソフトボール大会につきましては、今年度は、県内のスポーツ少年団と昨年度優勝チームの96チーム及び中学女子の9チームによる合計105チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として8月9日、10日に開催いたしました。

本町から参加した4つのスポーツ少年団は、それぞれ健闘し、初日で矢吹スポーツ少年団、中畑スポーツ少年団が敗退したものの、善郷ソフトボールスポーツ少年団、三神スポーツ少年団は大会2日目に勝ち進み、善郷ソフトボールスポーツ少年団があゆりブロック優勝、三神スポーツ少年団がベスト8となりました。

また、矢吹中学校女子チームは第3位と健闘いたしました。

日ごろ、スポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらに中学校部活動指導の先生方に感謝を申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から8点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの11項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第390回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

ホール・ボディー・カウンターによる内部被ばく検査について。

甲状腺検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

行政区活動支援事業について。

「新・矢吹方式」による交通安全活動について。

ふくしまデスティネーションキャンペーンについて。

町道整備事業について。

特色ある教育子ども教育推進事業について。

第8回矢吹町少年の主張大会について。

第68回福島県総合体育大会 県民スポーツ大会県南地域大会について。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で町政報告は終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時48分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前11時00分）

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより報告第6号 専決処分の報告について（専決第9号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。専決第9号 中畑災害公営住宅建築工事請負契約の一部変更について。本件は、平成26年12月15日議会の議決を受けました「中畑災害公営住宅建築工事請負契約の締結について」の一部を変更するものであります。

変更の内容としましては、塗装工事における塗装数量の減、外装工事におけるメッシュフェンスの追加及び工作物工事の砂敷きの追加に伴い、工事請負額の増額を行ったものであります。

なお、工事請負額については8,100万円を27万5,400円増額し、8,127万5,400円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年7月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上であります。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第6号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより、議案第50号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第50号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成26年10月21日議会の議決を受けました「矢吹小学校大規模改修工事（Ⅰ期工事）請負契約の締結について」の一部を変更するものであります。

矢吹小学校大規模改修工事は、矢吹小学校の校舎2棟のうち昭和44年に建築された西校舎の改修をⅠ期工事として、平成27年10月末の完成を目指し現在鋭意施工中であります。

変更の内容としましては、躯体につきましては主に老朽化に伴い、各教室のコンクリートの壁などに発生したひび割れ等を補修するための増額及び1階に2カ所設置されているトイレの床に強度を高める鉄筋を布設するための増額であります。

また、設備につきましては、高圧引き込み線の老朽化によるケーブル交換のための増額及び学校からの要望もあり、女子トイレに便器を3基増設し、ウォッシュレット機能を全てのトイレに追加するための増額であり、あわせてその他現場生産に伴う各種数量の増減に伴い、工事請負額の増額を行うものであります。

なお、工事請負額については、5億1,732万円を1,297万5,120円増額し、5億3,029万5,120円とするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第50号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第49号、議案第51号～議案第57号、認定第1号～認定第8号）

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第49号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） それでは、暫時休議いたします。

（午前11時09分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前11時14分）

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 説明の前に、議員の皆様大変お待たせしおわびを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、説明いたします。

議案第49号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴い、所要

の語句を変更する条例改正案であります。

マイナンバー制度は、各種申請、届け出等の行政手続を行う際の手続の簡素化により国民の負担を軽減することを目的としており、同法の施行により、地方自治体の業務において住民票を有する全ての個人に個人番号を付番することが定められました。

このことに伴い、本町で管理する個人情報のうち、個人番号を利用した業務における個人情報の利用・提供等の制限及び個人情報の開示請求における任意代理人を認めることなどを定めるために本条例を改正するものであります。

なお、本条例の改正案は、個人番号の通知、利用開始等に伴い施行する期日が異なっており、個人番号の住民通知が開始される平成27年10月5日、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日、国及び他の地方公共団体等との個人情報の提供が開始される日の3段階の施行日となっております。

次に、議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,915万1,000円を追加し、総額を92億3,415万5,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1,726万2,000円、県支出金1億2,787万4,000円、繰越金1億8,000万円をそれぞれ増額し、繰入金6,637万1,000円、町債3,240万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、総務費が地方創生上乗せ交付金に係る公共施設案内板設置工事等により7,482万8,000円の増額、農林水産業費が農業系汚染廃棄物処理委託等により2,388万円の増額、商工費が工業団地等除染対策事業等により1億59万3,000円の増額、公債費が繰上償還実施による償還元利金により1億円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業等により8,136万6,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、矢吹小学校大規模改修事業について、年度内完了が困難なことから総額4億7,006万3,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに農業施設災害復旧事業債を1,070万円追加するとともに、学校教育施設等整備事業債を220万円増額し、県営農道整備事業債を600万円、農業基盤整備促進事業債を730万円、地方道路等整備事業債を3,130万円、公営住宅建設事業債を70万円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第52号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,509万4,000円を追加し、総額を24億7,697万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金2億699万6,000円を増額し、前期高齢者交付金11万2,000円、繰入金1億1,179万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費2,922万3,000円、後期高齢者支援金等45万2,000円、前期高齢者納付金等4万3,000円、共同事業拠出金3,148万8,000円、諸支出金3,726万5,000円をそれぞれ増額し、総務費310万5,000円、介護納付金27万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第53号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳出予算の一部組み替えにより、増減額はありません。

歳出の内容を、総務費442万9,000円増額し、事業費442万9,000円減額するものであります。

次に、議案第54号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ49万6,000円を追加し、総額を1億9,821万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金49万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費49万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第55号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ334万9,000円を追加し、総額を12億9,901万円とするものであります。

歳入の内容は、支払基金交付金59万9,000円、繰入金70万4,000円、繰越金204万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費70万4,000円、諸支出金264万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第56号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ360万2,000円を追加し、総額を1億5,086万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金360万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費360万2,000円を増額するものであります。

議案第57号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的支出につきまして、既定の額に473万6,000円を増額し、支出予算総額4億5,889万5,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用473万6,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に520万円を増額し、支出予算総額2億5,178万円とするものであります。

支出の内容につきましては、建設改良費520万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等により弱い動きも見られますが、穏やかな回復基調が続いております。实体经济の改善が進む中で、物価は穏やかに上昇し、デフレ脱却へ向けて着実に進んでおり、今後駆け込み需要の反動減を乗り越え経済の好循環が拡大する中で、デフレ脱却と経済再生への道筋が確かなものとなることが期待されております。

政府においては、東日本大震災からの復興を加速させるとともに、経済再生と財政再建の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略を着実に実行し、好調な企業収益を設備投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしております。

こうした状況の中、平成26年度は矢吹町復興計画の復興元年として復興への実感ができるよう、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第5次矢吹町まちづくり総合計画が残り1年を迎える中、事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでまいりま

した。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が固定資産税の新築住宅の増により2.8%の増、地方交付税が震災復興特別交付税の減により9.5%の減、国庫支出金が児童手当国庫負担金、東日本大震災復興交付金、子ども元気復活交付金等の増により45.7%の増、県支出金が再生可能エネルギー導入推進市町村支援事業補助金、除染対策交付金等の減により5.2%の減、繰入金が財政調整基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金等の増により5.6%の増、繰越金が繰越事業費等充当財源繰越額の増により74.7%の増、町債が地方道路等整備事業債、学校教育施設等整備事業債、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債等の減により8.0%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費が復興交付金基金積立金の増により75.5%の増、民生費が臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、屋内外運動場整備事業の増により36.3%の増、衛生費が西山墓園整備事業の減により29.4%の減、商工費が工業団地等除染対策事業の増により350.8%の増、消防費が防災行政無線システム整備事業の増により36.8%の増、災害復旧費が農業施設災害復旧費の減により94.4%の減となりました。

なお、平成26年度の一般会計総額の決算収支は、歳入108億9,766万6,000円、歳出103億4,291万円、差し引き5億5,475万6,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢を踏まえまちづくり総合計画と復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成26年度における決算額は、前年対比で歳入4.3%、歳出3.5%の減となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で0.2%の増、高額療養費については前年対比で25.0%の増となりました。

国保事業としては、予防医療としての人間ドック事業の定員をふやし充実を図ったほか、医療費通知、広報誌・パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。

また、特定健診の未受診者訪問や、特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率向上に取り組みました。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入23億5,349万8,000円、歳出21億4,650万1,000円、差し引き2億699万7,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成26年度は、国庫補助事業である汚水処理交付金により、大久保地内において管路延長764.5メートル、大久保第1マンホールポンプ、大久保第2マンホールポンプ、鍋内マンホールポンプを新たに整備し、7.0ヘクタールの公共下水道受益地の拡大を図りました。

平成26年度末現在、3,915世帯の水洗化可能世帯のうち3,172世帯が排水設備工事を行い、前年より123戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は、0.7%伸びて81.0%となりました。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入 5 億9,951万3,000円、歳出 5 億9,766万5,000円、差し引き184万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成26年度は、一本木第2宅地分譲地内の定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出ゼロ円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の削減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成26年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の745世帯の水洗化可能世帯のうち、565世帯が排水設備工事を行い、前年より4戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は、0.5%伸びて75.8%となりました。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入 2 億1,024万5,000円、歳出 2 億978万1,000円、差し引き46万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度として事業運営を行いました。保険料については、基準年額 4 万7,100円とし、収納率は98.8%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より4.5%の伸びとなっており、主にグループホームの利用者増に伴う地域密着型サービス給付費の増加によるものであります。

また、平成26年度末の要介護認定者数については715人で、高齢者の約14.9%が認定を受けている状況であります。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入12億2,521万6,000円、歳出12億2,316万8,000円、差し引き204万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として保険料は県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成26年度の決算収支は、歳入 1 億4,948万9,000円、歳出 1 億4,932万3,000円、差し引き16万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成26年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。平成26年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,425戸、給水人口は 1 万6,642人で、区域内人口 1 万7,834人に対する普及率は93.3%となっております。

水道利用状況は、配水量は191万64立方メートル、有収水量は151万932立方メートルでありました。収益的収支につきましては、震災に伴う住宅等の建てかえ及び改修により、節水型の設備が普及したこともあり営業収益中の給水収益が減少しましたが、受託工事収益及び加入金収入増加に伴い、その他営業収益が増加し、営業収益総額は微増いたしました。また、他会計負担金などの減少により、営業外収益は減少いたしました。

さらに、電気料金単価の値上げによる動力費の増加や水道水源施設老朽化に対応する修繕費など営業費用が増加いたしました。

収入が 4 億980万円に対し、支出が 4 億1,935万6,000円となり、収益的収支が955万6,000円の純損失となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が4,373万2,000円に対し、支出が 2 億1,664万3,000円となり、不足額 1 億7,291万1,000円が生じましたが、これは、当年度消費税調整額424万2,000円、過年度損益留保資金 1 億6,866万9,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管の修繕及び移設工事を実施するなど、効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。本日はご苦労さまでした。

（午前 1 1 時 3 6 分）

平成 2 7 年 9 月 7 日（月曜日）

（第 2 号）

平成27年第390回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成27年9月7日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教 育 長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	氏家康孝君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長	佐藤豊君

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 白 坂 恵 悟 君

生涯学習課長
兼中央公民館
梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問等の時間、回数の制限について確認させていただきます。

時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。

また、質問、答弁の制限時間3分前にはそれぞれ予鈴を1回鳴らし、通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

なお、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しくされました皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、一般質問、トップバッターとして、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、野崎町長の3期目の任期も残すところあと4カ月余りとなりました。野崎町長にとっては、これまでの3期12年を振り返るとさまざまな思いがあることと推察いたします。

1期目、就任当初は平成の大合併の渦の中、矢吹町は自主・自立の道を選択し、後半には財政再建3カ年計画に取り組み、財政の健全化への道筋をつけました。

2期目は懸案だった矢吹中学校の改築事業を、町の負担が最も少ないスクールニューディール政策を活用して取り組み、見事完成させました。後半には、当町にも甚大な被害をもたらした東日本大震災に見舞われ、追い打ちをかけるような東京電力第一原発事故による放射能汚染被害、震災の復旧と汚染対策に全力で取り組みました。

3期目に入ってから復旧・復興と除染を初めとする放射能汚染対策の事業に取り組んできており、ここに来てやっと矢吹町も前に向かって歩み始めることができるような、そんな感じを持つ町民がふえていると実感

しております。

歴代の町長の中でもこれだけ多くの困難な課題に直面したのは野崎町長が一番だと思います。しかしながら、野崎町長はどんなに難しい課題に直面しても、持ち前の行動力と適切な判断でこれらを乗り越えてきました。町民からは3期12年の実績を評価し、続投を望む声も多く聞かれますが、野崎町政3期12年の思いと町民の期待に応じて4選出馬への考えはあるのかお伺いします。

次に、来年度から始まる第6次まちづくり総合計画についてお伺いします。

今年度が最終年度となる第5次まちづくり総合計画ではメインタイトルに、みんなで支え創造する私のふるさと「さわやかな田園のまち・やぶき」を掲げ、まちづくりを進めてきました。そこで、第6次まちづくり総合計画はどのようなコンセプトを持ってまちづくりを進めていくのか。メインタイトルに変化はあるのかお伺いします。

また、町では昨年、矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを実施しました。寄せられたアンケート結果をどのように分析し、また、意見や要望をどのような形で政策や事業計画として反映させていくのか。アンケート以外でも行政区や各種団体、また、議会の一般質問などからも意見や要望が出ていると思うが、総合計画にどのように反映させていくのかお伺いします。

次に、子供たちをいじめや犯罪から守るために、先生の役割、保護者の役割、地域社会の役割をどう考えるのかについてお伺いします。また、それぞれがどのように連携していくことがいじめや犯罪から子供を守ることにつながるのかお伺いします。

まず、いじめの問題ですが、まだ記憶に新しい、悲しい出来事です。岩手県の矢巾町で、中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺しました。この男子生徒は担任の先生とノートのやりとりをしていて、自殺をほめかす言葉も書いてあったと報道されております。もし、担任の先生がこの男子生徒のSOSのサインを真剣に受けとめ、相談に乗ったり、別の先生に相談したり、保護者と連絡をとるなどの行動をとっていれば、最悪の結果は避けられたのではないかと思います。

一方で、家族も、男子生徒との日ごろからのコミュニケーションは十分とれていたのでしょうか。一番身近な家族に悩みを打ち明けていればと思うと、残念でなりません。最近はLINEなどでグループのほかに裏グループなるものをつくり、特定の人の悪口を書き込んだりして、いじめの対象としていることもあると聞いております。大人の目の届かないところで、いろんな問題が起きている可能性があります。

もう一方で、子供たちが犯罪や事件に巻き込まれるケースも近年増加しております。先月には大阪府寝屋川市の中学1年生の男女が事件に巻き込まれ、殺害・遺棄されるという悲惨な事故が起きてしまいました。夏休み中という開放感もあってなのか、夜間に外出して町なかをぶらぶらしているうちに事件に巻き込まれたと報じられています。この事件の容疑者と思われる男は、犯行の前まで本県で除染作業に携わっていて、お盆の休暇中に大阪に戻って事件を起こし、再び本県に戻って除染作業の仕事をしていて、事件のことが気になったのか再び大阪に戻ったところを逮捕されました。容疑者の男はこの事件を起こす前に東京都内で職務質問を受けており、そのときは持っていたかばんにスタンガン、手錠、注射器といったものを所持していたこともわかっており、一步間違えば本県のどこかで事件を起こしていた可能性もあり、子供たちが巻き込まれていたらと思うと、恐怖心でいっぱいです。

この事件を未然に防ぐことはできなかったのでしょうか。夏休み期間中とはいえ、子供の夜間の外出を家族はとめることができなかったのでしょうか。夜間、子供たちがうろうろしている姿を見た大人は何も言えなかったのでしょうか。もし誰かが注意したり保護していたりしたならば、事件は防げた気がします。特に子供が夜間出歩くことは事件に巻き込まれるばかりでなく、逆のケースも考えられます。悪いグループと一緒にあって、万引きや恐喝などの犯罪に加わってしまうということも十分考えられます。特に十代の子供たちは一番多感な時期でもあります。悩んだり苦しんだり反発したりする時期でもあります。子供たちを守っていくのが我々大人の責任でもあります。

学校や先生の役割は何か。家庭や保護者の役割は何か。地域社会や大人の役割は何か。それぞれの役割と、それをどのように連携していけば子供たちをいじめや犯罪から守ることができるのか、教育長としての考えをお伺いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、足元の悪い中、傍聴者の皆様には大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、私自身の3期12年の思いと4選出馬への考えについてのおただしであります。私が町政のかじ取り役という重責を担わせていただき、間もなく3期12年の任期を迎えますが、この間、職員、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様の支えがあり、職責を全うできたものと強く感じており、改めて感謝を申し上げます。

さて、この12年を振り返りますと、矢吹町にとって非常に重要な局面が続き、大きく3つの転換期があったと実感しております。

1つ目には、財政再建3カ年計画であります。国では平成18年度から実質公債費比率という新たな財政指標を示し、本町では算定の結果、3カ年平均で24.3%という高い数値を示し、県内3位、全国でも37位と大変厳しい財政状況にあることが判明いたしました。この結果を受け、財政再建団体転落の阻止や借金依存体質からの脱却等の目標を掲げ、財政運営の再建、役場組織の再建、まちづくりの再建といった3本の柱を掲げ、平成19年度に本計画を策定し、財政立て直しのために邁進してまいりました。まずは、内に厳しくの姿勢で、内部改革や収入の増加に積極的に取り組み、町民の皆様のご負担をでき得る限り増加させないよう努めてまいりました。その結果、平成21年度までの3年間、町民、行政、議会が一丸となり取り組んだことにより、当初の効果目標額である7億5,000万円を大幅に超える、8億円を達成することができました。この結果は、議員の皆様を初め、町民の皆様の深いご理解とご協力なくしてはなし得なかった大いなる成果であります。

本計画の達成により、当時、町が抱えていた大きな行政課題を解決することが可能となりました。その代表的なものが、矢吹中学校の耐震改築であります。平成9年度より、その耐震性の低さについて専門家から指摘がありましたが、財政面から着手が困難であり、長年の懸案となっておりました。しかし、当該計画の達成見込みが確実となり、さらには国が当時打ち出した経済危機対策であるスクールニューディール構想を活用し、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様の絶大なるご理解とご協力をいただきながら、平成21年に念願の着手を

果たすことが可能となりました。

校舎第1期及び体育館が平成23年3月に完成し、3月11日、こけら落としとなる卒業式を無事開催することができましたが、同日午後には東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。このことが2つ目の転換期、東日本大震災であります。本町では、震度6弱にも及ぶ大地震に遭遇し、当時の旧校舎は大きな被害を受けたものの、新校舎及び体育館は、構造的にはもちろん、設備も含めた建物の損傷等は皆無であり、改めて新校舎、体育館の安全性と耐震性の高さが確認できました。当時、完成していた体育館は、被災した町民の皆様の中心的な避難所として有効に活用され、その安全性と施設規模、保有設備等により、多くの避難者を受け入れることができました。今後も、大規模災害時における最も安全な大規模収容施設として機能することを改めて確認できました。

また、各小学校や保育園・幼稚園につきましても、平成22年度に実施した耐震補強工事により、児童や園児の生命に危険を及ぼすような重大な被災は免れることができ、かつ施設においても安全性、耐震性を著しく損なうような重大な損傷を受けることはありませんでした。

しかしながら、本町の東日本大震災による被害は、道路、上下水道、農業施設などの公共施設が約1,000カ所、被害額約50億円、商工業関係が約300カ所、被害額約25億円、住家の損壊が3,600棟を超えるなど甚大であり、インフラの復旧、被災者生活の再建というハード、ソフト両面での復旧と、あわせて発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題等、本町が直面した課題は余りにも大き過ぎると言わざるを得ませんでした。このように、震災及び原発事故によるさまざまな困難がありましたが、平成25年度末をもっておおむね復旧作業が完了し、放射能問題に伴う住宅等の除染についても平成27年度末の完了に向け一定のめどがつき、今後は、震災以前以上の活力あるまちづくり、復興へ向け、大きくかじを切ったところであります。

そのやさき、平成26年5月、日本創成会議が発表した人口減少問題に係る提言書は大変衝撃的な内容であり、このまま若者が東京圏に一極集中する現在の人口移動が続いた場合、2040年には523の市町村が人口1万人を割り込み、消滅する可能性があるとの推計結果を発表いたしました。

このことを受け、国では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、安定した雇用の場や住みよい環境をつくり、地方への人の流れを生むことで、人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを目指し、各種政策に取り組んでいるところであります。このことが、3つ目の転換期、地方創生であります。

現在、本町では10月末を目標に、地方創生の基本方針となる、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業を進めております。これら計画等の策定に当たっては、並行して策定作業を進めております、本町の最上位計画、第6次まちづくり総合計画との整合性を十分に図りながら、協働の理念のもと、住民本位の計画づくりを目指してまいりたいと考えております。

このように、私が町政のかじ取り役として重責を担わせていただいた3期12年間という短い期間の中で、これだけ大きな転換期が3度もあったことは、私自身、予想だにしていませんでした。しかしながら、これらは町にとりましては、ピンチであるとともに、大きなチャンスでもあると捉え、本町を取り巻く現状に真正面から向き合い、そこで明らかとなった問題に対し、いかに課題として捉え、一つ一つを解決していけるかが大き

な鍵であり、これまでも町民、行政、議会が一体となり取り組んできたからこそ、ここまでの難局を乗り越えられたと強く感じております。

現在、地方創生に向け、国と地方が一体となり各種取り組みを進めておりますが、この大きな波に乗りおくれることは、この先、30年、50年、100年先の矢吹町の存続に大きく影響しかねない問題であることは、誰もが疑う余地はありません。この大きな波にいち早く乗ることが、私に課せられた非常に重い責務であり、最大の使命であると認識しております。この岐路に当たり、我が矢吹町が、震災以前以上に活力あるまち、安全・安心なまちを実現し、未来永劫の存続・発展に向け、今こそ一致団結のときであります。震災からの復興、そして人口減少問題等、今後も険しい道のりは続きますが、再度、皆様の信任を得ることができた際には、復興、子育て支援、健康・医療、企業誘致、農業振興の5つを重点分野として掲げながら、スピード感を持った政策の展開と事業の着実な実施に向け、私自身、全身全霊を注ぎ込み、不退転の決意で、これら事業に取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、第6次まちづくり総合計画のコンセプト及び総合計画に、町民の要望やアンケートの結果等をどのように反映させていくのかについてのおただしであります。次期総合計画のコンセプトにつきましては、東日本大震災からの復興を最大の使命とし、矢吹町の特徴として、日本三大開拓地を前面に出すことにより、人、暮らし、子供、仕事、支え合いが有機的に連携し、誰もが住んでよかったと思える理想のまちを目指していくことを考えております。

今回、このようなコンセプトをもとに、新しい町の将来像、いわゆる町のキャッチフレーズについて庁内組織の策定委員会や課長会議、ワークショップ等で検討を重ね、「未来を拓く 日本三大開拓地 さわやかな田園のまち やぶき」を最有力案として、調整を行っております。なお、キャッチフレーズについては、新しいまちづくりの将来像としてメッセージ性が求められることから、一つ一つの言葉には意味を持たせることにいたしました。

「未来」とは、子供たちの未来、矢吹町の未来のこと。

「拓く」とは、復興へ向けてまちをつくり上げる、開拓精神でまちづくりを行う強い意志のこと。

「日本三大開拓地」とは、青森県十和田市、宮崎県川南町、福島県矢吹町、この日本有数の開拓地を町の特徴として打ち出すこと。

「さわやかな田園のまち」とは、第1次矢吹町総合振興計画から続く矢吹町の普遍的な理念であり、矢吹町のよりどころとしてこれからも守り続けること。

これらの言葉がつながることで、「未来を拓く 日本三大開拓地 さわやかな田園のまち やぶき」の将来像が浮かび上がり、具体的にイメージされた中で、町民、行政、議会が一体となったまちづくりが可能になるものと考えております。

また、町民の皆様からいただいた意見等の総合計画への反映につきましては、これまで平成26年7月に矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを実施し、同年8月には子供の意見を計画に反映させるための子どもワークショップを初めて開催したほか、翌年2月には、広くまちづくりに対する意見をいただくために、まちづくりワークショップを開催するなど、第6次矢吹町まちづくり総合計画においては、可能な限り丁寧に住民参加による計画づくりを進めてきたところであります。

まちづくりの方向性については、住民アンケートの結果を見ますと、自然・風景を守るまちづくり、交通の利便性を生かしたまちづくり、子ども・子育て支援に力を入れたまちづくり、自然環境・住環境・雇用環境の調和のとれたまちづくりが上位を占めており、子どもワークショップでは、矢吹ならではのまちづくりとして、都会的な建物は1つだけでいいことや、きれいな田園風景、景観をそのまま残してほしいといった提案がありました。

また、まちづくりワークショップでは、市民リーダーの育成が必要であることや町には特徴が欲しいこと、さらには、町民はまちづくりに協力的であるため力を合わせた協働の取り組みが必要であることなどが、報告書としてまとめられました。

このようなことから、まちづくりの方向性については第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想に可能な限り反映するとともに、具体的な事務事業についても、事務事業の統廃合や財政の見通しを設定しながら、現在、係長以上のメンバーによる策定委員会において事業提案の精査を行い、取りまとめ作業を行っているところであります。

町といたしましては、協働の理念のもと、住民本位の計画づくりを目指して、議員の皆様からもご意見をいただきながら可能な限りの新規事業の検討を行い、実現性の高い計画づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

8番、大木議員の質問にお答えいたします。

子供たちをいじめや犯罪から守るための役割についてのおたかしであります。7月、岩手県内で発生しましたいじめ問題は、学校がいじめを認識しておらず、教育委員会に対しても報告していなかったとの報道がされております。

矢吹町教育委員会では、各校に年2回のいじめに関する定期調査報告を求めており、昨年度は3件の事案の報告がありました。学校に事実確認を行い、本年度も継続して経過観察を行っておりますが、現在のところ落ちついており、特に問題はない状況にあることを確認しております。

本町では、いじめの訴えがあった場合は、担任は、生徒指導担当及び学年主任に報告します。次に、校内生徒指導委員会を開催して、状況報告から対応について対策を検討し、児童・生徒に対しアンケート調査を行ったほうがよいか、カウンセリング等を実施するかなど、事案によっては家庭訪問や保護者との面談も行い実態を慎重に調査します。

そして、いじめへの対応では、必ず複数の教師で対応を行うこと、1人の教師が問題を抱え込むことがないよう組織として対応するよう指導しております。

なお、全教職員が、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識を持ち、いじめの早期発見に努めること、迅速に対応すること、心配し過ぎるくらいの対応をすることが重要であると学校には繰り返し指導しております。

しかし、いじめは学校だけで解決を図ることは難しい場合もありますので、家庭や地域などいろいろな方々の情報を大事にしながら解決を図ることが重要であります。

それに加え、家庭においても学校においても、常日ごろから、子供たちの小さなサインを見逃さずに、声をかけ、話を聞き、見守ることで、一人一人の心を安心させ、自分は大切にされているという実感が持てる、安らぎのある環境づくりに取り組むことが、保護者の役割、教員の役割を初め、大人の役割、地域社会の役割として重要であると認識しております。

町教育委員会に、直接いじめの報告があった場合は、当初から学校と一緒に問題の対応に取り組み、個人情報に留意しながら、必要があれば教育事務所・児童相談所、場合によっては警察署等、関係機関とも連携を図り、早期に問題が解決するよう日ごろから体制づくりに努めているところであります。

次に、いじめや防犯における連携についてであります。朝夕の登下校には、子ども見守り隊の皆さんに、通学路を児童と一緒に歩いていただいたり、街頭で指導していただいたりなどの活動をしていただいております。また、日中の防犯では、子ども110番の家として、地域の商店や、一般の家庭に子供たちの緊急時の避難所の登録をしていただき、保護者を初め、多くの方々のご協力によって、地域の目による児童・生徒への見守りに努めていただいております。そして、町内の各小・中学校では、昇降口等に防犯カメラを設置することで、いじめや犯罪の予防、防止を図っております。

さらに、矢吹の教育を考える会の活動や、町民生活課で担当している矢吹町防犯協会や矢吹町交通安全対策協議会、小・中学校の教委員やPTAなどとの連携のもと、町を挙げて実施している合同防犯活動に、教育委員会では積極的に参加し、定期的な駅周辺の巡回パトロールを矢吹交番署と連携しながら夜間の不良行為の未然防止を含め、いじめや犯罪の防止につながる取り組みを行っております。

今後も、学校、保護者、矢吹町防犯協会、矢吹町交通安全対策協議会等と連携し、情報共有を図り、いじめや犯罪の抑止、防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 4選への出馬については強い決意を伺いましたので、きょうは後援会の方も随分いらっしやっているみたいですが、皆さん、よしという気持ちになったのではないかと思います。

それでは、再質問をさせていただきますけれども、第6次まちづくり総合計画にいろんな、今までとったアンケートとか町民の意見をどのように反映させるのかということで質問をさせていただきます。

町長はできる限り意見やあれを反映させたいとは言っていましたけれども、やはり一番は町民がどういうふうに思っているかというのをやはり一番に考えないと、どうしても、今、役場の中で来年度からの第6次矢吹町まちづくり総合計画をやっているんでしょうけれども、どうしても役所の発想というか、これはちょっと金がかかるから無理だっぺとかって、最初から思ってしまうとか、そういうどうしても発想が多いと思うんですよ。その辺はやはり町民とかそれぞれ、あと我々議員も町民といろいろ、日ごろ接して、それを吸い上げて一般質問なりに出しているわけですから、やはりそういうのを十分に踏まえて計画に盛り込んでいただきたいと思います。

我々政策勉強会グループも、先般、提言書を出させていただきましたけれども、それも全て町民とかのいろんな意見を聞いた上での提言でありますので、その辺もぜひ考慮しながら原案をつくっていただきたいと思います。

それで、昨年の住民アンケートを拝見いたしますと、やはり道路は歩行者にとって安全かという問いに75.3%の人がいいえか、どちらかといえばいいえと。だから、歩行者にとってはちょっと安全ではない、危険だというふうな結果も出ていますし、道路整備は進んでいるかという問いにもやはりいいえと、どちらかといえばいいえというのが70.1%と。それで、やはり町民が感じているのは、あなたの意見は町政へ反映されていると思いますかということで、いいえと、どちらかといえばいいえが53.2%と、なかなか町民が思っているほど町の政策に反映していただいているというのが町民の実感のような気がしますので、その辺はきちっとやはりできるだけ町民が要望していることを十分に把握して、これからのまちづくりに取り入れていっていただければと思いますけれども、その辺をもう一度伺います。

次に、いじめや犯罪をなくすためのいろんな連携はということで、現在いろいろ見守り隊とか子ども110番の家とか、いろいろ子供たちの安全・安心のためにやっていることは私も承知しておりますし、素晴らしいことだと思います。やはり、こういういろんな事件が最近起きているということで、もう少しまた、今以上に、例えば特に夏休みの期間中はもっと皆さんに呼びかけて、時々見回るんじゃないなくて、毎日かわりばんこに繁華街とか人が集まるようなところを見回るような協力を依頼して、そういう見守り隊の夜バージョンみたいなのをぜひ検討してみたいと思います。

あと、科学的根拠はないんですけども、私が最近思うのは、今の子供たちは自己防衛能力というのが何かこう、我々の時代と違って甘いんじゃないかなと。平和というか、そういう時代に生まれてきているからそうなのかもしれませんけれども、もう少し自分を防衛する危機管理というか、そういうのにもっと強いほうがいいのかなと思うんですけども、その辺をやはり学校なり教育委員会なりが、子供たちにもっと、世の中というのは危険なことがいっぱいあるんだという啓蒙活動ですか、そういうのもちょっと実施していただければなと思います。

また、先生もなかなか最近感じているのは、問題解決能力が不足している先生がふえてきているのかなと。先ほどの岩手県の矢巾町の自殺の問題もそうですけれども、やはりそれだけ子供とノートのやりとりをしながら、それで大した危機感を持っていなかったとか、持たないとか、もう少し、自分でもし心配なら学年主任とか教頭先生とか校長先生とかにちょっと相談に乗ってもらうとか、やはりそういう心がけがちょっと足りなかったのかなと思いますけれども、その辺で矢吹中学校あるいは矢吹の各小学校の先生方は十分なのかどうか、もう一度その辺を伺いたと思います。

先日、矢吹町の少年の主張大会が文化センターでありましたが、そのうちの一人の女の子が発表で、いじめる側にも回ったと。そしていじめられる側にも回ったと。両方経験したと。そして、やはり最初はいじめる側にいたんだけど、いじめられている子がかわいそうだからっていじめられている子に今度声をかけ、話しかけていたら、今度は自分がいじめられる側になってしまったと。でも、やはりいじめられる人の気持ちを知ったということで、これからはいじめられている子がいたら積極的に話しかけていきたいと。自分でそういう解決できる子もいっぱいいると思いますけれども、中にはやはりもう相談する人がいなくて、登校拒否に

陥ったりとか、そういう子供ももしかしたら出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうふうになる前に、やはり学校、家庭、地域、これと協力しながら、なるべくそういういじめや犯罪から子供を守ることが大事だと思うんです。

多感な時期ですから、どうしても家出とか、ふとしたくなるときってあると思うんですけども、そういうときでも例えば、家出するんだったら毎日居場所は連絡してよこせよと、そのくらいの親子関係になれば、大した心配はないと思うんですけども、そのくらいのコミュニケーションが持てるような家庭だといいと思います。

最近、郡山の中学2年生の女子ですか、やはりいなくなってしまうて、家庭ではそんないなくなるようなことはないというふうな形で、捜してもどうしても見つからないので公開捜査してもらったら、次の日に出てきたという、そういうこともありますので、本当に犯罪に巻き込まれたんだか家出なんだかという、なかなかそのわからない部分があって、もし犯罪に巻き込まれていたら、もう初期捜査が遅くなって、最悪の結果になるということもありますので、やはりその辺は先ほど言った家庭のコミュニケーションも大切なかなと思って、その辺の啓蒙活動も積極的に教育委員会のほうで考えてほしいと思いますけれども、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

第6次まちづくり総合計画を策定するに当たって、多くのアンケート、そしてワークショップ等々の手段を講じて、より多くの町民の意見を反映させていきたいと、そういう思いを、1回目の答弁でさせていただきました。その思いについては変わるものではございません。ただ、議員おただしのように、真に町民が今、町に対してどう思っているのか、そうした事業に対してどう思っているのか、役所の発想的なもので本当に町民のためを思った、町民に寄り添った事業がされているのかというようなことも含めて、今までに十分なそうしたアンケートやワークショップ等の意見を反映し切れなかったのではないかなというようなことについては、私も今回のアンケートやワークショップ等の意見を聞いて、そうしたものが十分に反映し切れたというようなものについては、多少、町民の思いと町側の考え方に相違があったことについても認めざるを得ない、この反省に立って、町も今後より多くの町民の意思を反映できるような形で、この後の策定委員会や町側としても最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

一方で、町がやっていることに対して、町の考え方を町民により浸透させることができたかというような、そんな周知の方法についても問題があるのではないかなということを今回のアンケート、ワークショップ等の意見を、報告書を見て感じ取りましたので、そうしたところにも注力していきたいと考えております。

私自身も多くの場に出向いて、多くの意見を聞きます。特に、議員さんおただしのように、道路の問題については非常に、子供を持つ親御さんから指摘を受けております。この路線、通行には非常に危険だと、早急に歩道を設置していただきたい、もしくは代替案として、そうしたことが不可能であれば、子供を安全に学校まで送り届けるような、そうした輸送手段等も含めて考えていただけないかなというようなことを多く聞いております。町自体も今現在、道路の歩道の整備を含めて、整備自体についての要望が五十数件、要望書として上が

ってきておりますので、この後危険度、優先順序、そうしたことを考えながら、道路の整備、歩道の設置、そうしたものも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

町としまして、道路の整備については喫緊の課題というような受けとめ方、また今回の復興に当たっても、道路整備の重要性というのは強く認識しております、奥州街道沿いの整備、さらには石川街道の整備、特に石川街道の整備については測量のほうにも着手しておりますので、そうした大きな幹線道路、町道の幹線道路ですね、それらも含めて、農道も含めた町道の、まだ未舗装の部分の簡易舗装等も含めて、さまざまな手段を講じて整備を図っていきたいというふうに考えております。もちろんお金の問題、財政の問題もありますので、一度にというわけにはいきませんので、優先順序、費用対効果も含めて十分に勘案しながら進めていくことについてご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、今後さらに町民の目線、住民本位、住民に寄り添った形で町が抱えている復興を第一番に考えながら、さらに子育て支援、企業誘致、さらには町民の命と健康を守るための医療制度の充実、さらには農業を中心とした産業振興、バランスのとれたまちづくりを今後とも進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

全身全霊で取り組ませていただくことを約束しながら、再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目の夏休み中などには深夜も含めて町を挙げて見回りをして子供たちが事故に巻き込まれることのないように、そういう方法をとるべきではないかというおたかしであります、このことについてはこの後十分に検討をさせていただいて、正直言いましてなかなか難しい面もありますので、関係機関とも相談をしながら慎重に検討をさせていただきたいというふうに思います。

そういう中で、今の子供たちは自己防衛能力が弱いのではないかというおたかしもございましたが、あわせて教員も問題解決能力が低い先生方がふえているのではないかというお話もいただきましたが、これについてはもう一つの視点としては、現代は我々の子供時代とは違って、いろいろの危険性が増してきていると、そしてこのことに子供たちも、あるいは我々大人も十分に対応し切れていないという面がありますので、しかしそれでは子供を守れませんので、大木議員からご指摘いただいたことをもう一度検討をして、そして子供たちが事件・事故に巻き込まれることのないように、そのことについては最大限努力をしていきたいと考えております。

矢巾中学校の例でございますが、議員ご指摘のように、普通からはちょっと考えられないような報道がされております。要するに先生はそのことを知っていたようですが、それへの対応ができなかった。私は校長会とか教頭会、あるいは学校を訪問した折に、学校に話をしておりますことは、学校は組織ですから、一人で抱え込むとかそういうことなく、よく情報を共有するとか、情報を開くといえますか、その最大のものを、まず情報を内に開くということが大事ですと。ですから学校内で起きたことはみんなで共有して、そして、ましてやいじめというようなことであれば、十分に組織として検討していただきたい。

それから、少年の主張大会におけるこの発表、本当にすばらしかったというふうに思います。子供たちには

自分で解決できる力、そういうものも育てていかなければならない。そして学校においては特に、いじめは絶対に許されないと、そういう雰囲気といいますか、そのことは十分に指導し、そしていじめられた子は、まず最優先に守ると、そういうことをさらにまた徹底していきたいと思います。

最後に、矢吹町教育委員会では、学校訪問を計画的に年3回実施しております。もちろんそのほか、随時訪問も行っておりますが、そのときには生徒指導関係についても実態報告などを含めて各学校の実態把握に努めておりまして、対応のあり方についても基本的にいじめ等であれば先ほど言いましたように、いじめられる子をしっかりと守ることを第一に、いじめの根絶ということを指導しております。

その他、事故防止等については、寝屋川中のようなああいいうこともありますので、家庭とも十分に連携を図って、子供たちが事件・事故に巻き込まれることのないように、関係機関とも十分に連携をとりながら事故防止に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁の時間、あと1分しかないんですけれども、再々質問ございますか。

以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午前10時54分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前11時04分）

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告2番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆様方、大変ご苦労さまです。

それでは、通告した一般質問6項目について質問させていただきます。

東日本大震災及び原発事故から丸4年半を迎えようとしておりますが、いまだに農産物の風評被害も続いております。こうした中で、実りの秋を迎えようとしております。ことしの米の作況は、福島県でやや良であり、全国的にも平年並み、ないし、やや良の豊作が見込まれています。価格についても大幅な需給緩和を要因として、前年産に比べ概算金を高く設定する産地がふえそうだということですが、平成27年産米の価格も早場米主体の相対基準価格のスタート価格で昨年より500円から1,000円高程度という水準になっています。

その水準で、平成27年産米の価格がどの程度になるのかは、まだわからない状況であります。こうした状況でありますので、最初に農業政策について質問させていただきます。

1つ目に、農業政策についてですが、昨年の米価下落により過剰作付の解消を国・県、JAで進めておりましたが、今年度は全国的に生産調整で8,000ヘクタール程度の転作により、過剰作付が解消され、主食用米の

過剰作付が東北6県でも30年ぶりに解消されたということです。

今年度の町の水稻作付により、主食用米の過剰作付は解消されたのかをお聞きたいと思います。また、生産調整も含め、転作の達成率はどうだったのかもお尋ねいたします。

2つ目に、米の消費拡大の取り組みについて質問させていただきます。

町としては、米の消費拡大については、今年度どのような取り組みを考えているのかをお尋ねいたします。

また、町内の学校給食による町内産米の消費については、どの程度使用されているのかをお尋ねいたします。

3つ目に、今年度実施されるマイナンバー制度について質問させていただきます。

1点目ですが、ことしの10月から住民票を有する国民全員に指定され、12桁の個人番号が割り当てられ、通知カードが発送されます。本人の希望があれば発送された通知カードと引きかえに、個人番号カードの交付が受けられるようになるということですが、いつから交付されるのか、また交付を受ける際に経費、発行手数料等がかかるのかをお尋ねいたします。

2点目に、将来的にマイナンバー制度の番号と年金等の連携もされるということですが、現状ではいつごろまでに実施できる見通しなのかをお尋ねいたします。

4つ目に、あぶくま高原道路について質問させていただきます。

町内を横断しているあぶくま高原道路ですが、2001年、平成13年3月27日に矢吹インターチェンジから玉川インターチェンジ間が開通して15年目になります。最近道路脇にある道路敷が雑木林のように繁茂し、側道を通行する際に、運転に支障が出る状態になってきております。特に、料金所がある下宮崎から白山にかけての道路敷の樹木は、かなりの高さまで伸びてきており、なるべく早い時点で伐採していただきたいと地区住民から要望が出ておりますので、町としては、この現状を把握しているのか、また、あぶくま高原道路の管理者である福島県道路公社に伐採等の要請をしていただくことはできないのかをお尋ねいたします。

5つ目に、地方教育行政の組織及び運営について質問させていただきます。

ことしの4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことにより、矢吹町でも7月15日付で教育委員会の構成も変わり、栗林教育長が再任されました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安全性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会連携強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものであると文科省では説明しておりますので、このたびの改正により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長に任命され、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場になられた教育長の今後の町教育行政に対する所信をお尋ねしたいと思います。

最後に、学力向上対策についてですが、町長より町政報告から説明もされておりますが、教育長に質問させていただきます。

平成21年度より、学力向上対策として、小学校6年生、中学3年生を対象として夏期講習会を継続して実施しておりますが、これまでの成果はどの程度あったのかをお尋ねいたします。また、参加された学生にアンケートを実施しているということですが、アンケートの項目とアンケート結果により、学生が夏期講習会をどのように捉えているのかをお尋ねいたします。

以上の6項目について質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業政策についてのおたかしであります。東北6県の平成27年産の主食用米の作付面積が、飼料用米を中心に転作が大きく進んだ結果、主食用米の生産調整が現行の仕組みになって以来、初めて過剰作付面積が解消され、目標面積を8,000ヘクタール程度下回る水準まで大幅に減る見通しであることが、新聞等により報道されたところであります。この背景には、農業者等が主食用米の価格や需給関係を考慮し、国の政策である新規需要米の飼料用米や大豆、麦等の作付が進むなど、主食用米から大きく転換したことが要因であると考えられます。本町における平成27年産の主食用米の状況につきましては、作付面積が約1,338ヘクタールと見込んでおります。

一方、国から配分を受けた生産数量目標約981ヘクタールに地域間調整で配分を受けた面積232ヘクタール、転作面積にカウントできる飼料用米や大豆等の作付面積約76ヘクタールを合計した目標面積は約1,289ヘクタールとなり、差し引き約49ヘクタールの過剰作付の状況にあり、率に換算しますと104%で、生産数量の目標を達成することはできませんでした。

平成26年産米の状況につきましても、作付面積1,334ヘクタールに対し、目標面積が1,284ヘクタールであり、約50ヘクタールの過剰作付、率にして104%と今年度と同程度の状況で生産数量目標を達成できませんでした。

本町の水田台帳登録農業者は1,015戸あり、このうち転作を達成し、米の直接支払交付金等の交付を受けることができる経営所得安定対策に加入した農業者は616名にとどまり、残りの約4割の399名が加入していない状況になっていることが、生産数量目標を達成していない要因と考えられます。

町では、平成27年産米の水稲種子購入費の半額助成を実施しましたが、平成28年度に向けて水稲の過剰作付を解消し、農業所得の向上や米価下落対策のため、国の支援策である経営所得安定対策への加入促進と、あわせて転作作物として有効な作物である飼料用米や大豆等の作付に対する町独自の支援策も取り入れるなど、より多くの農家が経営所得安定対策会に加入するよう、今後とも関係機関と連携し、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の消費拡大の取り組みについてのおたかしであります。米の消費量については農林水産省のデータによると、昭和39年のピーク時に、年間1人当たり118.3キログラムから平成25年度には56.9キログラムと半分以下に減少しております。この著しい減少傾向は、食生活の変化により米の消費が減り、かわりに油脂類や畜産物の消費がふえたことや、高齢化により1人当たりの消費量が減少する傾向にあることなどが背景にあると思われます。今後は人口そのものが減少に転じていることも踏まえ、総消費量についても減少するものと考えられます。このような状況の中、本町産の米消費拡大を目指すための方策として、毎年三鷹市を初めとする首都圏等で開催されるイベント等において、若い農業者で構成される「矢吹ぐるぐるノーカーズ」による矢吹産米の販売やPR活動を実施しております。また、平成26年度においては、町内関係機関で構成される矢吹町産米等販路拡大推進協議会による矢吹町産米のPR活動として、東京農業大学の学食において5日間の無料試食会を開催し、また、同学校内で1合入りサンプル米5,000袋の無料配布を実施いたしました。加えて6次

化産業の一環としてＪＡと連携し、米でつくるライスマルクの開発・販売を計画しているところであります。

今後は、これら活動に加え、町内イベントの際にお米を積極的に使用する催しや、家庭において積極的にお米を消費していただくなどの啓発活動も推進してまいりたいと考えております。

次に、町内の学校給食による町産米の消費につきましては、学校給食の食材については、児童・生徒に地元でとれたおいしい農産物を食べてもらいたい、また地産地消を実施するため矢吹産の農産物をより多く使用したいと考えております。

米飯給食については、安定供給を図る観点から、学校給食会を通して福島ＪＡパールライン福島株式会社から矢吹町産コシヒカリを調達し、学校給食に使用しております。

これまでの米飯給食につきましては、平成23年度に矢吹中学校改築工事に伴う給食棟改修が行われ、調理室が使用できず、自校方式による給食提供ができなかった際も、地元の矢吹町産米を使用した調理配送委託による弁当給食を平成23年4月から平成24年3月までの1年間実施いたしました。

矢吹中学校給食棟改修工事が完成し、平成24年4月からは調理室が使用できるようになり、自校方式による給食提供を再開いたしました。東日本大震災の原発事故による放射能問題で、米の産地について騒がれる中、弁当給食については、平成23年11月から平成24年3月までの5カ月間と、自校給食再開後は平成24年4月から平成24年11月までの8カ月間、小学校の米飯給食も同様に、計13カ月間は、子供たちの安全・安心を第一に考慮し、会津産米を使用した時期もありました。しかし、放射能検査体制が確立し、検査機器による放射性物質検査を行うことができるようになって以降、再度、平成24年12月から矢吹町産米を使用しております。

現在も販売業者であるＪＡパールライン福島が、玄米搬入時及び精米加工時の2回検査を実施し、検査機器による検出限界値以下の米だけを学校給食会に納入し、さらに学校給食会においても独自に放射性物質検査を行い、さらには矢吹町放射能測定センターにおいて、学校給食用の食材検査及び給食丸ごと検査を実施しており、安全・安心の確保に努め、給食を提供しております。

本町の小・中学校における米飯給食の回数につきましては、小学校は週3回、中学校では週4回実施しております。具体的な矢吹町産米の消費量につきましては、小・中学校全体で平成25年度は約242俵、1万4,528キログラム、平成26年度は約241俵、1万4,467キログラムを消費し、平成27年度については約238俵、1万4,291キログラムを消費する予定であります。学校給食を通じて子供たちが地域の自然や文化、農業に関する理解を深めるとともに、食品の生産等に携わる方々の努力や食への感謝の念を育むことは、大変重要であると考えております。矢吹町の子供たちの心身の健全な発達及び成長のためにも、学校給食を提供しながら食育の推進に努めるとともに、今後も米消費拡大について積極的に関係各所と連携し、さまざまな取り組みを実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバー制度についてのおたしであります。本制度は平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立し公布され、本法律に基づいて、本年10月以降に、マイナンバーと称される個人番号が通知され、平成28年1月の利用開始に向け、準備を進めているものであります。

国民の皆さんは、医療保険や雇用保険の手続を初め、生活保護・児童手当など福祉関係の給付申請、確定申告などの税関係の手続等で、申請書等にマイナンバーの記載を求められることになります。

また、個人番号カードの交付を受けることにより、これまでの住民基本台帳カードにかわる公的な身分証明書として提示することができるなど、多くの場面での利用が見込まれております。

マイナンバーは、本年の10月5日時点で住民登録されている方に付番され、10月中旬以降、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載された通知カードと個人番号カード申請書、返信用封筒が住民票の住所に世帯単位で送付されることになっております。

個人番号カードの申請方法についてであります。申請書に顔写真を貼付し、返信用封筒で送付する方法やスマートフォンで顔写真を撮影してのオンライン申請も可能となっております。

申請された方には平成28年1月以降に、役場の総合窓口で個人番号カードを受け取ることができるように案内通知を送付し、受け取りの際には、運転免許証など本人を確認する書類の提示を受け、通知カードと引きかえに発行することとしております。個人番号カードの取得は強制ではないものの、各種手続の際に、マイナンバーの確認や本人確認の手段として用いられ、国民生活の利便性の向上に資するものであるとして、国が普及拡大の方針を決定しているところであります。

議員おただしの、交付を受ける際の経費についてであります。この国の方針決定を受けて無料としており、町民の負担はないため、引き続き国や県と連携を図り、個人番号カードの普及拡大に努めてまいります。

また、他関係機関との情報連携につきましては、法律で規定された範囲内で平成29年7月から開始される予定となっております。ただし日本年金機構が個人番号を扱う時期については、過日の情報流出問題を受け、当初予定されていた平成28年1月から延期する内容も盛り込まれた修正案が今国会で決・成立いたしました。

年金部門での情報連携の時期につきましては、国の動向を注視しながら遺漏のないよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あぶくま高原道路の樹木伐採についてのおただしであります。あぶくま高原自動車道ののり面の立木、雑草等については、福島県道路公社において維持管理を行っております。あぶくま高原自動車道路に隣接する側道については、町が町道として維持管理を行っております。通常、倒木などにより通行に支障を来す場合や車両の通行幅が確保できないような危険な状況の場合、町が応急処置として倒木の伐採を行うことがありますが、道路にはみ出している雑草や枝などについては原則土地の所有者によって適切に管理をしていただくようお願いしております。

議員おただしの福島県道路公社が管理するあぶくま高原自動車道ののり面の雑草や立木が視界や通行の妨げになっている箇所については、できるだけ早期に伐採をしていただけるよう福島県道路公社へ要請を行ってまいりたいと考えております。

今後も道路における通行安全確保につきましては、定期的なパトロールにより適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、新しい教育委員会制度における初めての教育長として、今後の矢吹町教育行政に対する所信につい

てのおただしであります。6月に開催された第388回定例会において、議会の同意をいただき、平成27年7月15日付で町長より辞令をいただき、これまでの教育委員長と教育長が担ってきた職責が一体となった新教育長を拝命いたしました。

これまでも町行政の責任者という役割を担ってまいりましたが、今後は、さらに教育委員会の代表者という役割も担うことになり、一層身を引き締め、取り組んでいかなければならないと覚悟を新たにいたしました。

さて、新教育委員会制度に移行したわけでありますが、今までどおり教育委員会がレイマンコントロールを基本に、執行機関として本町教育の発展と推進を図っていくことには変わりはありませんので、教育委員4名と教育長の計5名の合議体である教育委員会が、本町における学校教育・社会教育等のかじ取り役として、山積している課題解決に向け、慎重かつ丁寧な議論を重ね、情報公開に努めながら、子供たちの安全・安心と教育の振興を最重点に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、教育委員会では、教育長、教育委員、事務局職員が、心新たに本町の教育に向き合い、これまで以上に町民の皆様、議員の皆様の期待と信頼に応えられるよう全力を注いでまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今後の教育行政についての方針であります。今年度は、平成21年度に策定した第2次矢吹町教育振興計画が最終年度となります。

振興計画では少子高齢化が進む中で、将来の矢吹町を担う子供たちに確かな学力を身につけさせ、郷土愛に満ちた豊かな心を育成し、伸び伸びと活動ができる安全・安心な教育環境の整備充実等を目指すため、基本理念を「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」と掲げ、さまざまな取り組みに努めてまいりました。

平成27年度は、学力向上推進事業として、小・中学生は夏期講習会、ブリティッシュヒルズの英語研修等を実施し、教職員については秋田県大仙市の小・中学校視察研修や町主催の教職員研修などに組み込み、教育環境の整備については、矢吹小学校大規模改修工事を初め、継続的、計画的に推進しているところであります。

また、いつでも、どこでも、誰でも取り組める生涯学習の推進では、ことぶき大学や総合型地域スポーツクラブ事業の推進、伝統的な民俗芸能、指定文化財の保護等に努めてまいりました。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱を定めるものと規定されております。この教育大綱については、町長と教育委員会が総合教育会議において協議することと定められております。

現在、町並びに町教育委員会では、本町の最上位計画である矢吹町まちづくり総合計画をもとに、矢吹町教育大綱を策定することについて検討を深めているところであります。

第1回の教育総合会議は、11月中旬に開催する予定で準備を進めております。

今後は議員おただしのとおり、これまで以上に迅速に危機管理に対応し、町部局と教育委員会部局の連携強化に努め、教育行政及び教育施策の推進を図り、本町の教育文化スポーツの振興、子育て支援に尽力する所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、平成21年度より実施しております小学校6年生、中学校3年生を対象とした夏期講習会の成果についてのおただしであります。小学6年生は小学校の学習への意識向上の礎を築くため、中学3年生は高校受験への意識づけと学力向上を目的に、夏期講習会を実施しております。

教育委員会が民間の学習塾に児童・生徒の講習会を委託したのは、矢吹町が県南で一番初めであり、今年度で7年目となります。昨年度までは小学生は3日間の講習でしたが、平成26年度の矢吹町子ども議会において、この夏期講習会は大変有意義であり、自分自身の学力が向上し、他校の友達との交流が図られるこの機会は大切であると感じたので、実施機関を延長できませんかとの質問があり、その意見を踏まえ、今年度は7月21日から24日の4日間実施いたしました。

一方、中学生は、例年どおり、8月17日から21日までの5日間実施いたしました。小学生、中学生とも事前にみずからの関心・意欲、実力を踏まえて基礎コース、定着コース、発展コースの3つからコースを選択し、夏期講習会の学習に取り組んでおります。例年この時期は、基礎的内容の確認と学習の定着を希望する児童・生徒が多く、小・中学生とも発展コースは1クラスでありました。

中学生はおおむね部活動を引退後、夏期講習会をきっかけに受験を意識した学習に取り組むことができ、明確な志望校決定と進路実現に向け、スタートを切るよい契機となっております。中学校卒業後、例年100%に近い生徒が上級学校へ進学しており、平成27年度も現段階ではほぼ全員が上級学校への進学を希望しております。

また、夏期講習会への参加率でございますが、第1回目の平成21年度は、小学校は68.3%、中学校は49.2%であり、今年度は、小学校は97.5%、中学校は76.3%であります。これまで夏休みは宿題を主に、1学期までの復習をする機会でありましたが、保護者の皆様のご理解もあり、子供たちは将来に向け、学力を身につける意識を徐々に自覚し始めており、学習の必要性を考え、積極的に参加するようになったことは、これまでの成果と捉えております。

次に、アンケートの項目とアンケート結果により、小・中学生が夏期講習会をどのように捉えているかのおただしであります。例年5つ程度の質問をしております。

講習会の感想については小・中学生とも98%が勉強になったと回答し、講習会の長さの問いでは、ちょうどよかったが小学生80%、中学生85%であります。中学生は高校受験を考えたとき、講習会は役立つかの問いについては、95%が役立つと感じると回答しております。

また、アンケートの自由記述によれば、夏期講習会そのものが成績向上に直結するというより、小・中学生にとって学習方法を学び、ふだんの授業の受け方を振り返り、2学期以降の心構えを持つ好機となっているとの回答もありました。

特に、児童・生徒及び保護者とも夏期講習会は、これまでの学習内容を習熟度別コースで補習できるよい機会であるとの回答をいただいております。

矢吹町では、平成24年度から夏期講習会において、チームティーチング制の導入を図り、学習内容の理解が難しい子供たちには、複数で個別指導をお願いしており、今年度は小・中学生とも6コースの教室に講師8人を配置いたしました。小・中学生は学校の教員とは異なる受験対策の専門家である塾講師の指導を受け、日がたつごとに真剣に講習に取り組む姿が見られました。

アンケート調査で、「講師の教え方はどうだったか」の問いについては、小・中学生とも90%以上が「わか

りやすかった」と回答しております。これは、学習指導要領に基づく学校の教科指導と異なり、塾講師の指導は、学校で得た知識・技能を生かしながら、テスト問題の捉え方や解き方を中心にピンポイントの指導により、成績向上に結びつく指導であるためと考えております。

また、小学生は1学期の復習と夏休み中の学習習慣づくりのきっかけとして、中学生は受験に向かう意識づけと学習内容・方法の確認として夏期講習会を捉えているようであります。

アンケート結果から、夏期講習会が学習習慣、生活習慣を身につけるための一助となっていることがわかります。教育委員会では児童・生徒の将来の希望をかなえるため、今後も本事業とその結果を検証し、塾講師とも情報交換を行い学力向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 質問の時間はありますけれども、答弁の時間は何分ほど、3分ですか。

再質問ですが、何点かあったんですけれども、端的明瞭に回答していただくように、まず町長並びに教育長のほうからは、所信についてお尋ねしたところ、大変町行政に意欲のあるような内容でお答えいただきましてありがとうございます。

再質問でございますが、マイナンバー制度について再質問させていただきます。

住民票により配布されるというふうなことでございますが、マイナンバーの通知カードは簡易書留で送られるというふうなことで、本人が不在の場合は受取人不在の理由で届かないというふうな状態になるということで、これは総務省のサンプル調査でも出てきている件でございますが、現実的に届かない場合には、町としてはどのような対応をするのかをお尋ねしたいと思います。

当然年内に届かないと1月からの、先ほども話がありました医療なり介護医療の申請の番号は、この番号でないと受け付けできないというふうなことでございますので、全員に間違いなく配布をすることが可能なのか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。端的明瞭でお願いしたいと思います。

あと、教育行政の関係で先ほど教育長のほうから教育委員会を代表する立場で町行政の所信をお聞きいただきましたが、その中で若干何点かあるんですが、まず昨年から矢吹中学校の不祥事、ことしも2件ほど不祥事が出ておりますが、話を聞くと、先生方のほとんど不注意だというふうに思われます。若干注意すれば済んだことが、大きな不祥事につながっているというふうなことでございますが、教職員のそういうふうな部分で、このような部分の対策はどのように考えているのかをお伺いしたいというふうに思います。

それと、学力向上事業についてでございますが、小学生の参加は大体97.5%の参加率ということで、4、5名の方が参加していないのかなというふうに思われます。中学生は参加率で82.1%ということで30名以上の方が不参加というふうなことでございます。

まずこの不参加の理由ですね。どういうふうな理由で参加されていないのかを、わかれば教えていただきたいなと思います。

あと、いろいろカリキュラム聞きましたが、この間3日の日に全国学力テストの発表がありましたが、こういうのは全国学力テストに対するような対応ですね、こういうふうなことは夏期講習会ではやっているのかど

うかも含めてお尋ねしたいと思います。時間がないので端的明瞭で答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうには、マイナンバーの通知カード、不在の場合届かないということがあり得ると。これの対応についてのおただしでございますが、全員に間違いなく届くよう、全力で丁寧に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、それらの手続等についての詳細については、町民生活課長のほうに答弁させますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、学校における不祥事が続いております。大変申しわけなく思っております。

それで、数で言えば少ない教員ではありますが、しかし、それは学校全体の問題であり、また教育委員会全体の問題であるというふうに考えております。そこで校長会、教頭会はもとより、教職員全体に対して不祥事の防止、根絶について、これについては県の教育委員会も取り組んでいるわけでございますが、町教育委員会としても、二度とそういうことがないように、十分に今後とも指導を徹底してまいりたいと考えております。

それから、次に夏期講習会の参加についてでございますが、小学生については、一つには体調不良と、要するに当日になって体のぐあいが悪くなったということが主でございました。それから中学生については、部活との関係が一部ございまして、大会が近いということで幾つかの部が出られないということがありまして、どうしても中学校はということがございます。

それから、一部でございますが、保護者にも確認をしても、うちの子はいいですよというような例も実際にはございました。なお、今後とも保護者の理解も深めながら学習に、夏期学習会にも参加できるようにと、指導をしていきたいと、啓発を図っていききたいと考えております。

それから、全国学力テストにはどう影響してくるのかというおただしかと思いますが、いわゆる知識、理解等の国語、算数、数学のA問題については、この指導は生きてくるのではないかと。それからもう一つは、問題文の把握の仕方という指導もいただいておりますので、これは全国学力テストに限らず、テスト問題の問題文の把握ということでは有効な指導をいただいたというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） それでは、答弁を求めます。

町民生活課長、氏家康孝君。

簡潔に。

〔町民生活課長 氏家康孝君登壇〕

○町民生活課長（氏家康孝君） それでは、2番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

通知カードが届かない、想定されるのは住所を置いたまま、例えば福祉施設、特別養護老人ホームとか障害者施設に入所されている方が重立っているかと思います。そのような方につきましては、我々住民票を管轄しております町民生活課並びに関係機関と調整をして、必ず手元に届くようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁の時間はありませんが、再々質問はございませんか。

以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

○議長（諸根重男君） ここで、昼食のため暫時休議します。午後1時からです。

（午前11時47分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 佐 藤 幸 市 君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告3番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

それと、傍聴席の皆さん、お忙しいところ、朝からご来場いただきまして、まことに感謝しております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

三区自治会除染補助金不正請求についてお伺いいたします。

去る7月31日、次のような町からの公表が町長により行われました。

4月20日、県の県民広報室に、矢吹町第三区における放射線量低減化活動支援事業補助金の請求において、23、24年度の領収書に疑惑があり、使途不明金がある。当時の自治会役員が不正を行ったとの投書があったと県から連絡が入り、町は直ちに、当時の区役員や購入先に聞き取り調査を行った結果、水増し請求や架空の領収書を使用し、補助金83万4,000円の不正請求があったことを確認した。不正請求分は、当時の区役員らが責任をとる形で町に返還したということです。不正請求をした当時の役員に対しての法的手続については、第3区自治会や町の顧問弁護士等と協議しているとの説明でした。公表内容のこれが概略です。

公表記者会見を各新聞紙で読んだ多数の町民の疑問、意見をもとに、次の3点につきまして、町長に質問いたします。答弁よろしくお願いいたします。

1つ目、匿名ですが次の投書がありました。

町長は、会見上、不正請求と述べましたが、事実上は横領です。不明金を返還したら済む問題ではありません。泥棒が盗んだ物を返したらそれで済むわけがない。罪です。

この投書に対する町長の見解をお伺いいたします。

2つ目、不正請求に対する当時の役員等に対する法的手続を協議、刑事告訴を白河署と協議しているとの説明ですが、当時の役員全員に対してなのか、それとも不正請求を行った特定個人に対してなのかをお伺いいたします。

3つ目、当時の役員等に対する法的手続については、三区自治会や町の顧問弁護士等と協議をしているとの説明でしたが、協議の推進状況をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

三区自治会線量低減化活動支援事業補助金不正請求についてのおたかしであります。まず、このたびは、このような不祥事が発生いたしましたことについて、心よりおわび申し上げます。

本件の経過についてであります。ことしの4月20日、県に対し、三区自治会の放射線量低減化活動において、その事業の補助金に使途不明金がある、領収書に疑惑があるという匿名の投書がありました。

翌日の4月21日に、県より本町に連絡があり、本町では直ちに、当時の補助金交付申請書及び補助事業等実績報告書を点検する等の内部調査を行いました。書類上に疑義は認められませんでした。

町では、5月11日から7月15日まで、具体的な事実の確認をするため、実績報告書に添付されていた領収書の写しについて、活動用資材等の購入先から購入実績、取引実績を確認するとともに、軽トラックや草刈り機を借りた者から、聞き取り調査や自治会で保管している帳簿及び領収書原本を確認した結果、平成23年度、平成24年度の両年度において、水増し及び架空の領収書を使用した不正請求の事実があることが判明いたしました。

実際に支払った金額の差額を確認した結果、2カ年で84万6,200円の差額があることが判明いたしました。この内訳は、備品購入費で14万1,000円、消耗品で64万1,200円、車両等の賃借料で6万4,000円となっております。この不正請求領収金額84万6,200円は、当時の役員からの申し出により、7月27日に三区自治会へ自主返納され、補助金交付変更により減額となった83万4,000円について、7月29日に三区自治会から町へ返還され、8月13日に町から県に返還いたしました。

議員おただしの白河警察署との協議についてであります。白河警察署とは告訴、告発の一般的な流れについて話を聞いておりますが、誰を刑事告訴するかといった協議はしておりません。

三区自治会では、今回の件について当時の役員と現在の役員が集まり、これまでの経過等を報告するとともに、その経過等を回覧で自治会住民へお知らせしたと聞いております。また、法的手続までの話には至っていないと聞いております。

町の顧問弁護士との相談、協議につきましては、町の調査方法の確認、調査状況及び調査結果を報告し、現在、法的手続の可否について検討しているところでありますが、県へ投書があつて以来、町はその事実確認のため、まず不正な補助金請求額の確認と確定、そしてその返還を最優先に調査を行ってまいりました。当然、

町は検索機関ではないため、調査には限界があります。

調査結果につきましては、さきに述べたとおりであります。不正請求補助金額が全額返還されていること、不正請求額の使途については震災直後であったこともあり、行政区内の瓦れきや粗大ごみの片づけを行った際の作業員への手当、運搬車の借り上げ代、昼食代、飲み物代などに支出したと話していること、また、今回の件について、深く反省し謝罪していること、当該事業については今後本町では実施せず、再発のおそれがないことなどを総合的に勘案し、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問をさせていただきます。

私が、1年以上前になりますが、三区の住民から除染補助金の使途不明金について相談を受け、町町民生活課に確認を依頼したことがあります。そのときの返答は、確認業務はきちんと行っているとの返答でしたが、そうではなかったようです。今回の匿名での県に対する投書は、行政が町民の声、意見に対し前向きでなかったため県への投書になったのかと思われます。町長も常に町民の意見を取り入れ、協働のまちづくりと発言しているのかかわらず、このような不祥事が起きたことについて、どのように思われているのでしょうか。また、今後どのように対処をしていくのかお伺いいたします。

以上、答弁をお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

1年ほど前に、こうした問題が佐藤議員のほうに相談があったと、それに基づいて町にただしたところ、その時点では問題がないという返答があったということでございますが、この件については先ほど答弁させていただきましたように、町は報告書に基づいて、そうした事実確認をさせていただいたということでございます。その時点で報告されていた領収書等について、間違いがあったわけでもなく、適正に報告書が作成されていたと、そういったことで町の担当者については、答弁は佐藤議員のほうに問題ないとの、そういう返事をしたというふうに理解しておりますので、よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

前向きではなかったのではないかと、もう少し、本気になって考えれば、こうしたことについてはその時点で事実が判明したのではないかとということでございますが、町はそうした不正があるかないかということについて、確認はできていないということでございますので、先ほどご答弁させていただきましたように、捜査権がないということで、事実確認をした際に不正があったということは認めることができなかったために、その時点では前向きな対応ができなかったと。ただ未然にそうしたことを防ぐということも含めて、今後は先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな補助事業等を含めて、お金にかかわる問題については慎重に、しかも適切に対応していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、前段で話をさせていただきましたように、今回の不祥事についてはまことに残念であり、改めておわびを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

以上で、4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席の皆さん、本当にご苦労さまでございます。心より感謝申し上げます。

先ほどトップバッターの同僚議員から野崎町長4選出馬の決意が述べられましたが、その中で特に農業行政、また子育て支援に力を入れていくというような、そういう決意がありました。その決意が果たして本物なのか、私は質問したいと思います。

農業施設の災害、また揚水機など公共的施設等の改修時には、なお一層の支援体制をとということでお伺いします。

宮沢賢治の「雨ニモマケズ」という詩の中に、「ヒデリノトキハナミダヲナガシサムサノナツハオロオロアルキ」というような一節がありますが、本当にことしの入梅時からお盆上がりまでの干ばつ、日照りは大変なものでございました。矢吹原も羽鳥からの通水、私、神田の南地区でございしますが、その開田に通水がされ、51年になります。これと同じように、私も農業後継者として51年、ことしの夏の経験は初めてでございします。こうしたことしの夏、そしてこういう通水困難な夏でございましたが、米価が安いから余り文句を言う人がいないんだよと、何人かで文句を言われましたが、そういう声もありました。私が第3水系の水系会長をしていますから、当然ことしの通水時には怒り、批判の声があっても当たり前で、そういう水の状況でしたが、そうした声を本当に、ポンプの管理者のほうは、大変にいろいろ受けたようですが、私のところには思ったより少ない、そういう声でございました。

昨年以前は、水系の賦課金から工事費の予算等も組むことができましたが、昨年からの大幅な電気料の値上がりにより、工事等はもちろんできず、また万が一のときに積み立てしておりました水系の維持管理費という、こういう目的の預金も、積立金も、電気料金の大幅な値上がりのため、全部使い切ってしまい、そういう状況になっております。

私の担当しております矢吹原第3水系は矢吹原土地改良区に属し、矢吹原土地改良区1,500ヘクタールの10分の1、150ヘクタール。そして揚水機7台、またその揚水機の管理者5名という形で爽やかな田園の町、矢吹の一翼を担っております。維持運営のために水系の賦課金も値上げせざるを得なくなり、総会に役員等でいろいろ案を出した予算を計上しましたが、この金額では大変だ、もう少し下げてください、そういう意見が大勢占め、役員会で諮った目的の賦課金には届かない、そうした状況でした。

しかし、ことしは、昨年よりは賦課金もかなりの値上げをしました。にもかかわらず、水系では場所によっては皆無といってもいいような場所、この圃場が見受けられます。揚水等の機械改修など理事長や職員の力で取り組んでいただいておりますが、何といても、なかなかならないそういう機械の改修は一遍にはできません。みんな機械を見ると千九百六十何年製造という古い揚水機や、布設の送水管、私も第3水系の会長をして18年近くになりますが、こうした第3水系自体で修理に支払った金額をかなり支出しております。こうした今の米価の下落、農家自身の高齢化、そしてことしの夏の日照り、水のこうした問題にも余り怒りも出ない。このように農家は気力、体力、やる気の減少、こうした状況です。そうした中にも、やる気の人もたくさんいます。少しでもこうしたことしの通水状況を改善するために、土側溝からU字構への改修整備、そういう事業もある集落では計画しております。

ことしは異常気象の日照りでございましたが、幸いに大雨の被害、こうした被害は少なかったような状況ですが、7月の台風の雨、この雨で何カ所か被害に遭っております。こうした今なかなか農家の窮状、大変な状況にあります。町も土地改良区となお一層の連携を図りながら、そうしたやる気をなくさないためにも、町長の、町長としての思い、また矢吹土地改良区、矢吹原土地改良区の理事長もしております。そうした中ではいろいろな事業等の計画も組まれていると思いますが、力強い一層の支援をお願いしたいと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、福島県一子育てしやすい矢吹町、それには保護者の経済的負担の軽減を図ることが求められます。保育所、幼稚園の無料化、また県にも働きかけ学校給食費の無料化、これに取り組む町長の思いはということで伺います。現在17歳以下の6人に1人が貧困化、そう言われるような社会全体の貧困化が進む中で、子供の貧困対策には法律が制定され、その具体化が切実に求められています。そうした中で、子供を育てる保護者の経済的負担、この軽減こそ優先的に取り組むことが求められております。我が矢吹町も子育てしやすい矢吹町という、そういう思いで町もいろいろな政策、また施設の整備、いろいろ取り組んでいただいておりますが、私の孫もけさ出てくるとき、「未来くるに行ってきます。パイパイ」というような言葉で出かけているようです。

消費税が8%に引き上げられ1年余りが経過し、この間景気の減速、低迷が報じられております。そうした状況の中で、子育て中の保護者の経済的負担も大変なものです。大震災、原発事故、こうした被災した福島県は、他県に比べていっても一層複雑かつ深刻な影響があります。矢吹町が好き、そして子供を産んでくれた親たちが、「ああ、矢吹で子育てできる、そうして本当によかった。こんなに子育てを支援してくれるなら、もう一人産んで育てていくか」、そういうような声も、きつというかもしれません。子供が遊ぶ施設、これはもちろん大事です。そうした施設の中から、子供たちの遊ぶ声がいつでも聞こえてくる、そんなふうな矢吹町を思います。先ほど言いましたように、私の孫も2歳になります。父親、私の息子ですが、年が年で、もう一人とはなかなかいかないと思いますが、経済的負担の軽減が図られたら、嫁さんに聞けばもしやというような、そういう思いになってくれるかもしれません。これは、なかなか夢と思いますが、少子化の対策にも国がだめなら町で取り組む。町長の思いを伺います。

次に、全国学力・学習状況の結果が公表されましたが、矢吹町の状況は、また課題、対応は、このテストを全国の平均競争、学力第一主義で、人として生きていく力がますます失われていくのではないかと心配していますが、このテストについて教育長の評価を伺います。

文部科学省は8月25日、小学校6年、中学3年を対象にした平成27年度全国学力・学習状況調査、全国学力テストの結果を公表しました。この結果が届いた各小・中学校は自校の成績に喜んだり嘆いたりしたと思います。矢吹の小・中学校は、喜びが大きかったのか、また嘆きのほうが多かったのかと、こう考えております。

このテストは、文部省は調査により測定できるのは学力の測定の一부분、学校における教育活動の一側面とするものの、今、都道府県ごとの平均正答率などを公表しましたが、こうした今回の平均正答率は下位3県の平均と全国の平均の差が縮小し、全国平均を100とした数では最大2.5ポイント差など、地域差が縮小する、そういう傾向が進んだとされております。

また、先ほど同僚議員の答弁にもありましたが、こうした学力テストに対応するために、県や市町村独自の学力テストが広がり、子供の答案をコピーして独自の採点、集計をするなど、平均点競争の学校の団体戦になったという声も上がっております。子供の中に広がる学力格差や勉強嫌いも、どう捉え、どういう対応をするか、このテストにはなかなか見えません。

また、少人数学級になると、学級の平均点への個人の成績が大きくなり、うちの子のせいで全体の結果を悪くしたのではないかという、そういう保護者の話、声もあるようです。必要以上に学校間の競争をあおり、結果重視、そして子供の劣等感も助長するようなテストになっていると思います。こうしたこのテストに約60億円が使われております。こうした予算を一人一人の子供に目が行き届く教育条件の整備にお金をかけるべきだと思います。教育は、なかなか数字にあらわれてきません、目に見えませんが、やはり私はそうした競争力、そうした平均点をとるための手段、そういうことでなく、人として生きる力、そういうことを、教育長を中心に進めていってもらいたいと思いますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業施設の改修時における支援体制についてのおたかしであります、町内の揚水機等の施設については、大小合わせて70カ所を超えております。これらについては、管理者である改良区や受益者で構成する水利組合等が維持管理や改修、さらには整備について行うことが原則となっております。

ただし、大規模な災害の際、例えば台風や水害等で激甚災害に指定された場合においては、町が関係機関と連携し、国・県等の助成を受けながら災害復旧事業を実施しております。しかしながら、この場合でも、一部受益者の負担をいただいて事業を実施しております。具体的には、国の災害の指定を受けて復旧事業を行う際は、基本補助率は農地で50%、農業用施設で65%となり、さらに受益者1戸当たりの事業費に応じ、補助率がかさ上げされます。

さきの東日本大震災では、受益者1戸当たりの負担額も高額となったため、農地災害の補助率は農地で94.2%、農業用施設で98.2%の補助率となり、通常でありますと、その残額の一部を受益者で負担していただくようになります。

ただし、さきの東日本大震災においては、農地や農業用施設の被害が甚大で、町内一円に広範囲であったことから、特例的に受益者負担額を町が負担し、災害復旧を実施したものであります。

また、その他の事業としましては、農業用施設の高度化、農村の高齢化による農業者、受益者の減少等に伴い、施設の補修等が円滑に行われない状況の場合には、土地改良施設維持管理適正化事業という補助制度があり、補助率としましては、国が30%、県が30%、残りの40%の一部が受益者の負担となります。

このようなことから、通常の農業用施設の維持管理及び改修等につきましては、管理者である各改良区や団体組織で実施することを原則としておりますが、状況や必要性に応じ、国・県の補助金や助成制度等の利活用を、町としましては、土地改良区等と連携して支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子育て世帯の経済的負担の軽減についてのおただしであります。第5次矢吹町まちづくり総合計画では、重点施策の一つに「子供を安心して産み育てることができるまちをつくります」を掲げ、各種施策に取り組んでいるところであります。特に、産み育てる環境づくりについては、先進的な取り組みとして、他市町村に先駆けて、第3子以降の幼稚園・保育園の無料化事業を平成19年度から公立及び私立を問わず実施してまいりました。また、保育料については、今年度より子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担は、世帯の所得の状況及びその他の事情を勘案し定めることと規定されており、国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が、公立及び私立の保育料を定めることとされております。

本町では、保育料の改定を国基準より軽減した金額を設定しており、その軽減負担額は、幼稚園保育料で国基準の約47%を軽減し、第3子無料化とあわせて軽減負担額が約333万4,000円、保育園保育料で国基準の約54%を軽減し、第3子無料化とあわせて軽減負担額が約4,325万6,000円となっております。

これまでも町では、子育て世帯への経済的支援に加え、ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センターにこにこひろばなどのソフト事業及び子供が元気に遊べる屋内外運動場の整備などのハード事業に取り組んでいるところであります。

なお、今年度策定している第6次矢吹町まちづくり総合計画では、子育て支援及び少子化対策は、町の重点施策として捉えており、議員おただしの幼稚園及び保育園に在園する児童の保育料無料化に向けた検討を行っております。無料化を進めていくには、継続的な財源の確保はもとより、無料化により潜在需要が掘り起こされ、保育園の待機児童が増加する懸念もあります。そのため、無料化を推進するには、潜在需要を含めた待機児童解消を図る受け入れ施設の整備が必要であり、段階を踏みながら実施することが望ましいと考えております。

なお、国では平成26年6月24日閣議決定した経済財政運営等改革の基本方針2014において、幼児教育の無償化に向けた取り組みを、財源を確保しながら段階的に進めることとしておりますので、国の動向を注視し、本町の子供に最大限の利益となる保育料無料化の施策について、子ども・子育て会議や総合教育会議などで議論し、検討してまいります。

次に、学校給食無料化については、子供たちの健康や食育、地産地消を考える中で、子育て支援政策の一つであることは、十分認識しております。学校給食費の無料化に向けては、学校給食法により、設置者が負担するのは、調理師などの人件費、調理施設・設備の整備費や改修費で、その他は保護者負担とされておりますので、今後は国の動向を注視しながら調査し、子育てしやすいまちづくりのため、より一層努力してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後も町政全般にわたり、全身全霊、全力を尽くしてまいりますので、議員のさらな

る温かいご支援をお願い申し上げ、以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の矢吹町の状況、課題対応についてのおたしであります。8月25日に文部科学省が公表した平成27年度全国学力・学習状況調査は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、4月21日全国一斉に国公私立の小学6年生、中学3年生の全児童・生徒を対象に実施されたものであります。

調査内容は、教科に関する調査及び生活習慣や学校環境等に関する質問調査の2点であり、結果については学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるため、活用がされます。

全国学力テストの結果についてですが、平成27年度の福島県の平均正答率は、小学校では国語及び理科は、おおむね全国平均と同じであり、算数は全国平均を下回っている結果であり、中学校では、理科はおおむね全国平均と同じでありましたが、国語は全国平均をやや下回っており、数学は全国平均を下回っているとの結果でありました。

矢吹町におきましては、小学校は国語、算数ともに全国平均と同じでありましたが、理科は全国平均をやや下回っている結果であり、中学校は国語、数学、理科の3つの教科とも全国平均を下回っている結果でありました。

この結果を踏まえ、各小・中学校では、児童・生徒の各教科における学力、学習状況について、多面的に分析し、全国と差のある問題の傾向を把握し、解答率の低い問題について補充を行うとともに、教育委員会では、矢吹町学力向上推進会議において、学習の中心となる授業の進め方について、教職員への指導及び対策を講じてまいります。

また、今回の調査により把握した児童・生徒の生活に関する学習状況調査結果については、平成26年度から福島県教育委員会の指定を受け、児童・生徒の望ましい学習習慣、生活習慣づくりと学力向上を目的に、「つなぐ教育」の実践研究を行っております。

小学校から中学校まで一貫性のある家庭学習の方法を指導すること、学校と家庭が連携し「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣について啓発指導を行うこと、地域への行事への参加を促し、ボランティア体験を行うこと等、学校と地域社会が連携した取り組みを一層推進してまいります。なお、今回の調査結果と矢吹町学力向上推進会議が行った生活実態調査の結果では、家庭学習時間について小学生は全国平均の2時間以上を上回っていましたが、中学生は全国平均の2時間以上を下回っておりました。また、ゲーム、パソコンなどは中学生になるほど多く時間を費やしている結果が出ております。

教育委員会では今年度、矢吹の教育を考える会及び矢吹町学力向上推進会議が平成25年度に町民の皆様に示しました、子どもの学びの習慣化のための4つの提言の中で、提言3の「テレビやゲーム、携帯電話、パソコンなどの使用はルールを決めて」を重点に取り組んでいるところであります。具体的には、家庭で規則正しい生活習慣ができるよう学校から児童・生徒に指導しています。また、毎週水曜日をノーメディアデーと設定し、保護者の皆様には、前日にメディアを控える時間や方法を家庭内で話し合って決める、家族で協力して時間を

有効に使うことを考えてもらうなどの取り組みを行っております。

この全国学力・学習状況調査は、同じ問題を同じ日、同じ時間に実施することから、学校にとっては指導の結果、全国平均と比べてどうであったかを捉えることができる有効なテストであると認識しておりますが、文部科学省でも述べておりますように、本調査により測定できる学力は、特定の一部分であることも考えておく必要があります。さらに学力テストの結果についてのみに関心が向いて、過度の競争を生むもととなり、学校の序列化とならない配慮が必要でありますので、今後とも学校別の公表は行わない方針であります。

藤井議員ご指摘のとおり、小・中学校では学習指導要領に基づき、次世代の矢吹町を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会をたくましく生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しており、全国学力・学習状況調査の結果も、生きる力を育むための資料として有効に活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 子育て支援で再度質問、また学力テストの関係で再質問させていただきます。

20年前は矢吹町2万4,000人人口構想、そういう夢のような時代の話もありましたが、今、全国各地で学校の統合や廃校、そして自治体が消滅する、そういう本当に深刻な少子化が進んでおります。

町長は今、子供の保育料また幼稚園、保育所の保育料の無料化、それを検討していると今、答弁がありましたが、検討から実施という、そういう覚悟を持ってもらいたい、再度その覚悟を質問いたします。

教育長に伺います。多分、保護者からは学力テストの公表をしてくださいというような強い要望もあると思いますが、私は先ほど言いましたように、こうした公表はいろいろな生徒間の不信感とか、決して私はいいいとは思いません。そうした公表しない、そういう信念を貫いていただきたいと思います、その強い信念を再度伺います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

子育て支援の中で、人口がだんだん減少傾向にある、そういう中であって、この人口減少をとめるためには、子育て支援対策事業というのが非常に大切な事業であろうということについては、私も藤井議員と全く同感でございます。第4次まちづくり総合計画、2万4,000人という人口目標を立てさせていただきました。当時は、右肩上がり、産業構造も人口も増加傾向にあつて、たしか記憶では2012年には1万9,000人を越えた時代も矢吹町であつたのが、現状では1万8,000人を割り込んでいる。こうしたことで町自体も、今回第6次まちづくり総合計画の中でも、人口ビジョンというものをきちっと打ち立てることが必要だろうということで、この後、矢吹町の第6次まちづくり総合計画の中でも目標人口を何人にするか定めながら事業を実施してまいりたいと考えております。

そうした意味合いにおいては、少子化対策事業については、町の最大の事業、最重要課題というような位置

づける事業を進めていきたいというふうに考えております。その中に、子育て支援対策事業の一つの目玉ということで、保育料の無料化というものについては、考えていかななくてはならない事業だろうということで、昨年度から検討をしております。先行して中島村さんが、今年度から保育料の無料化を含めて、子供にかかる経費については、無料化の方向性を打ち出した事業を実施しているわけですが、何せ人口規模が違う。矢吹町と中島村さんでは、子供の人口の数が断然に違いますので、すぐに中島村さんと他の市町村というようなわけにはいかない。試算をすると、矢吹町の場合は、保育料無料化にただけでも、五、六千万のお金がかかってしまうということでございますので、これは一度実施した場合に、次の年は財政が厳しいからやめるというようなわけにはいきませんので、恒久的な財源を確保することについては、これは最も大事なことでございます。そうしたことを十分に勘案しながら、今後、段階を踏みながら、できるだけ早い時期に実施に向けた考え方を議員の皆様とご相談をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答え申し上げます。

町には4つの小学校がございます。もちろん中学校は1校でございます。それで4つの小学校の学力テストをやりますと、その年度によって4つの小学校とも同じということはないわけでありまして、そういうことからしますと、序列化の恐れが一つはございます。

また、藤井議員ご指摘のように、比較的人数の少ない小学校もございまして、今年度は6年生が15名というところもあるわけでございます。そうしますと、数人の子供の学力が高いとき、あるいは反対に低いとき、その数人、場合によったら四、五人の学力の違いが結果としてあの学校は低いというような、あるいは高いというような結果を生む場合もございます。そういうことで序列化をされたり、あるいはそれで一喜一憂するというようなことになるのでは、子供たちもかわいそうでありますし、教員も一生懸命指導しておりますので、そういうことを生むことは望ましいことではないというふうに考えております。そういうことから矢吹町教育委員会としては、小・中学校の数値等の公表は差し控えさせていただきまして、これまでも何度か本議会において質問を受けているわけでございますが、全国平均と比べてどの程度であるというような先ほど答弁させていただいたような範囲で今後とも公表といたしますか、回答というふうにさせていただきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問に対するただいまの町長答弁に対し、発言が求められましたので、発言を許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 発言をお許しいたしましてありがとうございます。

先ほど藤井議員の再質問に対する答弁の中で、保育園の無料化、町の負担五、六千万円という話をしました

が、私の言葉足らずで申しわけございません。保育園で5,000万円程度、幼稚園で3,000万円程度、合わせて8,000万円ということでご訂正願います。

大変失礼いたしました。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

以上で、14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

○議長（諸根重男君） ここで、暫時休議します。

（午後 1時58分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 2時09分）

◇ 熊 田 宏 君

○議長（諸根重男君） ここで、一般質問に先立ち報告いたします。

7番の竹元孝夫君が出席しましたので報告いたします。

続きまして、通告5番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

一般質問初日の最後となりますが、町民の方々が、笑顔で元気に生活できることを強く思いながら、通告に沿って質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、質問に入る前に一言述べさせていただきます。

この一般質問の後段で触れさせていただく、ことしの夏休み中に、大阪府寝屋川市の中学1年生の男女が犠牲となる事件が発生し、犠牲となられた平田奈津美さんと、星野凌斗さんのみたまに対し、衷心よりご冥福をお祈りしますとともに、両ご遺族の皆様に対しましてお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

同僚議員と重複する点、多々ありますが、その点はおわびを申し上げます。私なりに提案等を含めて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

今回の私の質問は、大きく2点の事項について、そしてそれぞれに3点ずつ質問させていただきます。

まず、質問事項の1点目、1番、財政運営についてです。

①「入るを量りて出るを制す（為す）」に倣い、ふるさと納税制度により、いかに財源を確保するかが今後の財政運営の鍵になる。本年度のふるさと納税の目標額とその取り組み方について伺います。

冒頭に引用させていただいた、「入るを量りて出るを制す（為す）」は儒教教典の中の礼記・王制にあり、30年間の平均で国の予算を組み立てるようにし、まず収入のほうをよく押さえてから、支出のほうを計画するというふうに記されています。

日本の歴史上の財政再建というと、上杉鷹山公の名前が上がります。また、最近では、日産自動車CEOの

カルロス・ゴーン氏、また、京セラやKDDIの創業者であり、会長として日本航空の再建をされた稲盛和夫氏でしょうか。この稲盛和夫氏もやはり「入る量りて出ずるを為す」の思想を持ってJALの再建をされました。この理念、思想は大変重みがあり、本町は国家や企業ではありませんが、自治体にも生かす必要があると思います。

さて、議会の一般質問では、財政についてさまざまな質問が出ました。ただし、そのほとんどは、実質公債費比率がどうだ、財政に関する数値が高い、低い、そしてその順位が何位だ、ワースト何位だというものでありました。また、議案や事業を廃止する。議案というのは、それは具体的な歳出削減なので理解できますが、例えば今議会の町三役の退職金廃止の請願が出ておりますが、こういうのはわかりやすい削減案で、採択か不採択になるかは別にしても、具体的にだと思えます。しかし、今までは、歳入増の漠然とした提案はありましたが、具体的な税収増につながる提案は、議会ではなかなか出てこないというのが現状であります。そこで、その具体的案として、今脚光を浴びているのが、いわゆるふるさと納税であり、正式名称は住民税の寄附金全額控除というそうです。寄附することで住民税の一部を任意の自治体に移す制度です。

以前、財政再建3カ年計画を実施し、目標以上の成果を上げた当町では「出るを制す」、すなわち歳出削減は現在も取り組んでおりますが、歳入増を図る策は、現時点ではふるさと納税制度に期待するのが最良ではないかと思えます。

本制度は非常にありがたくもあり、また怖い制度であると思われれます。それは、爆発的に寄附額が増加する自治体がある一方で、当然、その増加分が他の自治体で減少していると。では、寄附金額がふえている自治体は、どこでどのぐらい増加しているかという点に触れたいと思います。

平成26年度ふるさと納税自治体ランキング上位5位というのを、ふるさと納税のポータルサイトである、ふるさとチョイスのホームページより転記しました。

1位、長崎県平戸市、約14億6,000万円、2位が佐賀県玄海町、約10億6,000万円、3位が北海道上士幌町、約9億7,000万円、4位が宮崎県綾町、約9億4,000万円、山形県天童市が第5位で約7億8,000万円となっています。

上位5自治体の平均では10億4,000万円。10億4,000万円の税収増となると、当町の平成26年度の町税21.7億円の約48%に当たります。寄附額の50%は謝礼品等として還元されるので、全額使えるわけではありませんが、その50%残としても、半額の約5億、平成26年度の町税の約24%になります。

ここで、本題に戻りますが、町では9月1日以降の寄附からシステム導入することにより事業を開始しますが、当町のふるさと納税制度の目標は幾らで、どう取り組むのかについて伺いますので、よろしくお願いします。

続いて、②です。

国交省はインフラの長寿命化を図り、歳出を削減するという取り組みをしているが、当町では、町内の施設や道路、上下水道設備の長寿命化にどう取り組み、今後どのように進めるのかということで質問します。同僚議員の質問と重複しますので、答弁のほう、申しわけないですが、よろしくお願いします。

③人件費の削減については、町民への行政サービスの低下を招かないように、十分な配慮が必要だと考えるが、どのように取り組んでいるか。特に、教育への影響を考え、教育現場の人員削減や労働時間の削減は、慎

重に取り組むべきではないかというふうなことを、実は働いている現場の職員の方から伺ったものですから質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、質問事項の2番であります。

町民の安全と健康的な生活についてということで質問します。

①夏休み中に大阪で中学1年生の男女が犠牲になる事件が起きた。町内における防犯の取り組み強化と、防犯カメラ設置を進めるべきではないかということで伺います。

過去の犯罪、事故等を見ても、その検挙されたきっかけとして防犯カメラが挙げられます。逆に言うと、防犯の抑止力になるのではないかというふうに思いますので、町内に防犯カメラの設置を進めることを取り組まれてはどうかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

②不審者対策について。

町内の教育施設で、園児、児童、生徒に注意喚起を徹底しているかということを質問します。

③町民が健康的に生活できるように、スポーツ振興を図るべきである。全町的にランニングやウォーキング、各地域でのラジオ体操等、積極的にスポーツを奨励してはどうかということで質問します。ほかの自治体でも近隣の方たちと一緒にラジオ体操をやっているという取り組みがありますので、その辺どうお考えか質問します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税による本年度の目標額とその取り組み方についてのおたしですが、ふるさと納税は、生まれ育ったふるさと、応援したい自治体への貢献の気持ちを寄附金としてあらわす制度として、平成20年度の税制改正により創設されたものであります。

ふるさと納税制度による財源の確保につきましては、議員おたしのとおり、今後の財政運営に大きな影響を与えることから、これまでもホームページ等を通じて、広く呼びかけてきたところであります。

本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ、全国で活躍されている皆様、また本町のまちづくりに共感いただける皆様など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた多くの皆様から、これまで多くの寄附をいただき、ふるさと思いやり基金に積み立てをしております。

これまでの寄附金額につきましては、平成27年8月末現在107件、805万4,588円となっており、年度平均にして15件、約100万円となっております。これらふるさと納税につきましては、近年、多くの報道機関で取り上げられ、全国的に興味、関心が高まっているところであり、寄附を受けた自治体が寄附者に謝礼品として贈る特産品送付が大きな話題となり、地場産業の育成やふるさとの宣伝、寄附金の増加による財源の確保などに大きな効果を上げております。ふるさと納税の全国的な状況を見ますと、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の調べでは、平成26年度、全国で最も給付金が多かった自治体は、長崎県平戸市で約14億6,000万円、同市の市民税や固定資産税など合わせた市税が約27億円であり、ふるさと納税による寄附金額

は、その半分以上の規模となっております。

また、福島県内では、今年度湯川村が3億円に届く勢いで、ふるさと納税の寄附申し込みがあり、村民税約1億4,000万円を優に超える状況となっております。

これら寄附金額の多い自治体の共通した特徴としましては、魅力ある謝礼品、クレジット決済の活用、インターネット上での各種申し込み等が挙げられ、このような先進自治体の取り組み状況を参考としながら、本町でも今月9月1日より、これら環境の整備を図り、寄附金のお申し込みを開始したところであります。

なお、謝礼品の送付に当たっては、ポイント型カタログギフト方式を採用しており、具体的には、町から寄附者へポイントを贈呈し、そのポイント内で寄附者が謝礼品一覧から商品を選び交換する仕組みとなっております。

また、謝礼品につきましては、町内事業者やJA東西しらかわ、JAしらかわ等から米、トマト、キュウリなどの新鮮な地元産の野菜を初め、はと麦茶、漬物、ジャム、酒、みそや塩こうじ、せんべい、お菓子類等の多くの商品を推薦いただき準備をしているほか、姉妹都市の三鷹市や日本三大開拓地交流市町の十和田市、川南町の特産品等もご紹介しながら地場産業の育成と本町のPRに努めてまいりたいと考えております。

さらに、寄附金の使い道につきましては、大きく4つに分類しており、ふるさとの未来を担う子どもの教育・育成対策事業、ふるさとの自然環境の保全に関する事業、動物の愛護及び管理に関する事業、その他まちづくりに関する事業として寄附金を募っておりますが、今後多くの皆様から、より共感が得られるような事業の検討を深め、新たなまちづくりに向けた財源の確保に努めてまいります。このような取り組みにより、今後はこれまで以上に、ふるさと納税による寄附金が全国より寄せられるものと大いに期待しているところであり、寄附者や関係者の皆様からのご意見や要望等も取り入れながら、謝礼品等のさらなる充実を図るとともに、PR活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

なお、議員おただしの寄附金目標額につきましては、今年度は謝礼品事業が年度途中度の開始となったことから、控え目ではありますが、これまでの年額平均の約10倍、1,000万円を目標とし、来年度以降はさらに高い目標に向かって矢吹町の独自性も加えながら検討を深め、自主財源の増加を図ることを目的に寄附者の皆様の趣旨に沿った各種事業の財源として有効に活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内の施設や道路、上下水道設備の長寿命化についてのおただしであります。近年、国全体としてインフラの老朽化対策が大きな課題となっており、本町においても道路、橋梁、上下水道等のインフラを含む公共施設の老朽化が進んでいる中で、施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、町民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るコスト縮減に取り組むことは、持続可能な町政運営を実現する上で重要な課題であると考えております。

議員おただしのとおり、国では平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画を策定し、国や地方公共団体が一丸となった戦略的な維持管理、更新等を推進しており、地方公共団体に対し、その行動計画となるインフラ長寿命化計画の策定に取り組むよう要請をしております。

町といたしましては、この計画策定に積極的に取り組むべく、平成26年度には、基礎調査として258の公共施設について現況把握、実態分析を行い、これらの公共施設に加え、道路、橋梁、上水道、下水道の更新費用

についても、将来推計を行いました。

その結果、本町の公共施設は、1966年から1995年に多くが建設されており、建設後40年を経過している公共施設等は、全体の20.9%となり、大規模な改修や更新の時期が2035年まで続くと思込まれます。

今後、全ての公共施設、道路、橋梁、上水道、下水道を含め、全てを保有し続けた場合、必要なコストは40年間で約960億円、年平均約24億円との試算結果となり、昨今の厳しい財政状況において、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

このようなことから、本年度は、この基礎調査をもとに、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画として、矢吹町公共施設等総合管理計画を策定する予定であり、インフラを含む公共施設団体の総合的な維持管理、更新等を着実に推進するため、長寿命化を核とした中長期的な取り組みの方向性を示したいと考えております。

現在、下水道施設、橋梁及び公営住宅等の一部施設については、先行して長寿命化計画の策定に取り組んでおります。これら個別施設計画については、各施設の役割、機能、利用状況等を鑑み、必要な対策や実施時期を整理し、より具体的な対応方針を定めるものとし、個別施設計画を矢吹町公共施設等総合管理計画の下位計画に位置づけることで、整合性を図りながら、施設ごとの特性等を踏まえた一体的な維持管理、更新等を推進してまいります。

計画策定に当たりましては、施設機能の確実かつ効率的な確保、中長期視点に立ったコスト管理を基本とし、既存ストックを生かした事業の平準化、予防保全の観点から中長期的な維持管理計画として取り組んでいるところであります。

さらに、厳しい財政状況の中、対処するため、引き続き徹底した行財政改革を行うとともに、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用による公共施設等の管理運営の検討と、従来の整備手法にとらわれない効率的かつ効果的な事業推進に取り組んでいるところであります。

また、財源の確保といたしましては、昨年度、国は地方公共団体のインフラ整備のために、廃止した公共施設を徐却するための地方債を創設し、今年度からは、自治体が公共施設の複合化や転用を行う場合の地方債の活用を認め、地方交付税措置を講ずることとするなど、資産の有効活用を財政的に支援するという仕組みが示されました。こうした国の財源措置を活用しながら、同時に公共施設等の整備を目的とした新たな基金の創設による財源確保も検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化など計画的に取り組むことにより、財政負担の軽減、平準化を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、人件費削減についてのおたかしであります。本町を含む我が国の多くの地方自治体の財政状況は、バブル経済崩壊後の景気低迷の影響等による税収の減少、国の三位一体改革の影響による地方交付税の削減等により、歳入が落ち込み、歳出面では人件費、扶助費、特別会計への繰出金など、義務的経費の増大が財政を圧迫し、多くの自治体では職員数を削減せざるを得ない状況となりました。

全国の地方自治体職員数は、平成6年の328万2,000人をピークに減少の一途をたどり、平成26年の274万4,000人は20年前と比べて、実に53万8,000人の減員となっております。本町においては、平成18年1月以降、第4次矢吹町行財政改革大綱と第5次矢吹町行財政改革大綱を策定し、その実行計画である集中改革プランに

より177人から135人まで職員数の削減を図ってまいりました。

しかし、東日本大震災以降の平成25年度は、退職者数6人に対し7人を採用し、平成26年度は退職者数8人に対し、10人の採用をするなど、新たな行政課題への対応等に対する行政サービスが低下することのないよう、業務量と職員数のバランスを考慮しながら、適正な人員配置に努めているところであります。

なお、教育への影響の点につきましては、教育長に答弁させますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内の防犯への取り組み強化と防犯カメラ設置の推進についてのおたかしであります。夏休み期間中に、大阪で中学1年生男女が殺害され、遺棄されるという大変痛ましい事件が発生し、事件を防ぐことができなかったのか、大きな議論になっているところであります。亡くなられた生徒、ご遺族の方々には、この場をおかりして私からも哀悼の意をあらわさせていただきます。

私としましても、この事件に心を痛み、他人事ではないという教訓にして、矢吹町の防犯対策に万全を尽くしてまいります。

まず、現在実施しております本町の防犯対策についてであります。毎月第3金曜日に交通対策協議会と防犯協会を構成している各団体が合同で、矢吹駅を中心として防犯パトロールを行い、啓発活動により防犯意識の向上に努めております。また、白河地区防犯指導隊矢吹分隊は、7月から9月の夏季及び11月から2月の冬季の毎週水曜日に町内パトロールを、白河地区少年警察ボランティアは、毎月第2土曜日に交通指導車での町内パトロールを行っております。その他、5区自治会や矢吹の教育を考える会等の団体においても、自主的に矢吹駅を中心に防犯パトロールを実施していただいているところであります。

また、各小学校では、子供たちの登下校時を中心に、子ども見守り隊の皆様が、子供たちの安全のため活動しております。また、交通教育の専門員の皆様も同じでございます。このように、町としましては、さまざまな防犯団体が活動しておりますが、これら団体がさらに活発に活動できるよう警察等とより一層連携を強化し、防犯活動に努めてまいります。

次に、防犯カメラの設置についてであります。議員ご指摘のように、防犯カメラには、一定の犯罪の抑止力があることは疑いのないことであると考えております。本町においても矢吹駅、小・中学校等の公共施設及び金融機関等の民間の施設、店舗等に防犯カメラが設置されております。防犯カメラの設置には、届け出義務等がないため、詳細な設置場所、設置数は不明であります。店舗や企業等民間事業者が管理する施設等については民間の協力を得ながら、公共施設等については管理者と協議し、必要と思われる場所に設置するよう検討してまいります。

防犯には、人の目があることが第一でありますので、各団体と協力しながら町民の皆様と一緒に矢吹町から犯罪を発生させることのないよう防犯活動を強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

教育現場の人員削減や労働時間の削減についてのおたかしであります。平成27年度の当初予算では厳しい財政状況の中、教育現場の支援員等の予算確保に努めたところであります。特に特別な支援を要する障害児加

配の先生方については、国の補助事業が見込めない中、前年同様の支援員数を配置し、勤務時間については、先生方と協議を重ね、できるだけ児童・生徒の指導に影響がないように、時間と日数の調整をさせていただいたところであります。

本町の教育現場を支援する人的配置の状況については、障害児加配として、保育園と幼稚園において、発達のおくれや日常生活の支援を要する園児に対し、12名を配置し、予算額は1,484万3,000円であります。小・中学校においては、情緒面などの発達障害等の児童・生徒に対する学習の支援員は11名を配置し、予算額は1,347万3,000円であります。また、スクールカウンセラーについては、保育園、幼稚園、小・中学校において、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、教師や保護者に対する指導、助言を行うため5名を配置し、予算額は401万4,000円であります。スクールソーシャルワーカーについては、保育園、幼稚園、小・中学校において、子供たちの問題を家庭や行政、福祉関係など、さまざまな外部機関と連携し、子供を取り巻く環境の調整を行うため1名を配置し、予算額は198万1,000円であります。小・中学校の図書館司書については、使いやすい図書館運営や図書の貸し出し、授業の資料準備等の対応として2名を配置し、予算額は337万5,000円あります。ここまでを集計しますと、支援員は31名、予算額は3,768万6,000円となります。

このような教育現場を支援していただいている方々については、保育園や幼稚園、小・中学校から強い要望もあり、園や学校で生活する子供たちや先生方を補助する大きな支えとなっております。また、この支援員配置により、問題行動等の原因究明や早期発見及び迅速な対応が図られ、きめ細かな各園や学校の状況に応じた対応や、適正な就学ができる支援の充実を図ってきたところであります。

また、放課後児童クラブ支援員については、放課後児童の遊びの指導等の対応として、22名を配置しており、予算額は2,811万4,000円であります。前の支援員と合わせますと、総合計は人員が53名、予算額は6,580万円となります。今後も教育委員会としましては、人員配置や労働時間については、できる限り補助事業を活用し、内部事業の見直しを図りながら、財源の確保に努め、子供たちを第一に考え、安心して学べる教育環境をこれまでと同じく確保するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不審者対策についてのおたかしであります。文部科学省の学習指導要領では、変化の激しい社会を担う子供たちに必要な力は、生きる力であるとの理念が示されており、本町では、この理念に基づき、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視する教育活動を実施しております。

しかしながら、交通事故や災害、犯罪に巻き込まれる等により、命をなくしてしまつては、力を発揮すること、夢をかなえることができません。自分の命は自分で守ることを基本にした安全教育は、極めて重要な教育であると認識しております。議員おたかしの不審者対策であります。施設内における設備面での対策につきましては、各小・中学校に合計18台の防犯カメラを設置しており、敷地内に生じる死角や不審者等の侵入を抑制するための防犯対策を講じております。また、不審者等が侵入した場合の対策として、不審者等から護身道具として、刺股やネットランチャーを各学校・園に配備し、不審者を発見したときの備えに努めております。

ほかにも、あさひ保育園、各幼稚園及び各小学校の児童クラブには、緊急通報システムを導入し、事件や災害等の緊急時に備えており、夜間及び祝祭日においては、各幼保小中学校の施設において、機械警備を業務委託し、緊急時に対応できる体制をとっております。

次に、教育現場における指導及び対策についてであります。平成13年の池田市の大阪教育大学附属池田小

学校事件及び平成17年の寝屋川市立中央小学校事件を踏まえ、校内に不審者の侵入があった際の対応については、避難訓練と同様に、幼稚園では年3回程度、小・中学校では年1回程度、不審者対応訓練を行い、非常時における行動について、教職員及び児童・生徒全員で確認しております。

次に、学校施設外の不審者対策ですが、日常的に児童・生徒に対し、繰り返し指導を行っております。ついていけない、車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、大人に知らせるという「いかのおすし」をキーワードに年齢に応じた指導を、特に終末、連休前、長期休業期間前に行っております。

また、今回の寝屋川市の事件のように、テレビ等で大きく報道された事件については、その都度教室で話し合いを行うよう指導しております。

その他、教育委員会で得た不審者情報については、すぐに学校に連絡を入れ、学校では緊急校内放送や保護者への文書通知等により、児童・生徒に伝えとともに、安心・安全ネットワークを通じて、携帯メールサービスで保護者に一斉送信を行い、情報の共有及び注意喚起を行っております。

また、大木議員への答弁と重複いたしますが、登下校時の子ども見守り隊、緊急避難所としての子ども110番の家の取り組みにより、保護者を初め、地域の皆様のご協力を得て、児童・生徒の見守りを行っていただいております。

また、矢吹の教育を考える会の活動では、定期的な駅周辺の巡回パトロールを矢吹交番所と連携しながら実施しております。

最後に、犯罪を未然に防ぐには、人の目、地域の目が大切であると考えております。子供たちの安全対策について、これらの取り組みで万全であるとの認識はしておりませんが、子ども見守り隊や防犯パトロール等、学校だけでなく、警察、家庭そして地域の方々との連携を今後も継続し、子供たちの安全対策の強化を図ってまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町民が健康的に生活できるようにスポーツ振興を図るべきである旨のおたがしであります。町では体育協会との共催により、さわやか健康マラソン大会や、町民体育祭の開催、スポーツ少年団の育成支援等を行い、スポーツの振興を図っているところであります。

また、昨年度より本町にも、いつでも、どこでも、誰でも、世代を超えていろいろなスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、矢吹町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会を立ち上げました。そして、先進地のスポーツクラブの視察や県の指導を受けながら、当町に適したスポーツクラブのあり方、イベント、教室等について検討協議を行ってまいりました。

本年度におきましては、昨年度、検討協議した結果に基づき、（仮称）矢吹スポーツクラブ設立委員会を組織するとともに、スポーツクラブ設立に向けてのプレイベント第一弾として、夏休み期間中に小学校低学年向けのキッズダンス教室を開催したところであります。

今後は、ソフトテニス教室、かけっこ教室、健康ウォーキング&スタンプラリー等のさまざまな教室やイベントの開催を計画しており、町民の皆様が積極的にスポーツを楽しめる機会をふやし、健康的な生活を送れるようなスポーツクラブの設立を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 残り2分ぐらいですか。

○議長（諸根重男君） 3分。

○9番（熊田 宏君） じゃ、ふるさと納税と、人件費と防犯カメラと1点ずつなので、1分ずつでお答えいただければ幸いです。

ふるさと納税は、鳥取県のエッグではふるさとチョイス、先ほど町長も発言されましたが、それとヤフーの公金支払いと連携によって、申し込み事業内容がすぐふるさとチョイスに載っかるというふうになっていて、何が人気があるかというのがすぐわかって、人気上位のを申し込むという傾向が強いので、その人気上位は何かというと、やっぱりどこでも1位は肉となっていますので、その辺ふるさとチョイスを見ていただいて、なるべく多くいただけるような工夫をしていただいてというのと、あともう一つ、事業を具体的に、例えば日本一の子育てしやすい町とか、先ほど幼稚園無料、保育園無料というのを8,000万円あればできそうなので、そういう事業を旗揚げするとか、事業としても応援していただいて、この子たちが私の納税で元気になっているんだ、寄附で元気になっているんだというふうなふうに思っただけであれば、町内にお住まいの方のおじいちゃん、おばあちゃん、ひいおじいちゃん、ひいおばあちゃん、全国にいらっしゃるでしょうから、そういうPRをしていただいてかき集めると、それで事業をやると、それでよい町にしていくというふうにしていただければと思います。

人件費についてですが、新聞で一時、大分話題になりましたが、鎌倉市の図書館が8月25日に、学校が始まるのが死ぬほどつらい子は図書館にいらっしゃいというのをツイートして、非常にリツイートがいっぱいあって話題になったというのがあります。これは、新学期が始まる9月1日、毎年自殺者が多いと、学校に行きたくなくてという子のために、図書館においてというふうな書き込みがされています。まさに、学校でなくても、学校に行ける子はいいんですが、行けていない子供たちが図書館に行ったりとか、会議室に行ったりとかすると思うので、そういうところはいろいろ補助事業を使って確保していく、支援員をふやしていくという取り組みですが、もっとふやしていくぐらいの、今以上にふやしていくぐらいの取り組みをしていただいて、その財源は何かといえばやっぱりふるさと納税になってしまうんですが、そういうことも含めて子育てしやすい町にしていきたいなと思います。

3つ目の防犯カメラですが、これはその防犯カメラを町内に設置して、抑止力をさらに強めると、そのためには行政で援助しますよと。30%か、50%かみたいなことを順位を考えていただいて、それも財源はふるさと納税ということしか私は提案できないんですが、いろんなその辺を含めて、町民の方が安心して安全に暮らせる町というボードを上げて、日本一安全で子育てしやすい町となってくれば、先ほど人口2万4,000人ということ挙げた時期があったというのはありましたが、それも実現不可能ではないというふうに思いますので、その辺の取り組み、全部財源がふるさと納税で恐縮ですが、簡単明瞭にご答弁いただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税に絡んでさまざまな再質問でございました。

ふるさと納税については、町のほうで9月1日から始まるということで、今後成り行きを十分注意しながら見ていきたい。経過を見ることによって、矢吹町のふるさと産品に何が魅力的なのかというものが、おのずとわかってくるのではないかなというふうに思っております。そうしたことにおいて、町で力を入れたいもの、また人気の高いものについては、それにさまざまな工夫をふやして、ふるさと納税額がふえるように、1,000万円を超えるように、頑張っていきたいと、そのように考えております。

実は、肉という話に絡んで、矢吹町では、昨年度、東京枝肉共励会において日本一になった牛がございます。そこと今、職員のほうで話し合いをさせておりますし、三大開拓地の交流市町である宮崎県川南町、そちらの産品も使わせていただくということでございますので、そうしたことも、間接的には町のほうにいい影響があるだろうということも含めて、そういった肉という視点も十分に頭に入れながら、今後ふるさと納税対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、ふるさと納税額がふえることによって、自主財源がふえると。そうしたことにおいて当然子育てしやすいまちづくりにお金を使っていたきたいということにつきましては、先ほど答弁させていただいたように、その項目の中に入っておりますので、そうしたことも十分に検討を深めていきたいというふうに思っております。

なおかつ、今までもそうであったように、第6次まちづくり総合計画、なおかつ地方創生の観点から、人口ビジョン、人口ビジョンの人口の増加、維持増加を図っていくということになれば、子育て、子供の部分に力を入れていくのは当然でございますので、そういうことをぜひ考えていきたいと思います。

防犯カメラについては、全ての防犯カメラの数を町で把握しているものではございませんが、先ほど教育長も答弁しましたように、各学校に18台、そのほか駅やあゆり温泉等々含めて町には40台、なおかつ民間でどれぐらい防犯カメラを設置しているかということについても、今、職員のほうに調査をさせておりますので、その調査の結果を見て、なお必要に迫られる場所については、当然、先ほども答弁させていただきましたように、カメラの設置を考えていきたいというふうに思っておりますので、これらについては財源の確保、それに国・県の支援を受けられるかどうかということも見きわめながら、前向きに検討していきたい、子供の安全・安心を図っていききたい、徹底していききたいという気持ちに変わりがないことを答弁申し上げて、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁の時間は、もう間もなく36秒しかないのですけれども、再々質問はございませんか。

では、ちょっとだけ。

教育長、答弁お願いします。

教育長。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、答弁申し上げます。

学校に行くことがつらいなら、あるいは死ぬほどつらいなら図書館においでということについては、私もテ

レビ等で拝見いたしました。それで矢吹町の場合は、保健室、あるいは相談室、あるいはそれ以外の教室等で、場合によっては、中学生などは夜間登校している子供もおります。そしてまた学校に行くこと自体が大変であれば、大池教室もいつでも開設できる準備をしております。今後とも、そういう子供たちにはぜひとも登校の機会を与えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時52分）

平成 2 7 年 9 月 8 日（火曜日）

（第 3 号）

平成27年第390回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年9月8日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第49号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第3号

陳情第4号・第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 阿部正人君

総務課長 藤田忠晴君 税務課長 三瓶貴雄君

町民生活課長 氏 家 康 孝 君

保健福祉課長 泉 川 稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 佐 久 間 一 幸 君

都市建設課長 福 田 和 也 君

上下水道課長 小 針 良 光 君

教育次長兼
学校教育課長 佐 藤 豊 君

会計管理者
兼出納室長 白 坂 恵 悟 君

生涯学習課長
兼中央公民館 長 梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴木 隆 司 君

○議長（諸根重男君） 通告6番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

一般質問2日目でございます。

また、傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

それでは、通告書に従って、私は3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初、1番ですが、地方創生政策に対する当町の取り組み方についてお伺いをいたします。

地方創生は、第2次安倍内閣が掲げる主要な政策であります。その地方の特徴を生かした自立的で持続的な社会を形づくる大きな目的であります。当町の方針と取り組みの対策を以下3点についてお伺いをいたします。

1番、今期、現在活用中の福島県地方創生サポート事業について、取り組みの経緯と経過についてお伺いをいたします。

2番、今定例会に上げられている案件を含め、今後、検討されている事業計画の概要についてお伺いをいたします。

3番、地方創生をどう捉え、野崎町政で何を実現したいのかについてお伺いをいたします。

2つ目の質問でございます。

当町の除染対策についてお伺いをいたします。

今期、近隣の市町村と比較すると、当町の除染関連予算は極めて少ない状況であります。当町の空間線量が比較的低いということではありますが、以下3点の除染対策は万全かということをお伺いをいたします。

1番、汚染数値の極めて高いと予想される道路側溝の汚泥、水田の土掘り用水路の汚泥の取り除き対策は、今後どう進めていくのか。

2番、順調な住宅除染に対し、山林除染、農地除染への取り組みはおこなっていないのか。

3、仮置き場からの汚染物質の中間貯蔵への搬送計画が一部公表されておりますが、当町からの完全撤去に向けた実行計画は万全か。また、全量搬送の見通しと見積もり概算額は幾らになるのかお尋ねいたします。

3つ目の質問です。

動き出した道の駅についての質問でございます。

当町の復興の核となるべく、道の駅構想がようやく始動しつつありますが、現時点での構想案について、以下3点について伺いをいたします。

1番、申請に伴う予定地の決定はいつごろになるのか。

2番、施設規模について、おおよそどのくらいの建設計画を予定しているのか。

3番、構想計画の中に取り入れるべく、町の独自性の方針と方向性はどのように考えていくのか。

以上、3点でございますので、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、地方創生政策に対する本町の取り組みについてのおたかしであります。地方創生につきましては、現在、国と地方が一体となって進めている取り組みであり、まち・ひと・しごとの創生により、安定した雇用の場や住みよい環境をつくり、地方への人の流れを生むことで人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを目指すものであります。

このような中、福島県では、今年度、地方創生の取り組みをさらに後押しするため、市町村向けの新たな補助制度を設け、民間団体を中心に補助する地域づくりサポート事業に、市町村枠を新設する形で地域創生総合支援事業を創設しました。

本町では、この事業をいち早く活用し、多世代、町内外との交流促進や地域の活性化を図るため、町の祭りに冠をつけて一体的に開催する、やぶき大祭り開催事業を提案し、第1弾として真夏の夜の鼓動、第2弾としてやぶき夏祭り、第3弾として復興産業祭を開催することで、祭りの相乗効果、PR効果を図っているところであります。なお、やぶき大祭り開催事業の事業費は1,150万円、補助金交付見込み額は856万2,000円であります。

次に、本町における今後の地方創生の予定であります。現在、10月末を目標に、地方創生の基本方針となる矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業を進めております。

人口ビジョンについては、人口の現状分析を行い、町民と認識を共有しながら、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すものであり、計画期間を国の長期ビジョンに合わせて2060年、平成72年といたしました。

国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま人口が減少していくと、2060年には矢吹町の人口は1万1,694人となり、地域が大きく縮小することが予測されておりますので、人口減少に少しでも歯どめをかけるため、合計特殊出生率の向上や転入・転出の人口移動をプラスに転換するなど、各種政策等を実施してまいり

たいと考えております。

また、総合戦略については、人口ビジョンを踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものであり、計画期間を平成27年度から平成31年度までとし、第6次まちづくり総合計画と計画期間を合わせることで計画の整合性を図り、人口減少対策に特化した政策実現が可能になるものと考えております。

さらに、総合戦略は、まち・ひと・しごと創生政策5原則である自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を踏まえ、課題を明らかにした上で、基本目標として、「矢吹町における安定した雇用を創出する」「矢吹町への交流・流入人口をふやす」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る」ことを目指したいと考えております。

私といたしましては、現在の地方創生の流れを、地域が元気になる絶好のチャンスと捉えており、この機会に情報発信の拠点となる道の駅の整備や、子育て支援、連携を強化した企業誘致の推進など、あらゆる有効な対策を総合戦略に位置づけ、人口減少問題や地域活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染関連予算についてのおたかしであります、平成27年度の住宅等の除染関連予算につきましては、J R東北本線東側地域の矢吹地区並びに中畑、三神地区の住宅等除染及び堰の上仮置き場管理業務の事業費として2億3,650万円、その他中間貯蔵施設へのパイロット輸送や各種委託などを合わせて4億974万2,000円となっており、対前年度比マイナス10億1,850万円と大きく縮減しております。

このことは、住宅等の除染において、平成25年度には、柿之内田内地区が完了、平成26年度には、四区・五本松、二区・井戸尻地区が完了するなど、町内の中でも比較的放射線量が高い西側地域の除染作業が完了したことが大きな要因となっております。

また、今年度の住宅除染につきましては、詳細線量調査の結果、放射線量の大幅な低減が見られ、主に部分除染やスポット除染などの局所的な除染となり、仮置き場の造成等もほぼ完了していることなどから、予算額が縮減している状況となっております。

住宅等の除染につきましては、平成27年度末の完了に向け、より一層、除染作業を加速させ、町民の皆さんの安全・安心に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、汚泥対策についてのおたかしであります、道路及び道路側溝の除染につきましては、これまで、面的な住宅除染とあわせて計画的に実施しており、本年度においても、住宅のスポット除染と並行して周辺の道路除染を実施する予定であります。

道路除染の目的については、安全な生活空間を確保するための空間放射線量の低減であり、事前測定により、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上のエリアを一定区間、実施箇所として選定し、さらに詳細な線量調査を行い、除染の作業範囲を確定し実施するものであり、本年度においては、10月上旬より順次実施する予定であります。

道路側溝に土砂が堆積している状況については、さまざまな要因が考えられますが、議員ご指摘のとおり、クリーンアップ作戦等による土砂撤去等の作業については、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害以降、側溝の土砂撤去作業の自粛要請等により、実施件数が減少していることも一つの要因であると認識

しております。

近年、気候変動により集中的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が多発しております。長年の土砂の堆積に伴う排水路の流下断面不足及び想定外の雨量により、道路、住宅地の冠水等の被害が拡大しており、排水路の流下能力確保は喫緊の課題であります。現在、排水路対策として、地域の要望を踏まえ、豪雨時のパトロールや土砂の堆積率、冠水状況等を総合的に判断し、排水路の土砂撤去工事及び排水路の新設、改修等の事業を実施しているところであります。

議員ご指摘の放射性物質を含む土砂の撤去につきましては、空間放射線量が、基準値とされる毎時0.23マイクロシーベルト以上であれば除染業務として実施することとし、基準値以下の場合であっても排水路の流下能力が著しく低下している箇所については、道路及び排水路の維持管理上の土砂撤去事業として実施しております。

しかし、一定の流下能力が確保できている排水路についての土砂撤去については、現在、具体的な対応はしておりませんが、今後、地域の要望等を踏まえ、どのような対策を講じることができるか、検討を深めてまいります。

また、水田の土掘り用水路につきましては、本町では、平成25年度に比較的高い放射線量の高い柿之内・田内地区の水田の土掘り用水路50カ所の水について、町放射能測定センターで計測した結果、全ての箇所において測定下限値以下のため、数値は検出されませんでした。

また、米の全量全袋検査においても、町内で生産された米については、全て基準値以下の結果となっていることから、農業用の土側溝等の汚泥の除染については、現在のところ計画しておりませんが、今後も引き続き農産物の放射線量の動向、加えて国や県の動向に注視し、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、山林除染、農地除染の取り組みについてのおただしであります。現在、本町で実施しております森林再生事業においては、環境省が管轄する生活圏近隣以外の山林について、国が森林除染の実施を示していないことから、福島県ではいち早く放射性物質対策を行うため、除染事業の代替策として、農林水産省が所管するふくしま森林再生事業に取り組んでいるところであり、西白河管内市町村では、本町と白河市が先駆けて実施しているところであります。

本事業につきましては、除染とは異なり、森林の整備が第一義的であり、放射性物質対策はあくまで付随した効果が期待できるものとして位置づけられております。事業の実施につきましては、森林整備計画上における町内全ての民有林を対象とし、平成26年度はモデル地区として三十三観音地区、中畑地区、三神地区、袖ヶ城地区の町内4地区、8.91ヘクタールを実施し、平成27年度においては、田内地区約40ヘクタールを実施し、その後も計画に基づき、他の地区についても順次整備をする予定となっております。

次に、農地除染の取り組みについてであります。放射線量が比較的高い柿之内、田内地区においては、国の補助金を活用し、約132ヘクタールの水田に対し、放射性物質を吸着する物質であるゼオライトを混合させながら、表土を反転させ線量を低減する取り組みを、平成24年度に実施したところであります。

さらに同年度には、その他の地区の水田についても、放射性物質吸収抑制対策として、塩化カリ肥料を農家へ配布し、散布していただき、その結果、米の全量全袋検査においては、平成24年度以降に検査を実施した約

72万袋全てが基準値以下となっております。

このように、町といたしましては、放射線量低減化に向けた各種事業に鋭意取り組んでおり、今後も、町民の皆さんの安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、汚染土壌等の中間貯蔵施設への搬出完了見通しについてのおたかしであります。現在、試験的に行っておりますパイロット輸送が県内各地で実施されているところであります。本町のパイロット輸送につきましては、文化センター前に一時保管している汚染土壌等約1,000トン、平成28年1月ごろに搬出する計画となっております。

国では、平成27年度内にパイロット輸送を完了し、このパイロット輸送における道路の混雑状況、放射線の影響、騒音や振動など、生活環境に影響する問題点等を検証した上で本格輸送を行うとしております。しかしながら、中間貯蔵施設の用地については、地権者との交渉が難航し、汚染土壌等を受け入れるための用地が十分に確保されていない状況もあることから、本格輸送の具体的な方法、時期等は示されておられません。よって、輸送に対する経費については、現時点では不明であります。国は、汚染土壌等の全てを中間貯蔵施設に搬出することを明言しておりますので、町といたしましては、一日も早く町民の皆様が安心して暮らせる生活環境を取り戻すため、なお一層、国・県に強く働きかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道の駅の構想案についてのおたかしであります。現在、道の駅の基本構想及び基本計画について業務委託を発注しており、10月予定の第1回（仮称）道の駅やぶき整備検討委員会の開催へ向けて準備を進めているところであります。

道の駅の予定地及び規模については現時点では未定ではありますが、今年度中には検討委員会の中で協議を重ね、その結果を受けて、道の駅の予定地や規模、運営方法等について絞り込んでいきたいと考えております。

なお、本検討委員会については、学識経験者として東京農業大学の長島孝行教授に依頼し、町内の商工業団体、農業団体、住民代表、金融機関、県や国の関係機関で構成する予定であります。

道の駅につきましては、制度上は市町村が申請し、国土交通省が登録する登録制となっており、整備方法は一般的に道路管理者と市町村で整備する一体型が多く、国道であれば国が休憩施設、トイレ、情報提供施設及びこれらを利用する駐車場を整備し、市町村は直売所やレストランなど、地域振興施設と地域振興施設を利用する駐車場を整備することとなっております。

国道であれば国が共同事業者となり、県道であれば県が共同事業者になりますので、駐車場の整備についても、交通量に基づいて規模を算出することになることから、今後、予定地の選定とともに、関係機関の意見をいただきながら、これらについて総合的に検討してまいりたいと考えております。

なお、参考までに、平成25年4月に運用が開始された、二本松市の国道4号下りに新設された道の駅「安達」智恵子の里は、建物の建築面積が1,515平方メートルで、木造平家建て、駐車場が普通車101台、大型車34台、身障者用4台となっておりますので、国道に道の駅を設置する場合には、一つの参考になるものと考えております。

また、道の駅の構想案に入れる、町の独自性の方針や方向性につきましては、今後、検討委員会の中で具体的に検討されることとなりますが、町といたしましては、福島県の玄関口、県南地方に位置する道の駅として、地場産品を中心に食と農にこだわった道の駅、矢吹町の地域情報を発信する拠点となる道の駅、観光農園施設

等を備えた道の駅、広域的な総合観光案内ができる道の駅、そして、何より利用者に気持ちよく利用され、リピーターが多くなる道の駅を目指してまいりたいと考えております。

また、町内には福島県立農業短期大学校もありますので、有効な地域資源を活用し、地元農産物を活用した六次化のための加工施設や直売所の設置、オリジナル商品開発、地域資源を活用した体験・交流機会の提供についても検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、検討委員会を中心に、矢吹町の復興のシンボルとなるような、新しい道の駅づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、最初の質問である地方創生に関連する質問でございます。

我が町は、福島県地方創生サポート事業において、祭りということで、今、町長からご説明があったとおり、そういうテーマで補助金を受けて、今期、真夏の夜の鼓動、そしてやぶき夏祭り、そしてこれから行われる復興祭というようなことで、その補助金を生かした運営がなされているところでございますが、例えば直近で行われたやぶき夏祭り、これは町から商工会へ約300万円の補助金が、このサポート事業を通じて出ているところでありますが、これ例えば昨年ですと100万円なんですね。ことしだけ300万円ということなんでしょうか。来年はどのような形で……もとに戻るのか、それとも、この地方創生の趣旨である持続可能なということで、来年はどのようなお考えをこの事業に対して持っておられるのかを質問いたしたいと思います。

それから、地方創生の3番目の質問である、矢吹町はこの地方創生をどう捉え、野崎町政で何を実現したいのかということで、町長から今ご説明がありましたが、いま一つちょっと具体性に欠けるというか、見えてこないというか。

一つ、福島県でいい事例がありましたので、ちょっとこれをご披露したいと思います。地方紙に載ってありました記事でございます。会津若松市長、地方創生に意見。会津若松市の室井照平市長は29日、衆議院地方再生特別委員会に参考人として出席し、地方創生をめぐる政策について意見を述べた。席上、室井市長は同市が国の地方再生交付金を活用し、ICT情報関連技術企業を誘致する計画について説明をした。企業が求めるICT関連の誘致は、ICT関連専門大学である会津大学が人材供給源であり、また、データ分析教育での場になるなど新たな展開も生まれてくる。地元の若者の県外への流出も防ぐ効果もあり、地方創生のテーマに即している。今後、政府へのさらなる多岐面での協力について陳情したというような記事でございます。

まさしく、会津大学がある会津地方で、この地方創生を生かして、このICT関連の企業を誘致したり、そこに雇用が生まれ、また経済面の発展が生まれ、また若者の県外への流出も防げる、まさしく本当に具体的な事例ではないかと思います。

矢吹町もさまざまな交通の利便性であるとか、医療機関が多いとか、農業短大、それから全酪があるとか、そういう町の特徴があるものですから、こういった町の特徴を生かして、この地方創生の、今現在、政府が掲げる主要政策でありますので、まちづくりに生かしてみてはいかがかなということで、町長のご答弁をお伺い

いたします。

2番目の、この除染に関してですが、矢吹町は確かに空間線量も低いということで、生活除染は順調に進んでいると思います。ここで、私が一番問題にしたいのは、この汚泥なんですね。今の説明ですと、空間線量が0.23以下であれば、道路側溝の汚泥もやらないような話ですが、実は、空間線量ではなくて汚泥そのものが相当高いはずなんです。ですから、先ほど説明があったとおり、東京電力がなぜこの汚泥の搬出を自粛してくれと言っているのかについてのご説明をいただきたいと思います。

それから、水田の土掘りの水路に関しても、今のご答弁ですと、数値的に問題ないということは、これは地上1メートルからの空間線量を図っていると思うので、汚泥そのものの計測なのかどうかをお答え願いたいと思います。

それから、3番目、道の駅でございますが、これから検討委員会を立ち上げて随時進めていくんだというような町長のご説明でありました。これは、町民も私も大変期待しているところでございますが、これは12年前に実は町長の公約と申しますか、展望と申しますか、この道の駅に取り組みたいというような話でございました。ですから、私は、もう少し町長が持っておる、考えておる具体的な構想についてお聞きしたいと思ったんですが、実はきのうも、町長も4選出馬の際に、同僚議員から、もっといろいろな町民なり、話なり意見なりを聞いたらいかかなという話が出ておりました。

実は、我々議員も研修に行きますと、道の駅自体が研修項目ではないけれども、必ずなるべく道の駅に立ち寄ってみたり、そういうことをやって、多々いろいろなところの道の駅を見ております。ですから、ぜひ我々もこれはいずれ野崎町長が道の駅をやるときに少しでも役に立ちたい、少しでも助言できたいということでやっておる次第ですので、ぜひとも議会の議員とも、この辺のお話を密になさって、今後この道の駅の展望に生かしてもらいたいと思うんですが、野崎町長がご自身でこの12年間温めてきた構想案についてでもよろしいので、その検討委員会云々は別にして、野崎町長自体の道の駅のお考えについて伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

一般通告よりも中身が濃い再質問ということで、多岐にわたっておりますので、全て答えられるかどうか、答えが足りない分については、またご指摘いただければと思います。

まず、初めに地方創生の県のサポートの補助金について、やぶき夏祭りについては例年100万円だったものが、今回やぶき大祭りということで、県のサポート事業を受けて300万円ということで、増額で事業が実施されたことについてはご案内のとおりでございます。これを来年も同じようにというようなことのおただしでございますが、来年もぜひ継続できるよう、県と協議をしまいたいと思っておりますので、そうしたことでご理解いただきたいと思います。あくまでも県の補助金の趣旨に沿った形で有効な補助金ということで、今回は申請をし、見事それが県のサポート事業にのったかと、支援を受けることができたということで、金額がふえたということもご理解をいただきたいと思います。

なお、地方創生において具体的な答弁がなかったんではないかということでございますが、これらについては今策定中でございます。中身についてまだ固まっていないということがございますが、ただ、基本となるのは矢吹町が既に策定しております第5次まちづくり総合計画、そして第6次まちづくり総合計画の今策定中でございますが、第5次まちづくり総合計画の考え方に沿った形で、一部修正はあるものの継続していきたいと、そのようなことを考えております。

具体的には、まずは復興というところの視点が一番に来まして、さらに企業誘致、さらには町民の命と健康を守る、さらには子育て支援、さらには農業を中心とした産業のバランスのとれた振興というような視点で、それぞれ第5次まちづくり総合計画にもうたわれておりますし、第6次まちづくり総合計画にうたわれております。それをさらに矢吹町らしさというものを前面に出しながら、第6次まちづくり総合計画を策定し、またそれと連携する形で、今、策定中、10月までに計画を策定しなければいけない地方創生総合戦略矢吹地方版というものを策定していきたいというふうに考えておりますので、その内容が固まり次第、案として議員の皆様にもお示ししていきたいと思っておりますので、そこに議員の皆様のお考え方も取り入れながら、最終的な計画としてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

会津大学のすばらしい事例もいただきました。そうした矢吹町らしさ、会津に負けない矢吹町らしさを打ち出していきたいということを重ねて申し上げたいと思っております。

除染についてでございますが、これらについては先ほども答弁させていただきました。あくまでも、環境省の基準については、道路側溝についても空間放射線量でございます。汚泥の部分について高いということもございますが、現時点で空間線量が下回る場所については、汚泥の除却、除去は国の支援は受けられないという定めになっております。ただ、先ほども答弁させていただきましたように、ゲリラ豪雨等によって道路が冠水してしまう、また、水が思うように流れないというような場所については、町としては計画的に整備して除却していくというような答弁を繰り返しお話をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、なぜ東京電力のほうで放射線低減クリーンアップ作戦等によって、自治体が投資を行っていた側溝等の除却について自粛するよという指針を示したかについては、空間線量については問題ないといえども、正しく理解し正しくおびえたといえども、人体に不測の事態が起きないとも限らないということで、自粛を要請したものというふうに、私自身は認識しております。

次に、道の駅の具体的な考え、町長の長年温めてきた計画について、町長自体の考え方を聞きたいということでございますが、私自身の思いはございます。しかしながら、私自身の政治姿勢については、鈴木隆司議員ご存じのように対話、住民目線、住民主体、住民に寄り添う、そういった姿勢で臨んできております。議員の皆様もたびたびおっしゃるように、多くの住民の意見を取り入れるべきだと、そして議員の意見も取り入れるべきだと、そういった考えに基づいて検討委員会を立ち上げ、さらに多くの住民、議員の皆様方の意見を取り入れながら、最終的な道の駅の構想案をつくっていききたいという考えでございますので、そうしたことをご理解いただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

地方創生でございますが、基本はまちづくり総合計画で、それをもとにつくっていくんだというようなご答弁でございましたが、ここでちょっとお尋ねをしたいのは、野崎町政3期が始まってから、このまちづくり総合計画、あるいは都市マスタープラン、あるいは最近ですと東京大学生産技術研究所への、このまちづくりに関する予算はどのぐらいお使いになったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、2番目の除染に関する汚泥の問題でございますが、まさしく町長も、わかっておられるんですが、なかなかいろいろな問題があるということで、私がなぜこの問題を取り上げているかというのは、空間線量云々ではなくて汚泥そのものでございまして、町長のご答弁の中でも触れておりましたが、ゲリラ豪雨とか梅雨時期とか、今、現実には交差点の角とか、そういうところが冠水するんですね。もう震災以降、一切汚泥の処理をしておりませんから。それ以前は、ご答弁のとおり、クリーンアップ作戦で必ずその地区の人が出て、側溝のふたを上げて泥上げなんかをやっていたわけですね。もうかれこれ、それから5年になるわけでございます。

空間線量が0.23だから安全だという基準ではなくて、もう汚泥そのものにさわるのが、大変、住民の方はもう恐怖心を持っておるんですね。そういうことで東京電力も自粛ということをおっしゃるんですが、これもそのまま放置しておくわけにはいきませんので、今、随時、冠水しているところは優先的に云々という話でございましたが、これをもっと早く、矢吹町の道路側溝の汚泥の処理を進めていただけるような対策について、お考えを示していただきたいと思います。

例えば、近隣で言いますと、郡山市はどんどんこれをやっておりますよね。この郡山市が道路側溝の上が全て0.23あるのかどうかは、私は存じ上げませんが、一番先進的で、郡山市はどんどん、今、道路側溝の汚泥処理を進めております。そういった事例などを見て、我々矢吹町もそういうふうな取り組みができないものかということでお尋ね申し上げます。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

地方創生の絡みでございますが、一定の理解をいただきましてありがとうございます。これらについては、矢吹町にとっては非常に大切な問題、地方人口のビジョンということで、矢吹町の人口をどの数値に定めるか、また、まちづくり総合計画と関連して、地方創生の総合戦略版というものをどう定めていくか、これについては先ほどから話をしているように、矢吹町の50年、100年先を決めていく、方向性を示すものと強く私自身も認識をさせていただいているところでございます。こうしたことで、しっかりと皆さんの意見を聞きながら、計画づくりに邁進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、総合計画、都市マスタープラン、さらには東大を含めて、そうしたさまざまな機関に、どのぐらい3期の間にお金を費やしたかのおたがひでございますが、基本的な考え方は、総合計画については手づくりでやっていこうということで、第5次まちづくり、第6次まちづくり総合計画、要するにコンサル業に丸投げでは

なくて、職員の能力、職員の考え方、そこに住民の考え方、さらには議員さんを含めたさまざまな提言をいただいたものを盛り込んで、手づくりというものを基本としてつくらせていただきました。なお、都市マスタープラン等については、コンサルタント会社に委託をしながら、これらについても職場内で十分に検討を踏まえた上で、素案をつくった上でコンサルのほうにまとめていただいていると、そういう経過がございます。東大等についても、できるだけそうした専門機関の協力を仰ぐような形で、最小限の経費でいろいろとお願いしてきた、予算を使わせてきていただいたという、そういう経過を説明させていただきます。なお、具体的な数字については、阿部企画課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

除染については、鈴木隆司議員の心配はごもっともでございます。私自身もその心配がないわけではございません。ただ、制度上の壁はいかんともしがたい、矢吹町延長道路どのぐらいあるか、はっきりとは申し上げることができませんが、多分数十キロ、数百キロ、総延長距離はそうなるんだろうと思います。その側溝を国の支援なくして町単独でやるということについては、一時にやるのは非常に難しい。ですから、先ほども答弁させていただいているとおり、費用対効果、優先順序、そうしたものの、さまざまな条件も考慮しながら、計画的に整備除却していきたいという話をさせていただいておりますので、そうしたことについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、老婆心ながら一言つけ加えさせていただくと、確かに汚泥の放射性の汚染というのは非常に高い数値を示しているということでございますが、水道にしても、ため池にしても、水道の源泉地である堀川ダムにしても、ため池にしても、汚泥というものは水に溶融というか、溶け出すことがないことについてご理解をいただきたいと思いますし、また、事例として挙げた郡山市の全てやっているというようなことについては、私もまだ把握しておりませんので、それはどういう基準に基づいて、どういう考え方に基づいて実施しているかについては、後ほど調査した上で、鈴木隆司議員のほうにご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 鈴木隆司議員の再々質問に対して答弁申し上げます。

ご質問ありました、まちづくり総合計画に対する策定経費等についてでありますけれども、今ほど町長が申し上げましたように、基本的にまちづくり総合計画は手づくりで行っております。ただし、今年度、改定作業を進めておりますが、その改定のために、住民のご意見等を十分生かすためにアンケート、あるいはワークショップということで実施してまいりました経費について約170万円要してございます。

あと、都市計画マスタープランにつきましては、震災直後から復興交付金をいただきながら、3年間で進めてまいりました。合計金額およそ3,000万円になってございます。

あと、東京大学生産技術研究所に対する寄附金であります。これは平成24年度から開始しておりまして、これまで、平成26年度まで800万円でございます。そのうち一番大きなものは、平成25年度、地域防災計画見直しに係る業務ということで300万円ということで、一番大きなものは寄附金額になってございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前10時46分）

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午前10時58分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告7番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴においでの方におかれましては、雨の中大変ありがとうございます。

質問に先立ちまして、1番目の質問に関連いたしまして、一言述べさせていただきます。

ことは戦後70年ということで、多くの方が戦争で亡くなられた、その方に対して哀悼の意を表させていただきます。また、今の繁栄を築いてこられました先人の皆様に敬意を表させていただきます。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、1点目といたしまして、安全保障関連法案についての質問であります。

ご承知のように、今国会で審議中であります安全保障関連法案、これ2つの法案が出されておりますけれども、これに関してことぶき大学で先ごろ催されました議会報告会の中で、戦争経験者の町民の方から、「町会議員の皆さんも、国会の議員さんもお若いので、戦争の経験はないと思いますが、私はあのつらい戦争を経験しました。あの経験は二度と嫌です」ということを言われて、この矢吹町の議会で出された、この法案の廃案を求める意見書に対して、なぜこれを否決したのかという質問がありました。このときに、会場からも満場の拍手が沸き上がりました。また、ことぶき大学のみならず、矢吹町9条の会準備会の方々が「せんそうイヤ！憲法9条は世界の宝」という大きな広告の看板ですね、これをヨークベニマルの向かいの交差点のところに設置しております。このように、国民世論と同様に、多くの町民の方から、今、この法案に対する懸念の声が上がっております。

そこで、町民の生命・安全に責任のある立場にある町長といたしましては、本法案に対してどのような見解をお持ちなのかお示しをお願いします。

同様に、平和と生命のとうとさを矢吹町の子供たちに教える立場にある教育長のご見解もお示しをお願いします。

〔「議長、この質問は町の行財政に関係ないので、質問としては不適切だと思います」

「質疑にはその町村の財政全般であると。これは町の町財政には関係ありませんので、削除を求めます」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 取り扱いについて、議会運営委員会を開きたいと思いますので、暫時休議します。

(午前11時02分)

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午前11時18分)

○議長（諸根重男君） ただいま議会運営委員会を開いたわけでございますが、委員長のほうから報告をお願いします。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さんこんにちは。

まず、冒頭におわびを申し上げます。私の不注意な発言で、貴重な一般質問の時間を中断し、特に安井敬博議員には衷心よりおわびを申し上げます。また、議場の皆さん、町民の皆さんにおわび申し上げます。

それでは、議会運営委員会の審議の結果について報告します。

結論だけ申し上げます。通告を受け付けた以上、そのまま一般質問を続けるべきであるという結論に至りましたので、報告させていただきます。

以上です。申しわけございませんでした。

○議長（諸根重男君） それでは、再度、一般質問、安井敬博君。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） では、続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化についての質問であります。

公共施設のみならず店舗や駅など、公共の空間においては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化が進められてきております。当町においても、中畑災害公営住宅においては、トイレや浴室の段差をなくす工夫が施され、中央公民館の階段の手すりを、利用者の要望等も受け入れて、筋力の低下した高齢者の方などでも握りやすい形状にかえるなどして、利用者の方からは大変喜ばれております。

このような整備は、全ての公共施設において必要と考えますが、まだ十分とはいえません。例えば、例を挙げさせていただきますと、町役場を利用する町民の方からの声としては、脚部のほうに障害のある方の方の声でありますけれども、正面玄関のスロープ、これは以前なかったものが、やはりこのバリアフリー化ということの考え方によってつけられたものでありますけれども、まだスロープだけではなくて、これは車椅子の方にとってはいい改良点だったと思うんですけれども、手すりがないということで、つえをついて上がられる方などからは、これまたつえをつきながら、つかまって歩けると大変助かるという声も聞かれます。

また、視覚障害者の方からは、トイレなどの点字案内や点字ブロックを充実してほしいという要望が寄せられております。もっと中身を詳しく言いますと、視覚障害者の方というのは、トイレに入りますと、まず何をするかといいますと、トイレの中の流すスイッチがどこにあるかとか、便器がどの位置にあるか、手を洗う場所がどこにあるかなど、そういったものを探そうなんです。これはどんなに急いでいても、まずそれをやる。

なぜかといいますと、一般の利用者の方に、汚して迷惑をかけることができないから。こういうことも言っておられるわけです。そういった方がまた安心してやるためにも、こういう点字案内などがユニバーサルデザインのもとにおいてされていると、大変便利であるという声が寄せられています。

このような要望に対する対応は、いろいろな改良点によっては費用もかかることもありますけれども、例えば、今言った手すりですとか、トイレの中などに点字のテープを張る、こういったことであれば余り費用もかからずできると思いますので、町長のご見解をお伺いいたします。

続きまして、3番目といたしまして、介護保険料の減額・免除による町民負担軽減についての質問であります。

介護保険料の改定が行われ、大部分の町民の方が値上げとなった、今、これ数字を具体的に示しているわけではないんですけれども、そういう声が聞かれる、また、町民の中からも負担軽減を求める声が上がっております。介護保険料の値上げと同時に、介護度、支援度など、これまでの中身も変わってきた。これで、これまでどおりの介護サービスが受けられなくなったといっている方もおられます。また、受けられなくなるのではないかという懸念の声を上げている方もおられます。

これに加えて消費税増税の問題など、さまざまな要因、震災の影響などもまだ残っております。避難されている方もまだおられる。このようなことの中で、町民の負担は厳しくなっています。中には、家計の支出を抑えるためにお風呂の回数を減らし、飲み水や洗濯、炊事に使う水はスーパーに無料で設置されておりますアルカリイオン整水器ですか、車を使いますとまたガソリン代もかかってしまうので、日に何度も自転車でくみに行っている、このような方もおりました。このように、節約も、もう限界に来ている中での介護保険料の値上げは、町民の健康を守るための制度が、逆に町民の健康を阻害することになりかねません。介護をする方の負担にもなっております。このような負担を軽減することによって、介護する方の健康を害することもなくなる、ひいては国民、国保の支出も抑えられる、こういったことにもつながるわけですから、町としては介護保険料の減免や免除の拡充を行う考えはないのか、町長のご見解をお伺いいたします。

最後の質問であります。放課後児童クラブの環境改善についての質問です。

今、善郷小学校で行っている放課後児童クラブでは、家庭科室のほうを使っているため、ご存じのとおり家庭科室というのは、裁縫をしたりいろいろな作業をしたりするのに、大きな作業の机が設置されております。この机を設置されていることで、指導員の方からもなかなか目が届きにくい、この机の陰に隠れて遊んだり、ちょっと危険な遊びをしてしまうと、それが目につかないというようなこと、いたずらをする児童への指導が大変難しくなっているというような意見が聞かれます。また、身長の高い児童、小学校1年生から入っているわけですから、一般には家庭科の授業というのは高学年が行うわけで、高学年向けに机の高さも高くなっている。このようなところで宿題をやっている状況にあって、中には立ったまま宿題をしている。また、机が高いところでこうやって無理な姿勢で勉強をしている、こういった問題も見受けられております。

こういった環境改善についての指摘、指導員の方からも出ております。私も実際に見せていただきました。これについて対応をどうお考えなのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上4点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、安全保障関連法案に対する見解についてのおたかしであります。安全保障関連法案は、自衛隊法やPKO協力法、武力攻撃事態対処法等の10の法律改正案を一つにまとめた平和安全法整備法案及び国際平和支援法案の1新法を一括で審議しているものであり、本年7月16日に衆議院本会議で可決され、現在、参議院に送られ、審議がなされております。

具体的な法案の中身としましては、国際平和支援法では、国際紛争に当たっている他国軍の後方支援を目的に自衛隊の海外派遣を可能にすることや、武力攻撃事態対処法改正案では、集団的自衛権の行使要件を明記するものであり、法案が成立することとなれば、日本の安全保障政策は大きな転換期を迎えることは間違いないと考えております。

これら法案に関しては、憲法学者の中には憲法違反であるとの見解を示す方もおり、抗議活動等も活発に行われているなど、各報道機関が実施する世論調査の結果においても、安全保障関連法案への国民の理解は進んでいないのが現状であり、今後、国民世論を十分に反映し、国政の場で議論が尽くされることを期待しております。

このように、安全保障関連法案については、さまざまな議論があることは承知しており、町長の立場として見解を述べることは控えたいと考えておりますが、議員おたしのとおり、町民の生命・安全を守る責任のある立場として、今後も国の動向等に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化についてのおたかしであります。役場庁舎につきましては、正面玄関横に車椅子用の駐車スペースを設けて、その駐車スペースから正面玄関までのスロープを設置し段差解消を図っており、トイレにつきましても、来庁者の利用が多い1階トイレについて、男子トイレの1カ所を洋式トイレへ改修を図るなど、少しずつバリアフリー化の取り組みを行ってきているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のスロープの手すりや点字案内などは未整備であり、障害者や高齢者の移動などを円滑化するバリアフリー化や、多様な方々が利用しやすい施設づくりを行うというユニバーサルデザイン化への対応は十分とは言えないのが現状であります。

また、役場庁舎は建築後40年が経過し老朽化が進んでおり、これらの改修等が大きな課題となっております。このため、今後の改修計画においては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を取り入れながら進めることとし、早急に取り組めるスロープの手すり、点字案内等の改修については、できる限り早く取り組み、その他の公共施設においても、障害者や高齢者が利用しやすい、優しい施設づくりを図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、介護保険料の減額・免除による町民負担軽減についてのおたかしであります。介護保険料の減免につきましては、介護保険法第142条及び矢吹町介護保険条例の規定に基づき、災害や生計を主として維持する者の死亡等による収入減により、保険料の納付が困難な場合などに、その損害割合や減少割合に応じて、

100%減免、50%減免、25%減免することができるとしております。

また、介護保険料の免除につきましては、国からの通知等により、日本国内に住所を有さない海外居住者、身体障害者療養施設や生活保護法に規定する救護施設等の適用除外施設の入所者、短期滞在の外国人が対象となっております。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災による被災者につきましては、平成24年度に1,546名の被保険者に対し、合計2,830万4,900円の介護保険料の減免を行いました。

また、昨年策定いたしました平成27年から平成29年を計画期間とする第6期介護保険計画につきましては、介護保険法改正に伴い、介護保険料の階層区分が、それまでの6段階から9段階に、所得に応じて細分化され、基準階層である第5段階以下の低所得者に対しまして、前期計画以上の保険料の軽減が図られております。

具体的には、平成27年度から平成28年度において、第1段階の方については5%、第4段階が10%、第6段階が5%の軽減が行われ、平成29年度においては、第1段階が20%、第2段階が25%、第3段階5%、第4段階10%、第6段階5%の軽減が行われます。

被保険者にご負担いただく介護保険料につきましては、介護保険サービスの費用全体の半分以上を国・県・市で負担し、残りの半分以上を65歳以上の1号被保険者と、40歳から64歳までの2号被保険者が負担するようになっております。このため、介護保険サービスを利用する方がふえれば、介護保険料を値上げせざるを得ない状況であります。

このようなことから、現段階では、今以上の介護保険料の減免や免除の拡充は考えておりませんが、市といたしましては、介護予防に力を入れ、介護サービス費用の抑制に取り組んでいるところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、安全保障関連法案についてのおたしであります。現在、この法案については、さまざまな立場から、さまざまな意見が出されておりますが、この法案に対する賛成、反対の見解については控えさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、本市の子供たちに戦争と平和、生命のとうとさをどのような形で教えていくのかのおたしですが、戦後70年が過ぎ、私たちが平和で豊かな生活を過ごすことができるのは、これまで戦争の悲惨な状況やその痛みを忘れず、恒久の平和を強く望んできた先人の努力の成果であると認識しております。日本は戦争を絶対にすべきではないし、さきの大戦のように若者たちを戦場に送るべきではないと考えております。本市の文化センター等の敷地は、戦時中、飛行場として利用されておりました。特攻隊として、若者たちの多くがここから知覧に向かい、大多数が戻ってこなかったという悲しい歴史があり、また、飛行場も空襲を受けているわけでありまして。

現在、戦争を直接経験していない市民が大半を占め、現在の平和が当たり前のように思って生活している昨

今の状況において、本町にもこのような戦争の歴史があったことを思い返し、戦争の悲惨さや平和、生命のとうさについて子供たちが考えることは、教育として重要なことであると考えます。

小学校においては、6年生の社会科学習の中で、特に歴史や国の政治、日本国憲法の学習を通じて、平和や国家の理想等について学び、考えております。また、中学校においては、特に2、3年生の歴史や公民の学習を通じて、戦いの歴史や第二次世界大戦とその後の民主政治や国の発展、国際社会と地球の平和等について学んでおります。現在の平和な日本は日本国憲法のもと、世界の国々との連携により成り立っていることや、国際社会と自分たちの暮らしとの関連などについても学んでおります。

このように、社会化の学習を中心にしながら、平和のとうさや生命尊重については、道徳においても考えさせたり、話し合わせたりしており、教育課程に基づき、学校の授業を通して学んでいくことが大切であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、放課後児童クラブの環境改善についてのおたかしであります。善郷小児童クラブでは、現在、図工室と家庭科室、図書室の3教室を82名で利用しております。それぞれの教室の利用状況については、低学年は1階の教室、高学年は2階の教室を使用することを基本に、1年生から3年生は図工室41名、家庭科室に37名をそれぞれ振り分けし、4年生から6年生の4名は図書室で対応しております。

議員おたしの家庭科室は、主に5年生、6年生が授業で使用することから、低学年に合わせた机の高さではなく、議員ご指摘のとおり、1、2年生の体の小さい児童には使いにくい状況にあると認識しております。

現時点において、授業で使用している家庭科室を改修することは、基本的には大変難しい状況にあります。具体的な今後の改善策として、比較的机の高さが低い図工室に身長の高い児童を配置し、家庭科室は身長の高い児童とするなどの対応や、児童が支援員の死角に入らないよう、支援員が児童の動きに合わせ、みずから確認するよう指導や、そのような児童への指導法についても支援員に具体的に助言、指導をしてまいります。

また、これまで善郷小と協議してまいりました、放課後の時間帯に利用しない特別教室の一時利用や余裕教室の使用について継続した検討を行い、放課後の大切な居場所となっている放課後児童クラブ活動の安全確保や事故防止等に備えるとともに、放課後児童支援員の人員確保、資質向上を図り、子供たちの安全で良好な環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

まず、1番目の質問に対してでありますけれども、町長からは国会の状況ですとか、その中で多くの国民の方からも懸念の声が上がったり、憲法学者のほうからも指摘がされているような、そういう懸念があるということを考えておられるということはお伺いできて、これについては評価できるものかなと思っております。

ただ、これは実は国会の中で審議されているといっても、町民の中からも毎年、自衛隊には3人、4人とかの方が自衛隊のほうに行っておられて、この法案の中身について深く言ってしまうと、またここで議論することではないかもしれませんが、そういった方が戦争に巻き込まれてしまうという懸念もある法案であるということをご承知なのかなと思っております。

そのような中で、これ、何が一番問題なのかなといいますと、実は、私たちは戦争法案と言っているんですけれども、その平和安全保障法案によって、集団的自衛権というもので同盟国が戦争を行うときに、それに巻き込まれてしまうということ、これは日本の中の憲法で禁じているものとは違う……

〔発言する者あり〕

○1番（安井敬博君） 憲法の中身については、ここで議論することではありませんけれども、憲法違反のおそれがあるということに対しては、町で言うてはいけないかということでは、決してそうではないと思うんです。といいますのも、町の公務員に対して採用試験、採用が行われて、その最初の宣誓式のときには宣誓書というのを読むわけです。ここでは「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することと誓います」とあります。

また、憲法99条においても、その条文では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ということにあるわけですから、ここは町長も、私たち議員もやはり特別職にある公務員として、この憲法を擁護するという立場から意見を述べることは必要ではないかなと考えます。

法案の中身については、町長も教育長も、今、発言を控えるということでもありますから、これ以上ここでお聞きするつもりはありませんが、この憲法を擁護するという立場で、町として、じゃ、意見を言うことはどうなんだということ。これについては、もう一度町長、教育長からご答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、2番目の質問にありましたスロープの設置ですとか、点字板の設置、これについては早急にできることからやっていただけるということで、お答えいただきました。これについて大変ありがとうございます。ほかにも、まだまだこういう施設、設備とかもあると思いますので、その辺の改善等もぜひやっていただきたいなと思います。

また、公共施設再編の計画等も立てている段階だと思いますので、将来的には、こういったものは盛り込まれたものがつくられる、これについては大変期待しております。ただ、すぐにできるようなものに関しては、例えば、町の費用ではなかなか負担が難しいということであれば、例えば駅のほうに、中町のほうにできましたトイレ、あのトイレなんかも、屋根については子供たちに協力をしていただいてワークショップをして、その屋根の部材木を塗ったりとか、そういったこともやっています。であれば、例えばスロープを設置するためのワークショップなどというようなものもやっているところがある。これはスロープではありませんけれども、そのバリアフリー化とか、壁を塗ったりとかということを、町民の方がワークショップでやっている、こういったことも考えられるかなと思います。そうすると、施工費用なんかは安くできるということがあります。そういったこともご提案として申し上げて、つけ加えたいと思います。そういったことをやる考えはないかもお聞きしたいと思います。

あと、介護保険料の減免・免除ですが、これは、私も今回、免除されていること、減免されていることは十分承知しております。ただ、ここが本当に今、払えない方というのは、これどうしているかということ、今言ったように、スーパーの水を何度もくみに行っているなんていう努力をされている。こういったこともあるわけ

ですから、それと合わせて。また、実は2号被保険者の方の負担が非常に厳しいということですね。震災等、また景気がよくなっている、よくなっているといっても、これ大企業のほうは景気がよくなっていますけれども、町の中を見ますと本当にそうかなという状況、やはり声が聞かれますので、そういった方も、今だけでいいと思うんです、こういう軽減をすることによって、その方たちの生活も安定してくれば、また保険料の見直し等も考えるべきだとは思いますが、今、軽減してあげることが必要なと。

それから、それによって、これが近隣の町村と比べて、この矢吹町は、教育に関してでしたけれども、きのう同僚議員のお答えにもあったように、教育や福祉について、矢吹町は他の近隣市町村と比べて進んでいるということであれば、若い人たちがどんどん入ってくる。若い人たちが入ってきて、住む方がふえれば、また町税もふえるということになりますから、ここはそういった考えに立って、もう一度減免等を見直す考えはないか伺いたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） 先ほど、町長と教育長さんは答弁しているんですけどもね、最初の安保法案には。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に安保法案に関連して、憲法99条を公務員としての立場として、どう考えるかということでございますが、先ほどの答弁と同じでございます。なおかつ、安保法案に関連してというようなことで、私自身も安保法案に関連した質問だというふうに理解しておりますので、したがって、擁護云々についても、私の意見は控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、バリアフリー化、ユニバーサルデザインについて、ワークショップ等について考えていただけないかというようなことについては、非常にいい考え方だと思います。今後、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に当たって、そうしたことを導入できるかどうかについても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

介護保険についてでございますが、今払えない人をどうするか、私も非常にこの点については頭の痛いところだと、非常にそういう方がいるということについても認識させていただいております。これについては、個別的な案件、事例を含めて、相談するというようなことで町も対応をとっております。そうしたことで、働く場であったり、よりその方の身近になって、個別に対応してまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただければと思っております。

以上で、1番、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

私もかつて教員時代は職務の宣誓を行ってまいりました。その宣誓を行った内容は、先ほど安井議員が述べられた文言でございました。すなわち、公務員として、この憲法を擁護するという文言がありまして、それを誓って公務員になったわけでもございます。それは、日本という国が、この憲法のもとにできているということと擁護するという、公務員としての立場というふうに考えておりました。今後とも、その考えには間違いがないというか、そういうつもりで職務に精励していきたいと考えております。

ただし、この法案についての、安保法案等についての考え方については、答弁を控えさせていただきたいというふうに、先ほどと同じような回答をさせていただきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○1番（安井敬博君） ありません。

○議長（諸根重男君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

（午前11時50分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 加 藤 宏 樹 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告8番、3番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

3番、加藤宏樹君。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆様、ご参集まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、三区自治会補助金不正請求についてでございます。

今回の補助金交付は通常どおりのものなのか。通常どおりであれば、計画の作成、交付の申請がなされ、決定されると思います。その際に、見積書や現金、領収書といった収支は、実務的にはどのような手法がとられたのか実態をお伺いいたします。

今回の事件に対し、町としてはどのような立場にあって、どのような調査をしたのかお伺いいたします。

また、補助金交付に当たって、町と三区自治会とはどのような関係になるのかをお伺いいたします。

さらに、当時の役員等に対し、法的手続、刑事告発、刑事告訴を検討中との記者会見での答弁がありました。が、どのような対応をするのかをお伺いいたします。

次に、農業振興地域の指定についてをお伺いします。

この指定は結果として、町の責任のもと、町が行うものと認識しております。この指定をすることによって、町と土地所有者にどのようなメリット、どのようなデメリットがあるのか、町の見解をお伺いいたします。

6月議会において、農振地域の指定に関しては個別通知に関して検討するとのお答えがありました。個別通知はされるのかをお伺いします。また、しない、できないとするのであれば、その理由をお聞かせください。

3点目としましては、都市マスタープラン及びまちづくり総合計画についてお尋ねをいたします。

第6次総合計画及び都市マスタープランを策定中と思いますが、過去の達成率の反省を踏まえ、今回の達成率をどの程度とするのかをお伺いします。

また、今年度は地方創生、地方版総合戦略ということで、そのための補助金が交付され、さらに計画内容が認められれば補助金交付が可能とのことですが、この地方創生の考えは、どの程度総合計画等に盛り込まれるのかをお伺いいたします。

最後に、人材育成についてであります。

私が議員になって3年半ですが、職員の不適切な実務対応等により、さまざまな不祥事件が発生しました。議会への報告は氷山の一角なのかとも思われ、問題になっていない、または、議会へ報告するほどの事件でない案件も数多くあるのではないかと邪推をする町民もおります。職員の能力アップ、資質の向上、スキルアップに対し、どのような研修をどの程度行っているのか具体的にお伺いいたします。

答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。お礼申し上げます。

それでは、3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、三区自治会補助金不正請求に関するおただしであります。佐藤議員への答弁内容と重複する部分がありますが、今回の補助金交付は、町が県の線量低減化活動支援事業費補助金を活用し、町から補助事業の事業主体である三区自治会に補助金を交付したものであります。

補助金交付の流れについてであります。まず、各行政区から計画書を付した補助金申請書を提出していただき、町で書類の内容が適正であることを確認した後、補助金の請求を受け、概算払いで各行政区へ補助金を交付しました。事業実施後は、各行政区から提出された実績報告書や領収書の写しなど、対象経費の適否等の内容確認を町で行うとともに、当初、計画に上がっていたものの未実施があった場合は、該当する補助金額を町に返納する形で精算をしております。

調査内容や法的手続については、佐藤議員への答弁でも述べましたとおり、ことしの4月20日、県に対し、三区自治会の放射線量低減化活動において、その事業の補助金に使途不明金がある、領収書に疑惑があるという匿名の投書があったことを受け、町では直ちに、当時の補助金交付申請書及び補助金事業等実績報告書を点検する等の内部調査を行いました。書類上に疑義は認められませんでした。

5月11日から7月15日まで、具体的な事実の確認として、実績報告書に添付されていた領収書の写しについて、活動用資材等の購入先から、購入実績、取引実績を確認するとともに、軽トラックや草刈り機を借りた者からの聞き取り調査や、自治会で保管している帳簿及び領収書原本を確認した結果、平成23年度、平成24年度の両

年度において、水増し及び架空の領収書を使用した不正請求の事実があることが判明したため、補助金交付変更により減額となった補助金が三区自治会から町へ返還され、当該補助金を町から県に返還いたしました。

法的手続に関しましては、佐藤議員へ答弁したとおり、不正請求補助金額が全額返還されていること、不正請求額の使途について、震災直後であったこともあり、行政区内の瓦れきや粗大ごみの片づけを行った際の作業への手当、運搬車の借り上げ代、昼食代、飲み物代などに支出したと話していること、また、今回の件について深く反省し謝罪していること、当該事業については、今後、本町では実施せず、再発のおそれがないことなどを総合的に勘案し、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興地域の指定についてのおただしであります。さきの6月定例会の答弁内容と重複いたしますが、農業振興地域の基本的な考え方は、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものであり、国による農用地等の確保等に関する基本指針の策定、都道府県による農業振興地域整備基本指針の策定及び農業振興地域の指定並びに市町村による農業振興地域整備計画の策定を中心として、国内の農業生産の基盤である農用地等の確保を図るための基本となる制度であります。

農業が基幹産業である本町においては、農業振興地域整備計画の適切な運用を図り、農業振興の進展のために必要な農地を良好に確保し、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりたいと考えております。

本計画では、農業振興地域に指定することで乱開発を防止し、優良な農地の保全が図られ、また、国の直轄・補助事業及び融資事業による農業基盤整備事業や、現在、各地域で実施している日本型直接支払制度の事業については、原則、農業振興地域が対象となっており、また、農地を売買する場合には、譲渡所得税の特別控除を受けることができるなど、税制面においても優遇措置が設けられております。

また、農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限の措置がとられておりますが、公用公共施設の用途に変更の必要が生じた場合や、農家の分家住宅を建設するための用地に供する等の個別の案件につきましては、一定の要件はありますが、5月と11月の年2回、農用地利用変更申出書を提出し、計画の随時変更の機会も設けられております。

本町における農業振興地域整備計画についての考え方につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第16条において、国及び地方公共団体の責務として、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用が確保されるよう努めることが規定されていることから、今後もこの方針のもとに総合的かつ計画的な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、土地所有者に対する個別通知についてのおただしであります。農業振興地域制度につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国が農用地等の確保に関する基本方針を定め、福島県においても、福島県農業振興地域基本整備方針を定めているところであります。さらに、農林水産省では、制度全般についての技術的助言として、農業振興地域制度に関するガイドラインを定め、本制度が円滑かつ適正に運用されるよう努めているところであります。

また、農業振興地域整備計画を策定及び変更する場合の手続につきましても、農業振興地域の整備に関する

法律に規定されており、当該計画を定めるときには、その旨を公告し、理由を記載した書面を添えて、おおむね30日間の期間を定め、縦覧に供しなければならないと規定されております。

このことから、農用地区域の見直し等の計画変更の際の、土地所有者への個別通知を含めた手続きにつきましては、基本的には、これら法律等に基づき実施すべきものと考えており、さきの6月定例会でも答弁させていただきましたが、法律等の規定の範囲内において、土地所有者の方々に理解していただけるよう、広報等により十分に周知を図るとともに、懇談会や相談会を地域別に開催するなど、さまざまな手法を検討し、来年度の総合見直しに向けて、関係機関と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業が基幹産業である本町においては、農業振興地域整備計画の適切な運用を図り、農業振興の進展のために必要な農地を良好に確保し、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり総合計画及び都市計画マスタープランの達成率についてのおたかしであります。第5次まちづくり総合計画及び都市計画マスタープランの検証及び達成率につきましては、3月の第386回定例会の中でも答弁しており、重複することになりますが、初めに、第5次まちづくり総合計画の基本構想については、こんな町いいな指標について検証を行い、基本計画については333の事務事業について検証シートを作成し、検証、評価を行いました。

「こんな町いいな指標」については、50項目のうち、目標値を上回っているのが7項目、目標値を下回っているのが43項目でありましたので、次期総合計画における基本構想では、達成状況や検証結果を踏まえ、目標の再設定を行うこととしております。

また、基本計画においても333の事務事業について検証を行い、拡大・重点化が53事業、現状維持が176事業、縮小が13事業、終了が11事業、統合が59事業、経常経費が22事業となっておりますので、この結果に基づき、事務事業の統廃合を行い、あわせて新規事業の取りまとめを行っているところであります。

次に、都市計画マスタープランにつきましては、平成24年から東京大学生産技術研究所やコンサルタントと連携しながら、見直し作業を進めており、並行して策定作業を行っている町の最上位計画である第6次まちづくり総合計画との整合性を図りながら進めております。

その見直し作業の中では、町民アンケートを実施するなど、現計画における中長期的な事業も含め、整備プログラムと位置づけた74の事業について、検証作業を行いました。

これら検証結果であります。あぶくま高原自動車道開通や、用途地域の見直し実施など27の事業が、完了または実施中となっております。

(仮称)北部立体交差道路整備事業など、2つの事業につきましては、実施に向け、関係者との協議を行いました。不調となり、また、街路整備事業や、矢吹駅東地区土地区画整理事業など、残りの45の事業につきましては未実施となっており、達成率は約36%であります。

未実施の事業は、経済情勢の悪化や消費の低迷など、長引く不況による工場進出の鈍化、また、町の財政状況を改善するための財政再建3カ年計画の実施等、社会情勢が大きく変化したことによるものであります。

都市計画マスタープランとは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであり、さまざまな社会構造変化や、自然災害リスクの中、持続可能で活力ある地域づ

くりを進める重要な役割を持っております。

一方で、このマスタープランは直接事業を行うための計画ではないものとお承知いただいていると思いますが、具体的な計画や規制、ルールづくりは、都市計画道路指定による建築規制や景観計画など、マスタープランに基づいた各種計画で実施していくもので、今後、これらの計画見直しも重要な作業となってまいります。

新しいマスタープランでは、町の最上位計画である第6次まちづくり総合計画に沿った内容とする考えを基本に、現計画で未実施となった事業について原因を検証し、計画の拡充や継続、廃止等の見直しを行い、さらに町民アンケートによる意見なども反映させながら策定してまいります。

議員おただしの、計画に対する達成率につきましては100%が目標ではありますが、中長期的計画であることから、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応していくことが非常に重要であると考えております。定期的に見直しを図り、行きたい、住みたい、育てたいと思われるようなまちづくり、町の発展に寄与する計画策定に努めてまいります。したがって、マスタープランに記載されている計画全てが実現されるものではないということをご理解いただきたいと思います。

なお、第6次まちづくり総合計画の計画期間が、平成28年度を初年度としていることから、都市計画マスタープランにつきましても、同様に平成28年度の開始を予定しております。

次に、地方創生との関係についてであります。現在、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業を、10月末を目標に進めており、人口ビジョンについては、まちづくり総合計画における人口目標との整合性を図るものとし、総合戦略については、今後5カ年の目標や施策の方向性を定めることで、第6次まちづくり総合計画と調整を図りたいと考えております。

さらに、第6次まちづくり総合計画では、財政シミュレーションの作成とともに、基本計画の計画期間を首長の任期に合わせた4年間にすることで、選挙で掲げた公約をまちづくり総合計画に反映させる仕組みを構築し、公約の実現を通じた検証も、今後は可能になるものと考えております。

今後につきましては、10月16日の全員協議会において、人口ビジョン及び総合戦略について議会の皆様に説明申し上げ、第6次まちづくり総合計画についても、計画案ができた段階で、議会の皆様に説明したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職員のスキルアップに対する研修制度についてのおただしですが、町では、平成19年に策定した矢吹町新入人材育成基本方針に基づき、人材育成に努めてきており、特に、平成23年の東日本大震災等による新たな対応及び町民ニーズの変化等に伴う組織バランスの変化により、職員一人一人に求められるさまざまな能力の向上が重要であるとの認識から、平成26年度にこれまでの基本方針を改定したところであります。

この人材育成基本方針に基づく職員研修計画により、町が独自に行っている研修としましては、平成25年度は接遇講座、文書管理講座、クレーム対応講座、公務員倫理講座、保育講座、新採用職員研修などがあり、平成26年度は、これに法務講座、財務講座等も加えて実施し、本年度は新たに職層別研修として、課長職を対象としたマネジャー研修、管理・監督職研修を行っております。

職員の資質向上において、新人職員の育成も例外ではなく、特に、新採用職員については即戦力としての活躍が求められるため、毎月、新採用職員研修を実施し、スキルアップに努めております。研修の講師につきましても、外部民間講師によるものだけでなく、職場の先輩が講師となる機会を設け、教える側、教わる側とも

組織全体で学ぶ意識を高めております。

また、職層ごとのスキルアップ、業務遂行に必要とされる専門研修として、各研修所に職員を派遣しており、平成25年度は、ふくしま自治研修センターに58名、ふくしま市町村支援機構に6名、東北自治研修所に3名、市町村職員中央研修所に4名、全国市町村国際文化研修所に3名の合計74名を派遣し、平成26年度は、ふくしま自治研修センターに71名、ふくしま市町村支援機構に12名、市町村職員中央研修所に1名、全国市町村国際文化研修所に5名の合計89名を派遣し、本年度は、7月末までにふくしま自治研修センターに19名、ふくしま市町村支援機構に5名、全国市町村国際文化研修所に2名の職員を派遣しており、最終的に71名の派遣を予定しております。

これからも、町民ニーズに対応しながら、町民サービスの維持及び向上を図るため、限られた職員数で効率的かつ効果的に業務を遂行するためには、職員の能力アップ、資質向上が必須であるとの認識から、人材育成制度のさらなる推進を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、加藤議員の質問の中で、何か隠していることがあるのではないかと邪推してしまうということがありましたが、そういうことは一切ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） まず、三区自治会の件についてでございます。

町の調査実態についてなんですが、当時の役員や購入先から聞き取り調査を実施し、領収書108枚のうち21枚に不正が見つかったとのことですが、領収書の精査にあつては原本等の確認をしたということですが、購入先確認においては、その領収書が正式かつ正当なものかをまで確認したかどうかをお伺いします。

それと、やはり町が行う調査に関しては限界、限度があると思われます。当然、捜査のプロや司法のプロに判断を任せることが事実の解明となり、住民への説明においても信頼性が担保されると思うが、町の認識をお聞かせください。

次に、この事件の責任の所在がかなり曖昧になっている点についてでございます。ある新聞には、三区自治会444世帯の不正請求、三区総ぐるみで行われたような記述もございます。リード矢吹においては、当時の旧役員らが責任をとる形で、現役員を通じ町に返還したとあるが、誰が幾ら返したのかわかりません。また、領収書の偽造と不正受給の関係はわかっているのかをお伺いします。

次に、農振地域でございますが、個別通知は法律上そこまでやれば十分という答弁でしたが、これは住民サービスの一環としてできないかということを申し上げているんでありまして、税金を取る場合等においては、必ず名寄せ等を送付し、納付所などを送っていると思うんです。そういう情報はコンピューターで管理されているはずなんです。そのコンピューターを使って、そのネットワークを使って、そういったことができないのか。できないという問題があるのであれば、どういった問題があるのかをお伺いしたいと思います。

次に、マスタープランなんですが、当然、つくるときは100%の目標と、でも、実際終わってみると半分も行かないというのが実態だと思うんです。総合計画やマスタープランの策定義務は強制でなくなったと理解しているんですが、策定する意義が本当にあるのか、その辺もお伺いします。

また、本来であれば100%実現できるというものをつくっていただきたいんですが、その辺の自信のほどはあるかをお伺いいたします。

また、次に、日本版C C R Cや地方創生、また、公共施設等総合管理計画など、実にいいタイミングで、いろいろな計画を国から指導されていると思います。これは平成28年度のまちづくり総合計画にずばり適している指導かなというふうに思っております。第6次総合計画や都市マスタープランづくりをするのには、ずばり課題が具体化されていますので、かなり実現性の高いものがつくれると思うんですが、町のほうの考えをお聞かせください。

それと、人材育成に関してなんですが、やはりこの総合計画とどうしてもダブってしまうところがあるんですが、先ほども聞いていますけれども、日本版C C R Cとか、日本版総合戦略、あと公共施設等、まあ、いろいろありますけれども、そういったものへの研修が少なかったのかなと思います。そういった研修になぜ行かないのか、町長が行かせないのか、職員が行きたくないのか、その辺はどうかわかりませんが、また、行かなくてもできるのかという、その辺を。これは結局、今回の補正予算に6,000万円の補正が上がっています。矢吹P R事業、高度情報化推進事業、農業担い手育成総合支援事業などが挙げられておりますが、これらについてどんな先進の内容となっているのか。今までと同じような案を出しても、この補助金はもらえないんですよ。これらについて、この6,000万円をとれる自信はどの程度あるのかをお伺いいたします。

以上で再質問とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

三区自治会の補助金の不正請求に絡んで、当時の役員から、領収書等を含めてさまざまな聞き取りをして確認をしたであろうと、それらについては原本を含めて確認しているのかということですが、町のほうでは、町の報告書に基づいて、その領収書があるかどうか原本を確認させていただいておりますし、購入先でも、そうした購入があったかということについては、領収書と照らし合わせて確認をさせていただいているところでございます。ただ、そこに若干金額の差があったということで、今回の不正が露見したということでございますので、そうしたことで確認しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、町の調査について、調査のプロ、事実をきちんと確認するのであれば、そうしたプロに依頼したほうが信頼が高まるのではないかとということにつきましても、これについても、県とさまざまな協議をした結果、町の調査をするということで了解を得て、町の調査を実施した次第でございます。町は調査をするだけの権限で、捜査をする権限ではないということで、事実の確認をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

責任の所在ということでございますが、この責任の所在につきましては、記者会見でも発表させていただいたとおり、さきの平成23、24年の役員のほうから、こうした事実があったと、今回の不正請求についてはこうした事実があったということで、誰がというようなものまで、町は捜査をしていないということでございますので、責任の所在はきちんと把握はしていない、そういうことでございます。

次に、農振地についてでございますが、農振地の周知のあり方については、先ほども答弁させていただいたように、国の基準、国の一定のルールに基づいて周知を図っていると。したがって、コンピューターやそうしたネットワークを通じて、さまざまな手法を通じて通知をすればいいのではないかと、できるのではないかとということでございますが、そういったことは当初から想定していない。したがって、先ほど答弁させていただきましたように、さまざまな手段、さまざまな方法、そうしたものを今後、鋭意工夫、努力をさせていただいて、周知徹底を図っていききたいというふうに思っております。周知には最善の努力を払わせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、マスタープランでございますが、策定する意義があるのかということでございますが、これについては策定する意義は大きいというふうに思っております。町の10年、20年、さらにその先まで基本的な方向性を定めていく、矢吹町、矢吹地区、中畑地区、三神地区、そして矢吹全体を今後どういう方向に持っていくのか、どういうふるさとをつくっていくのかということで、大きな枠組の中でつくるものがマスタープラン。その中にさまざまな計画、町の最上位計画である総合計画、さらには細かなさまざまなマスタープランがございます。そうしたことで、調整、連携を図ることで、よりすばらしいマスタープランをつくっていききたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

先ほども答弁させていただきました。100%達成できるのかということでございますが、これについては100%達成できるように、議員の皆さんの知恵とお力添えをいただきながら努力してまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いします。

地方創生、これについても5年、10年、さらにはその先まで、非常に大切な計画だというふうに思っております。人口ビジョン、さらには総合戦略、これらについては町の将来を決定づけると言っても過言ではないというふうに思っておりますので、実現性のより高い、そうしたものをつくっていききたいと思ひますし、なおかつ総合計画と、先ほどもお話しさせていただきましたように、この地方創生のさまざまな計画についても、総合計画と調整をしながら連携を図って、すばらしいものにつくっていききたいというふうに思っております。

研修について、今、加藤議員が言われた、さまざまな内容の研修について、研修していないのではないかとということでございますが、例えば地方創生については、国の方針が示されて概要が決まっております。そうしたもののについては、県のほうも関係しますので、県が主体的になって、研修ではなくて講習会や説明会という形で、事細かく職員のほうに説明がございます。したがって、それに基づいて、そうした事業が成り立つ、そして確実に成り立つように実施していくということになっておりますので、そうしたところにおいては、遺漏がないものと私自身は認識しております。

さらに、総合戦略、地方創生総合戦略版について、2つの補助金、いわゆる地方創生上乗せ交付金ですね、これについて6,000万円を必ず取得できるのかということでございますが、これは事前に議員さんにも説明させていただきました。今回の補正予算で非常にハードルが高い、全国からよりすぐれたすばらしい計画が上がってきます。それに、審査の眼鏡にかなう計画でなければ裁定はできないだろうと思っておりますが、私自身、この地方創生上乗せ交付金が獲得できるように、職員ともども最善の手を尽くしていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、まだまだ質問したいことがあるんでしょうけれども、私のほうから、今回の三区行政区の基本的な考

え方、ちょっと話しておいたほうが、ある程度お互いの意見がすり寄ってくるのではないかと思いますので、若干簡単に説明させていただきたいと思いますが、お許しいただきたいと思います。

議長、よろしいですか。

○議長（諸根重男君） はい。

○町長（野崎吉郎君） 吉川弁護士と、この件については詳しく相談をさせていただきました。今回、さまざまな定例記者会見などで質問がございました。その中で、三区自治会と町と県はどういう関係にあるんだというようなことでございますが、被害者は町ではないか、県も関係するんじゃないかというような話がございますが、被害者は三区自治会でございます。この法的な裏づけは、この補助金が町から自治会に移ったことによって、三区の持ち物になる。これが、交付金が私的なものになっていくと。三区自治会では補助金が会計等の目的に沿って使われていないので、三区に迷惑をかけている。つまり、被害者は三区自治会。碎けて言うと、三区の持ち物をどうしたかというのは、三区の問題。三区のものを、町や県からすると他人のものということになりますので、そういった見解が成り立つということでございます。

よって、町は加藤議員ご承知のように被害者ではございませんので、告訴する、そういう権利はない。この後の考え方については、最終的な判断は、新旧役員の話し合いの中で旧役員、不正を働いた者については謝罪、全額返済ということで、告訴しないと、今の役員さんについては、判断として告訴しないということになっておりますが、最終的な町の判断も、来年の三区自治会の総会における三区住民の意思を尊重し、そして見きわめていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、また、私自身のほうから、この三区自治会と町、県のあり方について答弁させていただきましたが、再々質問があればお受けしたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） あらかじめ答弁をいただいたので、再質問予定するところを少し削られてしまいました。

ただ、この問題というのは永久に続くと思うんですよね。やはり再発防止策として、今回の、まず第一の欠点はコピーでいいよと、領収書のコピーをつければいいよと、それが報告書でいいよという段階が基本的に第一の欠点だったんじゃないかというふうに思いますので、必ず原本とすり合わせて職員が確認するというものをとっていただければ、今後はなくなると思いますので、その辺の対応も含めて、町の対応をどうしていくのか見解をお伺いしますし、また、早期に発見できた案件となったのではないかと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

先ほど、前もって答弁いただいたんですが、刑事告訴、被害者でないので告訴はできませんが、これは、告発は誰でもできると思うんですよね、刑事事件ですから。それについて、町がしないならば、三区の住民がする、誰でもいいです、とにかく警察にこんなこと、まだ疑義があるから捜査してくれという依頼をすることは可能なわけがございますから、やはり町がやらないとかやるとかを決めるのではなくて、そういう司法の判断も、きっちり司法の場において決定を待つべきとすることが正しいと考えますが、町のほうの考えをお伺いいたします。

次に、農振地域の問題についてなんですが、市町村長には、農振地域の変更に關して一定の権限が与えられているかと思ひます。それはいろいろな状況によるんですが、それと、やはり前回も言ひましたが、山林を入れられると一番困る方が實際には多いんですね。今回、山林を必ず抜くとか、そういったことはできないのか。農振地域の指定は基本的な策定であつて、国からの強制ではないはずなんですよ。もう、その自治体が自由に決めていいと、裁量権も渡されているはずなので、そういったことも含めて、山林はじゃ、極力入れないようにするとかにしておいていただければ、いろいろな問題が多少解決されるのかと思ひますので、その辺も答弁方お願いします。

やはり、人材育成は、町も當然考へていることだと思ひます。人は宝であり、人材育成こそが町の宝となり、知識をもとにアイデア豊かな実行力のある職員を育てることが大事と考へております。今回の日本版ＣＣＲＣや地方創生、公共施設等総合計画等の研修を行うことは、當然、まちづくり総合計画においても、大いに役立つものとして考へておりますので、この辺の研修をやはりより多くやっけていただいて、優秀な人材を本当の意味で育てていただきたいと思ひますが、町長の考へはいかがでしょうか。

○議長（諸根重男君） 答弁の時間は残り３分でございますので、その範囲内で答弁をお願いします。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） ３番、加藤宏樹議員の再々質問にお答えさせていただきます。

三区自治会の不正請求についてでございますが、今回の調査についてふぐあひがあると、原本とすり合わせることによつてこうしたことは、その時点でわかつたのではないかと、なおかつ、そうしたものの抑止力にも働くのではないかとというようなおたしでござひますが、まさしくそのとおりだと思ひます。今後、補助金の交付申請、さらには補助金の報告書、そうしたものの授受の際には、そうしたことに最善の注意を払つてまいりたいというふうに思つております。なお、今回を教訓にしながら、再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考へておりますのでよろしくをお願いします。

刑事告発は住民であれば誰でもできるのではないかと、三区の住民でもできるのではないかとのおたしでござひますが、これについては先ほども答弁させていただきました。最終的な判断は、現役員の皆さんは、住民同士仲良くしたいということで一定の考へ方は持つておりますが、ただ、来年の三区自治会の総会において、最終的な報告をするということでございますので、その時点で三区住民の意思というものがはっきりするんだろうと。その成り行きを慎重に見守りたいし、見きわめていきたいというふうに考へております。その後のことだというふうに考へております。

さらに、農振地の市町村長については一定の権限があることについては、私も承知しております。来年の見直しにおきましては、山林のほうの見直しも含めて、用途地域の見直しも入つてきますので、そうしたことを総合的に勘案し、先ほどの都市マスタープランと同様に、矢吹町のこの土地をどうするんだと、この地域をどうするんだという、そうした総合的な判断に基づいて農振地の見直しをさせていただくということで、先ほども答弁したとおりでございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思ひます。

人材育成、人は宝。まさしくそのとおりだと思ひます。私も相通ずるものがあつて、そうした思いで人材育成に励んでいるつもりでございます。本当の意味でということでございますが、今までも本当の意味で頑張

らせてきたつもりでございますので、今後も加藤議員がおっしゃることを肝に銘じながら、さまざまな研修、有意義な研修、そしてよりよく住民のためになるような、そうした人材育成に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、3番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午後 1時47分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時59分）

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告9番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、改めましてこんにちは。

今回の一般質問、最後となります。傍聴席にお越しの皆様方、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

では、通告に従ひまして、質問をさせていただきます。4点ほど、質問する予定であります。

まず初めには、三区自治会へ交付された線量低減化活動支援事業補助金に関する不正請求についてであります。私で3人目の質問になります。

1番目の質問におきましては、町民のある方からの感想、意見等に関する質問でありまして、2番手におきましては、実態、どのような交付実態があったのかということが具体的に話されました。

私としましては、補助金であるということを前提に質問をするところでございます。特に、通告しましたように補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条2項には「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない」というふうに規定しております。

そしてまた、町当局には捜査権がないということを申されておりますけれども、これに関しましては、やはり矢吹町補助金等の交付に関する規則というものがございます。その11条に状況報告または調査というところがありまして、「町長は別に定めるところにより、必要に応じ補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することがある」というふうに規定されています。そのような規定がありまして、その観点からいきますと、あくまでも補助金という観点から判断して、町としての認識はどのようなものであるのかということをお伺ひしたいと思います。

それから、2番目としましては、とかく50年、60年前から、いわゆる公共施設等の建設が集中して始められ

たわけであります。現在におきましては、老朽化が急速に進んでおりまして、これらに関して国としましては非常に悩みのあるところでございます。財政状況から見れば、そういった維持管理等、あるいは新しく建てるとか、規模とかそういった問題が重なる中で、非効率な財政支出を許せるだけの余裕が、財政的には町にはなくなっているわけですね。こういった国や自治体が社会保障等の扶助費とか民生費、いろいろありますが、そういう社会保障等の義務的経費に財政の多くを振り向けなくてはならない。その中であって、いわゆる公共施設等の投資的経費、そういう公共施設等の更新に財源を割くだけの余地が残されていないという状況において、これからどうしなくてはいけないのかということが問題になるわけです。

そこで、当町の公共施設の更新費用、維持していく、管理していく、これが今後40年間で960億円。つまり年間で24億円かかってしまうということなんです。これが町のほうから報告されました。そうしますと、この24億円というのは、臨時的な、災害的なそういうものを除いた経常的ないわゆる物をつくっていく、建設していく投資的経費、この費用、四、五年ぐらいを平均した額から比べてみて、どれくらいの過不足になってくるのか、余るということはないと思いますね。やはり、不足額が出てきて、財政を逼迫させるのではないのかということでありまして、それがどれくらいの数字なのかをお尋ねします。

また、地方創生、同僚議員からもさまざまな質問がございましたが、地域再編という形を考えていきますと、やはり公共施設再編の中で、自治体の、矢吹町のとる政策のあり方が、共通の課題としてあらわれてくると思います。公共施設等総合管理計画、これに関連した財政措置も創生されてきております。例えば、公共施設等総合管理計画に関連した財政措置、これに関しては、集約化、複合化事業に係る地方財政措置として、充当率が90%、それから、交付税算入率が50%、ほかにも地域活性化事業債の拡充ということで、これも充当率90%、交付税算入率がちょっと下がって30%、差別化されておりますが、それから除去債、いわゆる建物を壊す場合においては充当率75%というような起債の措置がとられてくると。

これを、今までのように、過去において縦割りで常に個別で考えるのではなくて、地方創生並びに今後の長期ビジョンの中で、包括的に捉えていくということが望ましいのかと思うんです。そういう手法が、今まで矢吹町はとられていなかったがために、さまざまな財政が厳しくなるというようなことがあったわけでございます。

そのような観点から、町としてどのように取り組まれるのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、3番目としましては、今申し上げました地方創生にも関連しますが、雇用創出あるいは観光資源開発などで、ほかの自治体のモデルになるような事業等を策定しないと、いわゆる先行型交付金の上乗せ分はもらえないんですね。ハードルが高いというのは、その部分でおっしゃったのかと思うんですけれども、ただ、今まで、過去の事例を見ていきますと、大方、国がやってきたことをそのままはやし立てられてやってきても、過去の例においては余りいい結果は出ていないんですね。合併すればどうにかなと言われていた合併が、10年たった今になって本当にその結果が出ているのかと。もう国ははやし立てました、合併すれば解決すると。その実態がどうであったか。または、後々に措置されるという交付税措置、それさえも減らされた経緯というもの何点かございます。

そのようなことであって、やっぱり町として地方創生にどう取り組むか、どのように取り組むかという点が非常に重要になるわけです。特にコンパクトシティとか、今、いろいろ出ていますけれども、富山市などの

例を見ますと、成功事例として挙げられるかもしれませんが、実際に生活している方々の、議員さんなんかの話を聞きますと、決していいものではないと。コンパクトシティ等に関しては、人口がやはり30万規模の市を中心に考えている嫌いがございまして、当町としては、やはり地域力をもっと有効活用したほうがいいのではないかと。特に、肉にしても三城目地区におきまして、住まわれている方々の地域力というのは、結束なり、あと物に取り組む姿勢というのは類を見ない秀でている部分が十分にあると思うんです。そういう独特な部分、いわゆる箱物ばかりではなくて、そういう人と人の力を結びつけてやっていくということもございまして、その辺をどのように考え取り組んでいくのかがわかればありがたいと思います。

そして、最後になります。町としまして、競争入札等でもって物品等の買入れ、備品等の買入れがございしますが、単純に、地元業者の育成を考慮し、事前にどういう入札があるというようなことを知らしめたり、その物品あるいはその備品等の選定において、地元業者に対して公平にかつ公正に行われているかをお尋ねしたいと思います。

なお、一番初めの三区自治会の問題に関しましては、十分経過等に関しては、もう承知しておりますので、あらかじめ重複しない範囲でお答えいただければありがたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、三区自治会に交付された線量低減化活動支援事業補助金に関するおたかしであります、このたびの三区自治会の補助金不正請求の概要につきましては、佐藤議員、加藤議員の答弁でも述べさせていただいたとおりであります。

町として各種補助事業を実施するに当たりましては、議員ご指摘のとおり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律においてうたわれているとおりであり、私自身も補助事業は、法にのっとり誠実に適正に執行されるべきものであると強く認識をしております。

しかし、今回このようなことが起き、まことに残念でなりません。今後、町といたしましては、今回の件を教訓とし、より一層、審査機能の強化に努め、事業主体に対する適正な補助事業執行への意識浸透を図ることなど、職員一体となって再発防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設の更新費用について、また、公共施設等総合管理計画に関連した財政措置についてのおたかしであります、本町では公共施設等総合管理計画の策定について、昨年度より取り組んでいるところであり、258の公共施設について現況把握、実態分析を行い、公共施設、道路、橋梁、上水道、下水道の更新費用について、総務省の公共施設等更新費用ソフトに基づき将来更新費用の試算を行いました。

その結果については、議員おたしのとおり、今後、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合、今後40年間で約960億円、年平均約24億円の更新費用が見込まれております。これまでの、経常的な投資的経費についてのおたかしであります、平成21年度から平成25年度までの既存更新費用については、公共施設は5年間で40億1,673万4,000円、単年度平均8億334万7,000円、道路は5年間で9,377万9,000円、単年度平均1,875万

6,000円、橋梁は5年間で846万円、単年度平均169万2,000円、上水道は5年間で2億2,062万6,000円、単年度平均4,412万5,000円、下水道は5年間で14億6,603万1,000円、単年度平均で2億9,320万6,000円、公共施設全体では5年間で58億563万円、単年度平均で11億6,112万6,000円という状況であります。

また、今後の更新費用等の過不足についてであります。今後40年の更新費用の試算額と、過去5年間に要した単年度平均を比較すると、年単位の過不足は、公共施設は4,315万3,000円、道路は7億5,424万4,000円、橋梁は3,730万8,000円、上水道は4億2,162万5,000円、下水道は△2,120万6,000円、公共施設全体では、12億3,512万4,000円が不足する見込みであります。

このように、今後は公共施設のほか、特にインフラ資産において莫大な更新費用が見込まれ、その費用の確保が懸念されるところであることから、公共施設やインフラ全体を捉えて戦略的に管理運営していくことが重要であり、施設の長寿命化や機能再編による効率化を推進するための財源確保も課題であると認識しております。

熊田議員への答弁と重複いたしますが、厳しい財政状況の中、対処するためには、引き続き徹底した行財政改革、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用による公共施設の管理運営の検討に取り組む一方、財源措置といたしましては、国が示しました公共施設の老朽化対策に係る地方債措置の活用、さらには、公共施設等の整備を目的とした新たな基金の創設による財源確保も検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠であります。公共施設等の全体的な状況を総括的に整理、分析し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を踏まえた計画策定を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方創生の取り組みについてのおたかしであります。地方創生については、人口減少と地域経済の縮小を克服し、まち・ひと・しごとの創生を目指すものであり、現在、政府においては、平成28年度に創設される新型交付金について検討されているところであります。

新型交付金は、国の各省が持つ個別の補助金や、地方が自由に使える地方交付税では対応できない地方創生の取り組みに対して支給されるものであり、その要件は、先駆的な取り組みであること、人口減少問題の克服といった明確な事業目的があること、効果検証プロセスの導入がされていることなどとなっております。

このことから、本町では、これからの地方創生は先駆的な取り組みが求められることから、他の自治体のモデルになるような取り組みを目指し、現在、地方創生先行型の上乗せ交付金について、積極的に提案を行っているところであります。

上乗せ交付金の具体的な提案内容についてであります。現在、第6次まちづくり総合計画においては、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち やぶき」を将来像として検討しておりますので、日本三大開拓地を広くPRし、ブランド化を進めるため、案内標識や案内ルートを整備するとともに、新しい農業にチャレンジする農業者をフロンティア農業者として育成し、経営感覚を持った人材の育成、ブランド価値のある食の情報発信など、福島県農業短期大学校等と連携を強化しながら道の駅を日本三大開拓地の情報発信の拠点として位置づけることで、日本三大開拓地のブランド化を推進する内容であります。

この事業はモデル事業が要件となり、採択の見通しは不透明な状況ではありますが、地方創生の考え方とし

ては、人口減少社会を見据えて、地方が奮い立ち、「人」や「もの」「文化」等の地域資源をいかに活用していくことが問われていると考えております。

本町は交通体系に恵まれており、北は郡山市、南は白河市、西郷村まで通勤圏であり、台風等の自然災害にも強く、住みやすい地域でもありますし、地域内に目を向けても、地域資源は豊富に存在し、その中心にいる地域の人々や行政区の活躍を見ても、人々がつながり、協働の具現化が着実に進んでおります。

しかし、よいものはたくさんあるが、生かし切れていない、PRが不十分な点が本町の課題となっておりますので、今回、上乗せ交付金では、別なメニューを活用し、地域の魅力や自治体の取り組みを効果的に発信するため、町民目線での地域のイベントやグルメ、子育てサービスなどの情報を発信するタウンセールス事業を展開し、ソーシャルメディアによる情報発信や、地域の売り込みや町の知名度を上げるシティープロモーションを展開してまいりたいと考えております。

このように、地方創生については、地方のやる気が問われておりますので、町民、行政、議会がスクラムを組み、豊富な地域資源を活用することで矢吹らしさを追求し、他のモデルになる取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、物品、財産の買入れのための入札に関し、地元業者育成を考慮し、広告や物品、財産の選定などが公平かつ公正に行われているかとのおただしであります。市町村の契約は一般競争入札の方法が原則であり、契約の履行を確実にするため、契約の金額及び内容により、指名競争入札または随意契約等の方法があります。物品等の買入れにつきましては、買入れる物品等の内容により、入札や見積もり等の随意契約により購入しておりますが、町内にも納入可能な業者がいる場合は、町内業者を含めて、競争性、公平性を高めながら、公平かつ適正な購入に努めております。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初の答弁が10分ということで、ありがたく思っております。一番短かったです、私にとっては。

それで、三区自治会に関してですが、町長がおっしゃいますには、町は捜査機関ではない、捜査権がないということ。また、不正請求補助金全額が返還されている、また、震災という不幸中の中での不幸であったと。それから、行政区内の瓦れきや粗大ごみ、そういった片づけのための際の運搬車等の借り上げ代とか昼食代、飲み物などに支出したというふうに話していること。深く反省し、謝罪していること。また、当該事業については、本町では今後は実施せずに再発のおそれはないこと、こういうことを踏まえて、総合的に勘案し慎重に対応していくと、ご理解とご協力をお願いしますというふうに言っているんですが、率直にこれは何を言っているのか私にはわからないんです。

結局、補助金というものの交付をした事実が、やはり大きな事実でありまして、これで総合的に勘案しということで考えていきますと、三区で起こったことは、町としては不正請求の補助金は返されているから、もう関係がないのかと。三区の問題としての切り分けなのかなというように認識してしまう部分もあるんですが、そこはいかがなものなのかと。

それは、先ほど申し上げましたように補助金の取り扱いに関する、やはり国の規定、法律に沿っていきますと、たしかに不幸の中での不幸な出来事でございます。特に三区の方々の中でも、やはり大変何でこういう問題が起きたのかというような問題点も踏まえて、やはり混乱している時期の中での組員が納得した仕事ができるのかとか、あるいは、やむを得ずやらなかった部分もあるのではないのかとか、理解を得るような努力が少なかったのではないのかとか、皆さんがボランティア活動だったというような、そういう要素、状況の中で起きた不幸であったのかなということも理解はできます。

しかしながら、執行側なり町の立場というのは、あくまでもこれは補助金交付の事業であったという観点は、これは消せないものであるというふうに考えるわけです。そして、その補助事業者の責務、関係者の責務という部分においても、先ほども申し上げましたように、法令に従って効率的に努めなければならないということでございます。

そのような観点からいった場合に、三区自治会で回覧されました文書にございますが、三区自治会会員様の中では、中段ぐらいに「なお、不適正金の行方、内容は確認することはできませんでした」というふうにあるわけなんです。補助金を執行する側として、果たして、そういう感情的な面では非常に不幸中の不幸の出来事という考え方もございますけれども、執行者としての見解がどのようなものであるのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

それから、地方創生に関しましては、結局、同僚議員からも出ましたが、高齢者方も健康で持続的な生活ができるためにというCCRCという、いわゆる都市部の高齢者の方々を地方に来てもらって生活してもらって、いわゆるリタイアメント、退職後の農業をやったりとか、そういう第2の生活を楽しみながら、地域とともに豊かな生活ができないかというようなことを模索しながら、そういうものを地方創生で取り入れられないかというのが、今の担当相、石破大臣のほうのもくろみでございまして、一つの事例としてそれが挙がってきているということがございます。

これがおもしろいものでございまして、全国あちこちでさまざまな取り組みがされておりまして、静岡県の南伊豆あたりだと、「お試し移住」とか、高知県の場合には、「高知県で暮らし隊」。神奈川県三浦市なんかでもやはりそういうようなことをやっていると。長野県のどっかの村だと思いましたが、週に1便か何かバスを東京まで出して、お試し移住なり、移住といいますかショートステイみたいなことをさせたりして、宣伝がてらやるんですね。

やはり、確かに矢吹の場合にはお祭りが得意なようで、何々祭、お祭りを挙げることによってPRをしているというようなことでございましたが、やはり一つ、一步前に踏み出すようなことも努力されたほうがよろしいのではないのかというふうに考えるわけであります。そういった取り組みというのは、具体的に何か、戦略上ほかに漏れたら困るということもあるのか、なかなか出てこないのかなと思うんですが、その辺も考えていてもらいたいというふうに思います。

特に、どのような方々をメンバーにして立ち上げていくのかというの、ちょっとわからないんですが、その辺は具体的に、当然、今までにないことをやるのであれば、今までにないようなことでもって企画、立案していく組織なり、そういったものがあるのかなと思いますので、現状においてそういったものがあればお示しいただきたいと思います。

それから、最後の買い入れのための入札等に関してですが、公平・公正にと申し上げましたのは、例えば、近々あったお祝い、敬老会なんかございましたが、年々、まんじゅうが小さくなっていくなんていう話もございましたけれども、敬老会なんかでのお祝い品等がありますけれども、これを業者さんに事前に申し入れしているかと思うんですが、町から随意契約として、公募といいますか見積もりをおとりしたりするんでしょうが、お知らせして見積もりをいただくという期間というのが、非常に短いんじゃないかというような意見があったんです。納品自体もかなりせっぱ詰まったような状況で、9月の第1週か、第2週に行われるイベントに対して、いいところ1カ月半ぐらい前に案内が行って、その案内でもって一日か二日ぐらいでもって見積もりの締め切りがあるような、そんな話があったわけなんですけれども、なるべくゆとりを持って業者さんが快くできるような体制でもって発注等をしていただければありがたいと思いますが、その辺についての今後の対応というのはなされていただけるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上、再質問についてお答えお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の三区自治会、町は捜査機関ではない、これは法的に明らかであるということは青山議員もご存じのとおり。しかし、青山議員おただしのように、町ではきちんとした調査、さらには遂行状況を把握するというようなそういう責務もございますので、それに基づいて調査をさせていただいたところでございます。

なお、金額が全額返還されていること。震災中の不幸中の不幸な出来事。さらには瓦れき等の運搬、さまざまな経費に、本来使ってはいけない経費に使ってしまったというようなことを深く反省し、謝罪をして、再発のおそれもないということで、慎重に対応している。また、さらに加藤議員にも話をさせていただいたように、突っ込んで説明をさせていただきましたが、今後、町としての最終的な判断は、来年の三区自治会の総会における住民の意思、そうしたものを見きわめながら、慎重に判断していきたいということでございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

さらに、不適切な金額の流れが確認できていないというようなことについても、それについてはおかしいのではないかなというようにおただしてございますが、これについても調査の範囲内では、そこまで調べ切ることができなかったということで、町の調査には限界があるということでご理解をいただきたいと思います。

また、地方創生でC C R C、都市の高齢者を呼び込む、そうした考え方を今回の地方創生の考え方の中に盛り込めないかということでございます。この点についても、先ほどから話をさせていただいておりますように、地方創生の人口ビジョン等を含めて、地方創生の基本的な考え方、目標については、矢吹町における安定した雇用創出、さらに矢吹町への交流、流入人口をふやす。さらに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえていきたい。さらには、矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守るというような、そうした基本目標に沿った形で地方創生の計画を進めていきたい。

盛り込む予定はございませんが、ただ、こうしたことが、どうにか基本目標の中に盛り込むことも可能なのかということについては、今後協議してまいりたいと考えておりますし、そして、この地方創生の計画を練る

段階でどのようなメンバーでというような話もございますが、これについてはまちづくり審議会、総合審議会がございますので、そうした中で話し合い進めていることについてもご理解をいただければと思います。

敬老会について、一部、町内業者にそごを来した部分があったことも事実でございます。これについては、青山議員おただしのように、町のほうの説明が不十分なために、見積もり期間が短いんだ、期間がないんじゃないかというような、そんな指摘を受けました。これは事実でございます。それを受けて、町のほうでは説明が足りなかったということで、詳しく、敬老会のお祝い品に当たっての入札については、こういう内容で、こういうことでやってくださいと。期間についても短いということも踏まえて、余裕を持って、再度期間を設定して、やり直しをさせて、適正に執行されたということについてご報告申し上げておきたいと思います。そうしたことで、敬老会のほうも無事終わったということでご理解をいただきたいと思います。

以上、私のほうから再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

6 番。

○6 番（青山英樹君） 最後の質問になります。

三区自治会に関しましてですが、先ほどから申し上げていますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に関しましては、当然、町のものにもありますが、調査というものも文言が記されているわけですね。今、申しあげました法律によりますれば「補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」というふうにあります。ただ、この第3条には、この権限は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」というふうにも記入されております。

やはり、こういった結構厳しいことが規則、法律でもって決められていることをまずご認識いただきたいのと、もう一つは刑事訴訟法第239条というものがございます。その第2項には「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」という規定もあるわけなんです。

やはり、不幸中の中での不幸であったと。確かに尋常ではない、普通の状態ではない中での補助事業であったなと思うんですけども、あくまでもこの補助金交付に関する事業であったという観点から、今の法律等に照らし合わせても、やはりいわゆる被害者というものが三区自治会でありましたと、それも理解できないことはないんですが、やはり立ち位置によっては何が正しいのかということを、やはり適正に執行者が行うことが必要ではないのかという意見もあるということをお忘れなく判断していただき、それらに対して改めて町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、地方創生なんですけど、いろんなパターンがあります。特に福島県の場合は、福島大学が結構福島県内の市町村に出向きまして、やはり同じように地方創生のプランニングを手伝っているわけでございます。特に西会津町なんかに関しましては、赤カボチャ、カボチャをインゲンネットのように上からぶら下げてつくるわけですね。何か品種改良したということで、あの重いのがネットにぶら下がっても折れないんだというような話もあったわけなんですけど、そういうので、高齢者の方々に生きる活力を与えたり、風土システムという

らしいんですね。いわゆる、これは農業でもって食べ物、作物をつくることによって、そのシステムを一貫して土地の人たちに生きがいを持たせ、働く場、雇用を生み出しながらやっていくという、一つのシステムらしいんですが、農業分野は確かに雇用を生み出すという、そういうデータがそろっているらしいんですね。やはり、遠くに見える巨塔ばかりを追いかけてもしょうがないので、足元を照らすような、そんなところから再度この矢吹町を見直すことも必要ではないのかと。

ですから、本当に大学の方々の意見も重要なものがあるんですけども、なるべく、そういう足元に沿った、まず住民の意見を取り入れるような方法をとっていただければいいかというふうに思いまして、その辺に関しても確認の意味で、改めて町長のお考えをいただければありがたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、三区自治会の質問でございますが、刑事訴訟法の話が出ました。執行権者として、三区自治会の問題であっても、執行者として、そうしたこともきちんと視野に入れてというようなこともございましたが、先ほどから答弁しているように、告発については町としては現時点については慎重に対応していきたい。なおかつ、三区住民の意思を慎重に判断し見きわめてまいりたいという考えに変わりはございません。

なお、刑事訴訟法の中身については、阿部企画課長から答弁させますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

また、この件については罪を憎むことは、非常に私自身、自分の基本的な考え方というか、生きていく上で考え方がございます。罪を憎んで人を憎まず、人を許すということも非常に大切な試練ではないかなと思っております。これまでも、話をしてきましたように、お金は全額返されている。なおかつ、深く反省している。三区自治会においても、役員同士ではきちんと話し合いがなされて、お互いに今後波風を立てないで仲よくやっていこうと、三区の住民を三区の住民が訴えると、告発するということについては避けたいというような話もお聞きしております。

したがって、その一連の行為に至った心の動き、結果としてその流れ、そういったものについて、憎むことは非常に憎まなくてはいけない、これは先ほども話ししているとおり、そうしたものについては今後最善の注意を払っていききたいと思いますし、なおかつ、今後再発しないように慎重に慎重を期して報告書の扱い、さらには申請の扱い、お金の流れ、十分に注視してまいりたいと、そのように考えておりますので、青山議員もそうした考え方もあることもご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、地方創生の関連でございますが、福島大学の話が出ました。赤カボチャ、農業分野で雇用も生まれる。これについては、地方創生の町の人口ビジョン、総合戦略、その中でも説明しているとおり、こうしたものに目を向けていくことについては、目標の中でもきちんとうたっている内容でございます。もちろん、大きなことを考えるだけではなくて、きちんと自分の足元、立ち位置をきちんと意識しながら、そうした計画をつくっていききたいと思いますし、住民の皆さん、そして議会の皆さんも同じような思いで前に進んでいきたい。

そして、一貫して言えることは、最終的には私自身が前々から話ししておりますように、まちづくりというものは基本的に、住民目線、住民主体、そして住民に寄り添ったそんなまちづくりということで考えておりますので、そうしたことをゆめゆめ忘れることなく執行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 青山議員に答弁申し上げます。

公務員の告発義務についてのおたかしでありました。刑事訴訟法第239条第2項、青山議員おっしゃいましたけれども「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」という規定がございます。通説はこれを義務規定としておりますが、この通説におきましても、告発するか否かについて、職務上正当と考えられる程度の裁量まで許さないとするものではないというところが一般的な考え方というふうに説明されております。

職務上正当か否かの判断であります。この点につきましては、例えばですけれども中学校の生活指導担当の教諭が喫煙をしている生徒を見つけたが、いまだ生活指導の余地ありとして教育上の見地から告発しないことは、事情によって職務上正当と認められるであろうということでございます。

先ほど来、町長が申し上げますけれども、三区行政区そのものがこの問題について今後の地域のことを考えて告発しないということにつきましては、職務上の正当ということで町としては判断していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、青山君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） それでは、総括質疑としまして、議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算について質疑を行います。

定例会提出議案の46ページになりますが、補正予算の第1項公債費、1目元金、2目利子の部分で合計で1億円ほど繰上償還になると思いますが、これが計上されております。平成25年度に繰上償還があり、26年度、前年度はなく、特に前年度は実質単年度収支が2億8,000万円ほどの赤字だったかと思います。財政がなかなか厳しい折に、なおかつ、今1億円を、お金を繰上償還しなくてはいけないというその目的、意味はどこにあるのかわかりません。

それと、もう一つはその1億円の財源はどこから捻出されたのかということでございます。恐らく、何かの

事業でもって差額が出て、安くなったがために余裕が出てきたのかというふうに思いますが、なかなか町はお金なくて、公園の木が切れないとか、そういったことがございまして、1億円というのは非常に有効なお金であります。道路を舗装するにすれば、かなりの距離が舗装されるわけであり、町のインフラでもあちこちの公園の木を切ったりとか、住民にとっては利活用が非常にできる多額の1億円でございます。この繰上償還をなぜ今の時期にしなくてはいけないのかというのもわかりませんし、この目的、財源について質疑を行います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の総括質疑に対する答弁をさせていただきます。

平成27年度の一般会計補正予算の中に、公債費1億円、繰上償還をなぜしたのかというようなおただしであります。これらについては平成26年剰余金に基づいて繰上償還をさせていただきました。その目的等含めて、借金の残高を減らしたい、公債費比率を平準化したい、そうした内容に基づいてやらせていただきました。

これは、これからの事業を考えていくと、余裕のある、余裕という言い方はおかしいですけども、剰余金が出た段階でそうしたことを今後繰り返さないと、青山議員がいつも心配されるように借金の額がふえてしまう、公債費比率は上がってしまう、そうしたことは住民に不安をかけるということにもなりますので、そうした狙いのもとで実施をさせていただいておりますので、ご理解ください。なお、詳しい金額等についての詳細説明は阿部企画課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えします。

46ページごらんいただいていたものにつきましては、今、町長が申し上げたとおりでございます。財源につきましても、26年度の剰余金から持ってきているものと、あともう一つの要因は歳入のほうで、15ページ、例として見ていただきたいんですけども、15款国庫支出金、国庫補助金の5目土木費国庫補助金、6月補正では公園分減額させていただきましたけれども、今回は社会資本総合整備交付金事業の補助金の道路分が確定しまして、事業そのものが大きな事業費減額になっております。

議員ご指摘の1億円あるのであれば、道路等というところもございしますが、もう枠として決まっている事業の減額でありますので、その分をどっかに回すということは非常に難しいことでありまして、今回、公債費残高をなるべく減らすように実質公債費比率の問題もありますので、財政的なちよっと工夫をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第51号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第49号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、8月28日までに受理した請願、陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

（午後 2時54分）

平成 2 7 年 9 月 1 4 日（月曜日）

（第 4 号）

平成27年第390回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年9月14日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第49号

請願第3号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 陳情第4号・第5号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第51号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号

認定第1号

審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程の追加

日程第 5 議案第58号 第一区自治会館建築工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第59号 矢吹小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)請負契約の締結について

日程第 7 閉会中の継続調査の申出について

日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企画経営課長 阿 部 正 人 君
総 務 課 長 藤 田 忠 晴 君	税務課主幹兼 課長補佐兼固 定資産税係長 神 山 義 久 君
町民生活課長 氏 家 康 孝 君	保健福祉課長 泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 佐 久 間 一 幸 君	都市建設課長 福 田 和 也 君
上下水道課長 小 針 良 光 君	教育次長兼 学校教育課長 佐 藤 豊 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 白 坂 恵 悟 君	生涯学習課主 任主査兼生涯 学習振興係長 青 木 紀 男 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長 角 田 哲 也
----------------	-------------------------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） それでは、去る9月8日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第49号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第49号及び請願第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。あと、傍聴席の皆さん、ご苦勞さまでございます。

それでは、総務常任委員会より審査結果の報告をいたしたいと思います。

総務常任委員会審査結果報告書。

第390回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。

1から6番までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第49号及び請願第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第49号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー制度の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

なお、条例の改正による施行日については、個人番号の通知や利用開始等によってそれぞれ異なるものであります。

討論に入り、安井委員から、国のほうでも個人情報の流出に関する懸念について明確に示されていないという状況の中で、本条例の改正をすべきではないという旨の反対する意見、一方で熊田委員からは、マイナンバー制度は全国に共通する制度であり、今後の各種手続等を容易にするという利点もあるため、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第3号 矢吹町特別職（町長、副町長、教育長）の退職金廃止を求める請願書。

本件は、矢吹町の町長、副町長及び教育長による退職金制度の廃止を求める請願であります。

討論に入り、熊田委員から、町長等の退職金制度は、関係自治体に共通した制度加入によるものであり、町だけで判断できるものではなく、退職金廃止については十分に時間をかけ議論すべきものであり、現時点では廃止すべきものではないとの考えから反対する意見、さらに吉田委員から、現町長は就任以来本来の給料月額から町長自身は20%、副町長及び教育長はそれぞれ10%ずつ減額しており、退職金の廃止までの必要はないとの趣旨から本請願に反対する意見があり、一方で安井委員から、退職金については全国的にも批判があり、大阪府知事や企業の役員等においても廃止しており、財政再建を進めているが、いまだに厳しい状況にある中では、町民の意見を尊重し、廃止すべきであるとの考えから本請願に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1 番、安井敬博君。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議案第49号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

本案は、国による通称マイナンバー制度の施行に伴い所要の改正をするものでありますが、このマイナンバー制度の施行に当たって、その前に年金情報の大量の流出事件があったことは、議員の皆さんもご記憶に新しいところだと思います。

これに対しては、国の方でも抜本的な対策、また原因等の究明等もされていない中、このマイナンバー制度が施行されれば、同じようにまた個人情報が流出する可能性が大きいという懸念があります。

さらには、今後このマイナンバー制度、これが施行されて今後銀行の口座の情報などを初め、企業との情報の接続も予定されております。こうなれば、ますます個人情報の流出の可能性は飛躍的に高まるわけであります。

このように、個人のプライバシーの問題などに関して大変問題のある制度でありますので、本条例に反対の討論をさせていただきます。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

9 番、熊田宏君。

〔9 番 熊田 宏君登壇〕

○9 番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第49号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度として社会保障、税、災害対策分野において個人番号を付番することで、住民の利便性の向上と行政事務の効率化及び社会保障の不正受給や税の過小申告防止などの公正・公平な社会の実現を目的として、平成25年5月に制定されております。

この法律により町民一人一人に個人番号が付番されるため、その番号により個人が特定されることから、町民のさまざまな個人情報は、住民の意図しないところでみだりに使用されることがないように条例で規定する必要があります。

今回の条例改正は、個人番号が加えられた個人情報の目的外利用及び提供などを制限し、より厳格な個人情報の保護措置を講じた内容となっており、今後マイナンバー制度による町民の利便性や行政事務の効率化などを図るためにも、必要かつ重要であると考え本案に賛成いたします。

皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 私は、請願第3号 矢吹町特別職（町長、副町長、教育長）の退職金廃止を求める請願について反対の立場で討論いたします。

町長等の常勤特別職は、大変激務な職責にありますが、本町においては町長が20%、副町長・教育長はそれぞれ10%の給与の減額を就任当初から実施し、財政再建初め振興復興等に全身全霊を傾注し、まちづくりに取り組んできているところであります。

また、本町は、県内の市町村で組織する福島県市町村総合事務組合に加入しており、町長と特別職のみが総合事務組合から脱退することはできず、その場合は一般職員も脱退しなければならないということになります。

規模の大きな市においては、独自の退職手当の積み立ての事例もありますが、町村については県内全てが総合事務組合に加入し、退職手当積立額の平準化を図り財政への影響を少なくしております。

このような中、現時点で本町は総合事務組合を脱退することは難しく、総合事務組合に加入している限りは、町長と特別職に対する退職手当を廃止することはできないので、本請願に反対をいたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 請願第3号 矢吹町特別職の退職金廃止を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

現在、全国を見ても会社員や公務員等が、何十年も勤務して支払われる退職金と同等かそれ以上の金額が特別職三役に支給されることに対し、批判や疑問の声が起きております。

こうした世論を受け、首長の退職金を廃止する自治体が増加してきております。都道府県においても、大阪府の特別職報酬等審議会が知事の退職金廃止を答申し、知事も受け入れる方針を示しております。大企業においても、アンケート調査などによると役員退職慰労金制度廃止、また廃止する予定の会社は、上場会社の約7割という結果が出ております。

役員のみならず、2012年に適格退職年金制度が廃止されたことにより、社員の退職金制度を見直す企業が大幅にふえております。

中小企業においては、退職金制度そのものがないという場合も少なくはありません。

また、私たちの議員年金も合併等により大幅な議員数の減少により、財政的に議員年金制度が維持困難ということで廃止になりました。

また、矢吹町議会でも次回の選挙から定数を16名から2名の減、14名という諸般の状況により決断いたしました。町長の努力はあるものの、依然として町の財政は厳しい状況下にあります。高額な退職金が多選になれば何度も支給され続けることは、町民感情からも理解できないものがあります。

こうした状況から、私は矢吹町特別職の退職金廃止を求める請願に賛成するものであります。ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第49号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第3号 矢吹町特別職（町長、副町長、教育長）の退職金廃止を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について採決します。本件を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（諸根重男君） 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

賛成3人だね。立つときはきちっと立ってください。

◎陳情第4号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより陳情第4号及び第5号を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第390回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第4号、第5号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第4号 平成27年度農道の現道舗装要望について。

本件は、中丸地内の町道に接続する農道の早急な舗装整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第5号 大和内地地区農道の舗装に関する陳情。

本件も、大和内地内の町道に接続する農道の早急な舗装整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第4号 平成27年度農道の現道舗装要望についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第5号 大和内地地区農道の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第51号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案第51号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第390回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

また、審査結果に入る前に認定第2号の平成26年度国民健康保険のところの「年度」が消えておりますので、つけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,915万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億3,415万5,000円とするもので、あわせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1,726万2,000円、県支出金1億2,787万4,000円、繰越金1億8,000万円などをそれぞれ増額し、繰入金6,637万1,000円、町債3,240万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計及び各会計間による職員の人件費補正のほか、総務費が地方創生上乗せ交付金に係る事業等により7,482万8,000円、農業系汚染廃棄物処理委託等により農林水産業費が2,388万円、工業団地等除染対策事業等により商工費が1億59万3,000円、繰上償還の元利償還金として公債費の1億円などをそれぞれ増額し、社会資本整備総合交付金事業等により土木費を8,136万6,000円などを減額するものであります。

繰越明許費の補正については、矢吹小学校大規模改修事業の年度内完了が困難なことから、総額4億7,006万3,000円を翌年度に繰り越すべき事業費として設定するものであります。

地方債の補正では、農業施設災害復旧事業債を追加し、学校教育施設等整備事業債の限度額を増額し、県営農道整備事業債、農業基盤整備促進事業債、地方道路等整備事業債及び公営住宅建設事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、安井委員から今回の補正予算には、マイナンバー法の施行に伴う関係事業予算が計上されており、当該法の施行については、さきの年金情報の流出問題に対する原因やその具体的な対応策が講じられていないことや、将来的には個人のプライバシーに関する情報などにも流出するおそれが危惧されることから本案に反対する意見、また加藤委員からは、今回の補正予算において生活用道路整備事業が見送られる中、なぜこの時期に公債費の繰上償還をするのか、その理由が理解できないため本案に反対する意見があり、一方で熊田委員からは、本案による補正予算については、適正な積算としての事業執行を前提に計上されたものと認めるため本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額23億5,349万8,000円に対し、歳出総額21億4,650万1,000円で、差し引き2億699万7,000円の黒字決算であります。

討論に入り、加藤委員から、国民健康保険に加入する被保険者の平均所得は、他の保険に加入する被保険者の所得に比較して極めて低い水準となっており、加入者1人当たりの所得に占める保険料の負担割合の高さも突出している中、今回の決算年度から一般会計からの財源補填繰入金を廃止したということは、弱者にさらに負担を強いた国民健康保険運営と考えられ、また財源補填の繰入金のない中、3億円もの積立金をなし得たこと、さらに2億円の黒字決算により合わせて5億円もの余裕がある中で、国民健康保険税の納入に苦しむ加入者にとって、到底肯定することができないものと考えことから、本件に反対する意見があり、一方で熊田委員からは、本件の決算については適正な事業執行に基づき運営されており、国民健康保険給付金支出準備基金の積み立てについても、しかるべき活用時期に備え目標に沿った積み立てをしており、何の問題もない決算と認め、本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億9,951万3,000円に対し、歳出総額5億9,766万5,000円で、差し引き184万8,000円の黒字となるが、翌年度に繰り越すべき財源として184万円を差し引いた実質8,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、今回の決算については年度当初から消費税の値上げによって下水道使用料を値上げしたもので、震災以降町民の生活も苦しい中、消費税値上げ分を賦課すべきでない当初予算においても反対し、その決算であることから本件に反対する意見があり、一方で熊田委員からは、本件の決算については、適切な事業執行のもとに黒字による決算を評価する旨の賛成意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額2億1,024万5,000円に対し、歳出総額2億978万1,000円で、差し引き46万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、今回の決算については、同様に年度当初から消費税の値上げによって農業集落

排水使用料等を値上げしたもので、消費税値上げ分を賦課すべきでない当初予算に反対しており、その決算であることから本件に反対する意見があり、一方で鈴木隆司委員からは、適切な事業執行のもとに黒字決算を評価する旨の賛成意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額12億2,521万6,000円に対し、歳出総額12億2,316万8,000円で、差し引き204万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億4,948万9,000円に対し、歳出総額1億4,932万3,000円であり、差し引き16万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成26年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、消費税を除いた収益的収支において、収入額4億979万9,000円に対し、支出額4億1,935万5,000円で、当年度純損失955万6,000円の赤字決算であります。

なお、当年度純損失については、前年度からの繰越利益剰余金により全額補填の上、残る未処理分利益剰余金1,274万4,000円については、全額繰越剰余金として翌年度に繰り越しを予定する内容のものであります。

資本的収支は、収入額4,373万2,000円に対し、支出額2億1,664万3,000円で、差し引き不足する額1億7,291万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填する内容であります。

討論に入り、安井委員から、水道事業決算においても水道使用料等の消費税の値上げ分を賦課すべきでないという趣旨から本件に反対する意見があり、一方で熊田委員からは、適正な事業運営により決算されたものと認めるとともに、消費税の納入については国民の義務であることを前提に本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第51号 平成27年度一般会計補正予算（第2号）並びに認定第3号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定8号 平成26年度矢吹町水道事業会計決算認定について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第51号 一般会計補正予算についてであります。本案には通称マイナンバー制度の施行に伴う個人番号カード交付事業に係る予算が計上されております。

マイナンバー制度は、さきの年金情報の大規模な流出もありその原因も明らかになっていない、抜本的対策もとられていないということで、また将来的には、銀行口座などの個人情報、そういったものも接続されることが予定されております。こうなると、さらに個人情報流出の危険性は飛躍的に増すわけであります。

このような重大な問題の懸念を抱えるものに対する予算が含まれている本補正予算に対して、反対をするものであります。

また、認定第3号・5号・8号につきましては、水道料金や下水道料金、そういったものに対して、昨年の4月に消費税率が5%から8%に値上げされ、その値上げされた3%分が受益者に負担を強いているものであります。

消費税法によりますと、納税義務者の規定はあっても担税者の規定はありません。すなわち消費税は原則として、あらゆるサービスの全ての段階に係るものであって、誰が負担してもよく行政サービスの受益者が必ず負担する必要はないものです。

このように、納税者必ず受益者が負担するものではないということに加えて、また消費税には制度的にも問題があり、輸出大企業については、輸出還付金により実質消費税の負担をしていないなど大変不公平な税制であります。

この4月からの消費税の値上げは、生活必需品などあらゆるものにがかってきました。また、東日本大震災などで復興の途上にある当町民にとって少しでも負担を軽くしてあげること、これは地域経済への発展、また復興などにも寄与するものであります。

消費税負担分を町が負担したとしても、町の財政に与える影響は大きなものではありません。逆に、暮らしやすい町をつくる、こういったことで町への移住者もふえる、そういったことも考えられました。

こういった観点から、そのような措置がとられなかったこの決算認定に対して反対するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

私は、議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）及び認定第5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について討論をいたします。

厳しい財政運営の中、財政指標の一つであります実質公債費比率は、平成26年度決算では、前年比で1.4%減の14.6%となり、着実に健全財政へと向かっておりますが、順位的にみれば、依然として高い位置にあることは、皆様ご承知のとおりでございます。

このため、地方財政法第7条に基づき、地方債の繰上償還の財源に充てるなど、公債費率の抑制に努めることは、後年度の財政負担の軽減を図り、健全な財政基盤を確立し、適正な住民サービスの提供と安定した町政

運営を推進するものであります。

またこのような中にありましても、平成26年度決算による余剰金の取り扱いとしては、繰越金への歳入への編入により、一般財源として歳出予算に充当することで、必要な財源を確保しております。

さらに、東日本大震災からの復興を進める中において、農業系汚染廃棄物処理や工業団地等除染などの放射性物質対策等を行うもののほか、地方創生上乗せ交付金への先駆的な取り組みは活力ある地域社会を目指し、町民に寄り添った予算であると考え、大いに評価するものであります。

このように今回の補正予算は、町政全般にわたる課題に取り組んでいくための予算であると考えまして、本案に賛成するものであります。

次に、認定第5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成26年度農業集落排水事業においては、厳しい財政運営の中、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図るため、国庫補助事業である農業集落排水処理施設機能強化事業により、本村地区及び三城目地区の汚水処理の機能強化に努めております。

また、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の5処理区域の接続促進を図り、水洗化率は前年より0.5%伸びて75.8%となりました。農業生活環境の向上、自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図っております。

さらに、東日本大震災からの復興を進める中において、施設の適切な管理運営と経費削減を行い、町民に寄り添った予算であると考え、大いに評価するものであります。

このように、農業集落排水事業の課題に取り組み、適切な予算執行であると考え、私は本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

3番、加藤宏樹君。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、私は認定第2号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

国保加入者の平均所得は、被用者保険に比べてかなり低い水準となっております。所得に占める1人当たりの保険料負担割合は、国保が10%、協会けんぽが7%、組合健保が5%であり、国保の高さは突出しております。

また、国保加入者の平均所得は、組合健保の42%の平均所得であり、国保加入者は2倍もの保険料を負担しているのが実情であります。そもそも、国保に国庫負担が投入されているのは国保が社会保障として運営されていることを意味しているわけであり、これらを鑑みますと、今回の決算年度から一般会計からの繰入金の一つであります財政補填繰入金を廃止されております。このことは、弱者をさらにいたぶる町政、国保運営と映ります。

さらに、財源補填がないまま3億もの大台の積立金をなし得たこと、そして2億円を超える黒字会計となっ

たことをあわせて、5億円もの余裕をもたらしていることは国保料の高負担に苦しむ加入者にとって看過できるものではありません。

以上によりまして、到底認定されるものではなく、反対いたします。

議員の皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） 私は、認定第2号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、被用者保険、いわゆる社会保険と比べまして、年齢構成が高いこと等により、医療費水準が高いといった構造的な課題を多く抱えております。

このような状況の中、早期発見、早期治療を目的とする特定健診、国保人間ドック委託事業などの医療費適正化事業を適正に執行し医療費抑制に努めて、厳しい財政の中、安定した財政運営が行われているものと映ります。

また、矢吹町国民健康保険給付費支払準備基金につきましても、必要とされる基金保有額までの積み立てを維持していることなどから本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 私は、認定第3号、認定第8号に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

認定第3号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度公共下水道事業においては、厳しい財政運営の中、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図っております。さらに東日本大震災の復興を進める中においては、施設の適正な運営管理を行い、町民に寄り添った予算執行であると考え、大いに評価するものであります。

よって、適切な予算執行であると考え、本件に賛成をいたします。

認定第8号 平成26年度矢吹町水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度水道事業においては、電気料金の値上げによる動力費の増加、施設の老朽化に対応する修繕費の増加、さらには節水による給水量の低下など厳しい公営企業の運営となっておりますが、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図っております。

さらに、東日本大震災からの復興を進める中においては、県との連携により水道施設の適切な管理運営と節減を図っております。

また、町民に寄り添った予算執行であると考え、大いに評価できるものであります。

よって、適切な予算執行であると考え、本件に賛成をいたします。

議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成26年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成26年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 平成26年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 平成26年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時02分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 2時12分）

◎議案第52号～議案第57号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2 予算決算特別委員会委員長、10番、栗崎千代松君。

〔10番 栗崎千代松君登壇〕

○10番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

第2 予算決算特別委員会審査結果報告書。

第390回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1 番から 6 番までは記載のとおりですので割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、認定第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第52号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,509万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,697万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金1億1,179万円などを減額し、繰越金2億699万8,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費310万5,000円などを減額し、保険給付費2,922万3,000円、共同事業拠出金3,148万8,000円、諸支出金3,726万5,000円などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳出予算の款項区分ごとの金額をそれぞれ補正するものであります。

歳出予算の款項区分による補正内容は、総務費を増額し、事業費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,821万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金49万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費49万6,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ334万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,901万円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金204万6,000円などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金264万5,000円などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ360万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,086万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金360万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費360万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、支出予定額に473万6,000円を追加し、収益的支出予定総額を4億5,889万5,000円とするものであります。

収益的支出補正の内容は、営業費用473万6,000円を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出予定額に520万円を追加し、資本的支出予定総額を2億5,178万円とするものであります。

資本的支出の内容は、建設改良費520万円を増額するものであり、あわせて既定の資本的収支不足額の補填財源の一部を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額108億9,766万6,000円に対し、歳出総額103億4,291万円で差し引き5億5,475万6,000円の黒字となるが、うち翌年度に繰り越すべき財源として1億2,116万8,000円を差し引いた実質4億3,358万8,000円の黒字決算であります。

討論に入り、青山委員から、補正予算でも反対した歴史的建造物の補助による事業が執行されたこと、そして本年度決算による経常収支比率が82%を示しており、財政運営の弾力性に欠ける心配、さらに財政収支状況については黒字決算であるものの、基金取り崩しなどを行ったもので、実質収支比率の数値からも財政運営上の課題が残るという趣旨から本件に反対する意見、また藤井委員からは、震災の復旧・復興の関係から公共施設などの利用に伴う消費税の増額を見送った自治体がある中、本町はその増税による予算が執行されたことの趣旨から本件に反対する意見があり、一方で大木委員から、東日本大震災からの復興、原発事故による放射線対策事業を最優先に執行され、町民の安全・安心に努め、あわせて住民福祉サービスにも力を注ぎながら財政の健全化を図り黒字決算となったこと、また実質公債費率についても減少傾向にあり適切に執行されたものと認め本件に賛成する意見、さらに薄葉委員からは、東日本大震災からの復興が実感できるような事業と放射線対策にも積極的に取り組み、町民の安全・安心はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化に取り組んだことを評価し、本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、可否同数から委員長裁決により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

平成26年4月から消費税が5%から3%値上げで8%となりましたが、消費税の値上げは地域経済に大きな負担となっております。そうした負担を少しでも和らげるためにと、26年度当初予算編成時に福島県では東日本大震災、原発事故からの復旧・復興、道半ばということで住民のやる気、元気をなくさないためにもと、消費税増税分の3%を公共施設、また水道の使用料などに上乘せしない、予算を編成した自治体も数多くありました。

また、矢吹小学校の大規模改修に当たっても巨額の予算であり、補正予算の編成では補正予算の性質、意味合いから不適切ではないか、また矢吹町の歴史的建造物の復旧・魅力向上に関する工事費補助金も町民から見ても公平性に欠けているのではないかと反対してきました。

そうした経緯から認定第1号に反対をいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成26年度一般会計歳入歳出決算については、矢吹町復興計画で示す復興元年として東日本大震災からの復興を最優先とし、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業を推進した結果があらわれているものと理解いたします。

中でも、矢吹町復興計画の最重点課題として位置づけた除染計画に基づく町内全域の除染、中心市街地復興まちづくり推進事業防災体制の再構築の取り組みとして、住宅除染を初めとする各種除染対策事業、ふくしま森林再生事業、国内外運動場整備事業、災害公営住宅整備事業、第一区自治会館及び第二区東自治会館の整備事業、さらには防災無線システム整備事業、災害用備蓄倉庫建築事業などさまざまな事業を展開する中、国や県の補助金を有効に活用し、財政負担である一般財源の大幅な軽減を図ったことは一目瞭然であります。

結果として、町民の利益につながっており、行政の使命を果たしているものと考えます。

また、財政健全化判断比率の実質公債費率については、前年比1.4%減の14.6%、将来負担比率については、前年比4.4%減の137.2%となり、着実に改善している状況であります。

臨時財政対策債を除いた経常収支比率についても、前年比0.2%減の88.3%、臨時財政対策債を含めた経常収支比率は、前年比0.1%減の82%と改善を見せており、適正な水準と言われる80%に近づいております。

また、実質収支比率は9.48%となり、目安とされる3から5%を上回ってはおりますが、大規模事業の実施

に伴う予算の繰り越し、並びに震災からの復興と原発事故による放射線対策という特殊事情を鑑みれば、適正な財政運営が図られているものと考えます。

このようなことから、平成26年度一般会計歳入歳出決算は、東日本大震災や原子力災害等の対応に取り組みながらも町民の皆さんの負担が増すことがないよう、町民に寄り添いながら、最大限努力し財政健全化に努めた決算内容であると大いに評価できるものであり、本案に賛成いたします。

議員皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

当町におきましては、過去最大の決算規模となった平成26年度の財政運営でありました。その収支状況は、基本的には赤字にしないものとされる実質収支がおおよそ4億3,000万円の黒字でした。

しかしながら、このおおよそ4億3,000万円の黒字額は前年度の実質収支が約3億4,000万円でありましたので、この1年間でどれだけ黒字または赤字をふやしたかという、それを示す単年度収支は約9,000万円の黒字ということが報告された次第であります。

結果としまして、黒字となった単年度収支や基金積立金、そして繰上償還金といったいわゆる黒字要素と逆に基金取り崩し額という赤字要素の動向を鑑みますと、単年度における実質収支の状況を正確に見てとれる実質単年度収支に着目されるわけでございます。

その値は、おおよそ2億8,000万円の赤字となっております。黒字だから問題ないとする黒字とは単なる歳入から歳出を差し引いた形式収支の黒字を指すのか、当該年度と前年度の実質収支の差額がプラスだから黒字とするのか、またこれらのいずれかが健全であるとするのかはわかりませんが、一方、黒字にするために財政調整基金を取り崩したり、将来の負担を減らす目的で財政調整基金を積み立てたり、借金を早目に返し繰上償還を行う等のやりくりをしたものがこの実質単年度収支であり、2億8,000万円の赤字を示しています。借金返済を優先することなく、将来の負担を減らす努力がかいま見れず、単年度収支は黒字だけど実質単年度収支は赤字が意味するものは、3億7,000万円積立金を取り崩して単年度収支を黒字にしたもので、そういうわけであります。

さらに、実質収支比率は約9.5%と算出されます。望ましいとされるのは3から5%を超越しておりまして、その余った余剰分は行政水準の向上や住民負担の軽減に充てられるべきともされています。森を見て木を見ないことのないようにご判断を願うばかりであります。

加えて、地方財政のエンゲル係数とも言われる経常収支比率にあつては、減収補填債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率は、去年より0.1%下がったという報告もございまして、88.3%ということでございますが、以前よりも高く弾力性に欠けるとの判断に当てはまります。

つまりは投資的経費や積立基金といった臨時政策的経費に充てられるのはわずか残りの11%ちょっとでしか余裕がないことをあらわします。

本当に町民にとって優先すべき事業は何であったのか検証する課題が見え隠れしているものと思われます。

以上を理由として、認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。
皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。
現在、町では、東日本大震災から復旧・復興を最優先に取り組んでおり、この間、被災者に寄り添い、被災した家屋の固定資産税の減免や生活支援など各種軽減措置を図ってきました。

また、矢吹町復興計画の最重点課題である農地部門を最優先とした震災からの復旧については、最優先で取り組み完了することができましたが、ここでも本来民地同士の災害復旧については、受益者負担が生じるものを今回は震災特例とし、町が受益者負担分を負担し、町民の負担軽減を図ってきました。

他の市町村では、消費税の増税の際に使用料等を据え置くところもあるようですが、そもそも消費税とは社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするためのものであり、町では法律の趣旨や国からの通知にのっとり使用料等の改正を行っております。

このように、平成26年度一般会計歳入歳出決算は、東日本大震災等の対応に取り組みながらも町民の皆さんの負担が増すことがないよう町民に寄り添いながら最大限努力し、財政健全化に努めた決算の内容であると大いに評価できるものであります。

平成27年度は、平成26年度決算を経て矢吹町復興計画で示す復興期2年目そして第5次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度として町民、行政、議会が一体となって取り組んでいくためにも、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第52号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成26年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時44分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 3時24分）

○議長（諸根重男君） ここでお諮りいたします。

時間を延長して会議を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） それでは、本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の方、ありがとうございます。

それでは、報告させていただきます。

会期中に、町長から提出されました工事請負契約による一般議案2件並びに議員から発議1件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会及び総務常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、閉会中の会期外付託調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、議員発議の1件については、これまで前議会までの関連につながっていないため日程に追加いたしません。議員運営委員会の会議の中では、4名の方が同様の意見でありました。よって、そのように決定させていただきました。

なお、審議中明確な締め切り日を設けるべきという発言がありましたので、議会招集日7日前までというふうに決定させていただきましたので、皆様周知の上徹底のほどよろしくお願い申し上げます。

日程につきましては、お手元に配付の追加議事日程表のとおりであります。本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 3番、加藤宏樹君。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） それでは、異議を申し立てます。

私の発議された議員発議が、今回審議されないということですので、その理由をお伺いしたいと思います。

先ほどの理由では、慣例に従っていないと。こういった慣例が今まであったのか、まず1点。それと、この決定はどの法律に基づいてこのような決定に至ったのか、説明を求めます。

次に、執行部側も本日追加議案を出しております。執行部側の追加議案提出と、議員発議の取り扱いについて差異が生じております。それについての説明を求めます。

○議長（諸根重男君） 9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 3番、加藤宏樹議員の質疑と受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（諸根重男君） はい。

○9番（熊田 宏君） 質疑に答弁させていただきます。3点あったかと思います。

理由、関連はどういう関連か。2つ目、基づく法律は何か。3、執行部の提出、追加議案についてが追加されるのに、発議が追加されないことに対して差異があるというご指摘でよろしいでしょうか。では、1点ずつ答弁させていただきます。

理由につきましては、先ほど全協の中で申し上げました3月議会、同僚議員から提出された安保法制の取り下げを要望する意見書です。廃案でしたっけ。

〔「廃案」と呼ぶ者あり〕

○9番（熊田 宏君） 大変失礼しました。廃案の意見書でありました。そのときに、突然出されては審議が十分できないので、委員会審議を経てできる審議ようにということで、議運で決定されて皆様にもお伝えしました。その慣例でございます。また、先輩議員からもともとそういう慣例があるという意見がありましたので、皆さんそういう同様の意見が4名ありました。ここで、名前を申し上げるべきかどうかはあれですので名前は申し上げませんが、そういうことであります。

法律ですか。これは、議会の運営の日程については議会運営委員会で決定できるというので、それは基づく法律はどれですか。会議規則にあるということでもあります。どれかというのは、すぐに出てきませんが、会議規則。はい、あります。議会運営の仕事の中に入っているということでもあります。

執行部との差異が生じているということは、執行部の議案については何ら質疑もありませんでしたので、そのまんま追加させていただきました。全協の中でも、追加議案の提出について説明があった、そのあと議運でも取り扱いについて何もなかったということでもありますので、以上で答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 加藤議員、今の議運の委員長の答弁について質疑ありますか。よろしいですかそれで。

了解しましたか。

○3番（加藤宏樹君） 了解です。

○議長（諸根重男君） はい、わかりました。

それでは、これでご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。なお、追加日程についてはお手元の配付資料の

とおりであります。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第58号 第一区自治会館建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議題第58号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者には大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

それでは、議案第58号 第一区自治会館建築工事請負契約の締結についてであります。本案は、東日本大震災により被災した第一区自治会館について、復興交付金を活用し、建築場所を移転し再建する工事であります。

工事内容につきましては、中町地内の旧奥州街道に面した土地に、木造平家建て、延べ床面積約423平方メートルの集会施設を建設するものであります。

入札につきましては、平成27年9月2日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社、伸和建设株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社の7社による指名競争入札の結果、議案書のとおり1億2,042万円で、矢吹町新町207番地1、伸和建设株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 第一区自治会館建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより議案第59号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案第59号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第59号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）請負契約の締結についてであります。本案は、子供たちの安全・安心及び学習環境整備のため、スーパーエコスクール実証事業並びに長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用し、矢吹小学校の東校舎及び体育館について大規模改修を行うとともに、改修後の西校舎、東校舎の屋上に太陽光パネルを設置するものであります。

工事内容につきましては、昭和57年に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての東校舎について、延べ床面積1,485平方メートルの内装改修、外壁断熱改修、給排水施設更新、電気設備更新等の大規模改修を行い、平成元年に建築された鉄骨造平家建ての体育館については、温度の上昇を避けるため、屋根に熱反射塗料を塗装し、外壁及びトイレ等の改修を行うものであります。

また、改修後の西校舎、東校舎の屋上に1日の発電容量が90キロワットとなる太陽光パネル390枚を設置し、地上に蓄電量20キロワットの蓄電池1基を整備するものであります。

入札につきましては、平成27年9月2日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社奥村組、株式会社熊谷組、清水建設株式会社、株式会社安藤・間の11社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、4億1,688万円で、矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第59号 矢吹小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付しました資料のとおり、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） これをもって本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において議会全員協議会を、議会全員協議会終了後には、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

これにて第390回矢吹町議会定例会を閉会といたします。
ご協力まことにありがとうございました。

(午後 3時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月 4日

議 長 諸根 重男

署 名 議 員 竹元 孝夫

署 名 議 員 大木 義正